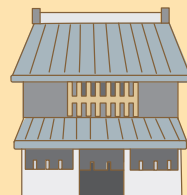




川越市こども計画



令和7年度～令和11年度



令和7年3月
川越市

川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治45年制定)



■市の木 かし
(昭和57年制定)



■市の花 山吹
(昭和57年制定)



■市の鳥 雁
(平成4年制定)



「全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、 地域全体で子育てできるまち川越」の実現に向けて

我が国の年間の出生数は、平成28年に初めて100万人を割り込んだ以降も減少を続け、令和5年には72万7277人となり、統計を開始して以来、最低数を更新しています。

また、子育て世帯の核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しており、こどもや若者が自分の居場所を持つことが難しくなっているとともに、ヤングケアラーの顕在化、不登校の児童・生徒の増加等の社会課題も複雑化しています。



このような社会背景のもと、本市におきましても、全国と同様に出生数が減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。このことを踏まえ、本市では、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境の変化や社会課題等について把握するため、こども・若者・子育て当事者向けに意識と生活に関する調査を実施したほか、「こどもまんなか社会」の実現を目指すための取組の一環として、こどもや若者に加え、障害のあるこども、医療的ケアの必要なこどもの保護者への意見聴取を積極的に実施しました。

この調査結果を踏まえ、前計画である「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の中で集中的に取り組んできた幼児期の教育・保育の充実や待機児童の解消等を引き続き実施するとともに、「若者」への支援を視野に加えるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた必要なブラッシュアップを行い、「川越市こども計画」を策定しました。

本計画では、「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく。」という本市の強い想いを込めて、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念として掲げています。

歴史と文化に育まれた川越で、全てのこども・若者が夢や希望をもって成長することができ、また、子育て当事者が孤立感や不安感を感じることなく、地域全体で子育てを支えることができるまちとなるよう、本計画を着実に推進してまいりますので、引き続き、皆様の御支援、御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の皆様に御尽力いただきましたこと、また多くの市民の皆様、関係機関、事業所等の方々から、貴重な御意見、御提言をいただきましたことに心より御礼申し上げます。

令和7年3月 川越市長 森田 初恵

目次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
6 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮	11
7 計画の実現に向けて	12
8 「こども」の表記	12
第 2 章 川越市の現状	13
1 川越市のこどもを取り巻く基礎データ	15
2 こども・若者・保護者の意向及び現状【令和5年度調査結果より】	22
3 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の達成状況	36
第 3 章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	43
2 施策体系（基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標）	44
第 4 章 こども・若者、子育て支援の事業	47
ライフステージに応じた切れ目ない事業一覧	49
基本目標 1 こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進	54
施策目標 1 こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり	54
施策目標 2 こどもの体験活動等への参画支援	56
施策目標 3 様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり （多文化共生の実現）	57
基本目標 2 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実	58
施策目標 1 切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進	58
施策目標 2 子育て家庭への支援	61
施策目標 3 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	63

基本目標 3 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	64
施策目標 1 教育・保育の充実と質的向上	64
施策目標 2 多様な保育事業の推進	66
施策目標 3 子育て支援サービスの充実	68
基本目標 4 こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備	70
施策目標 1 学校教育の充実	70
施策目標 2 健やかな成長のための保健対策の推進	71
施策目標 3 家庭や地域による教育力の向上	72
基本目標 5 地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり	74
施策目標 1 少子化対策の推進と次代の親の育成	74
施策目標 2 こども・若者の居場所づくり	75
施策目標 3 こども・若者の健全育成に向けた取組	77
基本目標 6 こども・若者の未来をつくる取組の推進	79
施策目標 1 こども・若者の可能性を支える取組の推進	79
施策目標 2 こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備	81
施策目標 3 こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進	83
施策目標 4 障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進	85
掲載事業の目標等一覧	87

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 105

1 「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域	106
2 「教育・保育給付」の量の見込みと確保方策	106
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	117
4 関連法の改正に伴う事業について	138

参考資料 143

1 策定経過	144
2 答申書	145
3 子ども・子育て会議 委員名簿	146
4 こども・若者等から聴取した意見	147
5 用語解説	150

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮
- 7 計画の実現に向けて
- 8 「こども」の表記

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

我が国では、多様な価値観・ライフスタイルの浸透により、未婚化や晩婚化が進み、また、仕事と子育ての両立の難しさや、子育て・教育にかかる費用負担など、様々な要因が複雑に絡み合い、急速な少子化に歯止めがかかっていない状況です。また、少子化や高齢化による社会構造・経済構造の変化に加え、子育て世帯の核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会的背景のもと、こどもや若者が自分の居場所を持つことが難しくなっており、それに加え、ヤングケアラーの顕在化、不登校の児童・生徒の増加、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖等の社会課題が複雑化してきています。また児童虐待やこどもの自殺など重大な事件も後を絶たず、こども・若者の置かれている状況は一層厳しいものとなっています。子育て当事者についても、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚えること、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている社会状況、仕事と子育てを両立できる環境が十分に整っていないなど、解決すべき課題が多く残されています。

このような状況下で、政府は、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に推進することを目的として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設しました。同庁には、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える庁として、こども政策に関する司令塔としての役割が求められています。

こども家庭庁創設と同日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、「こども基本法」の規定に則り、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が同年12月に閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

「こども基本法」や「こども大綱」において、国や地方公共団体が、こども施策の策定・実施・評価を行う際には、こども・若者から幅広く意見を聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。本市としても、こども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、より実効性の高い施策を推進していくためにも、欠かせないプロセスだと認識しています。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと捉え、加速化プランが掲げられています。それを着実に実行するために、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年10月1日に施行され、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯への支援の拡充」、「共働き・共育での推進」に資する施策の実施に向けた取組が進められています。

(2) 本計画策定の趣旨

これまで、本市は、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「川越市次世代育成支援対策行動計画(かわごえ子育てプラン)」や、こども・子育て支援制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)及び「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)(以下、「第2期計画」といいます)」を策定して、こども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

本計画は、「第2期計画」策定以降の国・県等の動向や、こども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情やこども・若者・子育て当事者をはじめとした市民の声を踏まえながら、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込みに対する提供体制の確保方策等を定め、本市のこども・若者、子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

また、本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含することによって、「第2期計画」までは対象とはしていなかった若者に関する事項も含めています。更に、「第2期計画」までは、未就学児や子育て当事者に関する施策の比重が大きくなっていましたが、本計画では、就学後のこどもや若者に関する施策についても拡充しています。

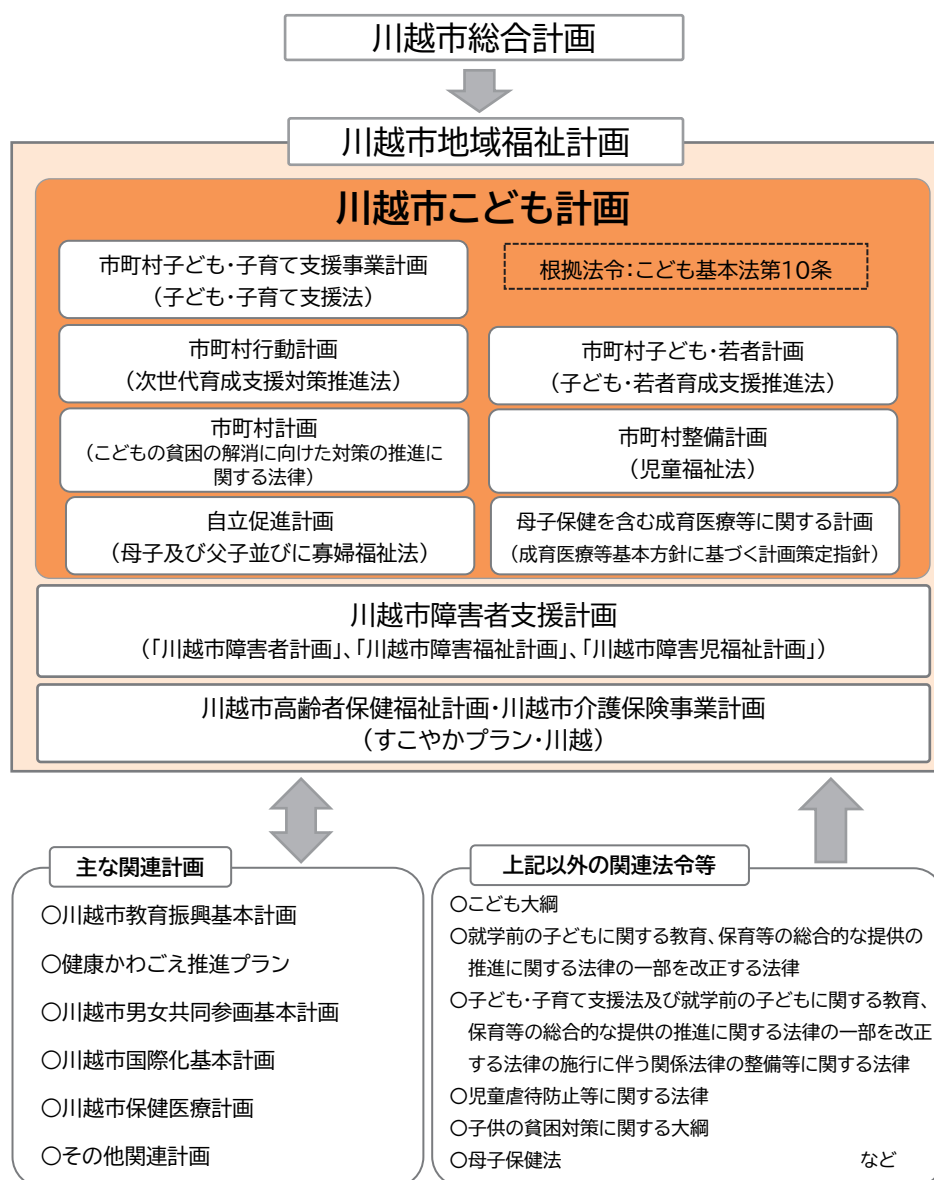
2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法を根拠とする「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法を根拠とする「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律を根拠とする「市町村計画」、児童福祉法を根拠とする「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法を根拠とする「自立促進計画」、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を根拠とする「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定しました。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「川越市総合計画」を上位計画とし、「川越市地域福祉計画」のもと、保健・福祉・教育分野等の関連する計画と整合を図って策定するものです。



3 計画の対象

本計画は、0歳から18歳未満のこども、18歳から30歳未満の若者※と、妊娠期を含めた子育て当事者を対象としています。

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期を含みます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中に制度変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
川越市総合計画	第四次計画 (平成28年度～)					第五次計画 (～令和17年度)				
川越市地域 福祉計画	第四次計画					第五次計画 (～令和14年度)				
第2期川越市 子ども・子育て 支援事業計画										
川越市こども計画						★ 中間年				

5 計画の策定体制

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議)

学識経験者、教育・保育・福祉関係者、公募市民等から構成される川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(以下、「川越市子ども・子育て会議」といいます)において、計画内容の審議を行いました。

(2) 本計画策定に向けた調査（令和5年度実施）

【子ども・子育て支援に関するアンケート調査】

幼児教育・保育及び地域の子育て支援の量の見込みの設定及び今後の利用希望による各事業のニーズ量を適切に把握し、本市のこども・子育て支援施策の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童保護者用アンケート	就学前児童がいる家庭の保護者 (住民基本台帳より無作為に抽出)	2,400 人
放課後児童クラブ(学童保育) 利用保護者用アンケート	放課後児童クラブ(学童保育)を利用している児童の保護者	3,079 人

※抽出日：令和5年9月14日

○ 抽出方法

就学前児童保護者用アンケート：住民基本台帳からの無作為抽出

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート：

放課後児童クラブ(学童保育)利用児の保護者全員

○ 調査方法

就学前児童保護者用アンケート

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

放課後児童クラブ(学童保育)利用保護者用アンケート

[配布]放課後児童クラブ(学童保育)を通じて配布

[回収]放課後児童クラブ(学童保育)を通じて回収、郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年9月25日から同年10月20日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回答数	うち郵送回答	うち WEB 回答
就学前児童保護者用アンケート	2,400	1,060	412	648
		44.2%	38.9%	61.1%
放課後児童クラブ(学童保育) 利用保護者用アンケート	3,079	1,541	603	938
		50.0%	39.1%	60.9%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

全てのこどもが生活環境に左右されず、夢を持って成長していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、こどもたちの意識と生活実態を把握することを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の種類及び対象者

種類	対象者	対象者数
小学5年生対象調査	小学5年生のこどもがいる世帯のこどもと保護者	3,167 世帯
中学2年生対象調査	中学2年生のこどもがいる世帯のこどもと保護者	3,248 世帯
16～17歳対象調査	16～17歳のこどもがいる世帯のこどもと保護者	800 世帯

※抽出日：令和5年11月1日

※1世帯に対象のこどもが複数いる場合、それぞれのこどもに配布しているため、以下「回収結果」の「配布数」と「世帯数」に相違があります。

○ 抽出方法

小学5年生対象調査：小学5年生のこどもがいる全世帯

中学2年生対象調査：中学2年生のこどもがいる全世帯

16～17歳対象調査：住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

小学5年生対象調査・中学2年生対象調査

[配布]学校を通じての配布及び郵送配布(私立小学校/中学校に在籍している人のみ)

[回収]郵送回収又はインターネット回答

16～17歳対象調査

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	こども票	保護者票	親子マッチング できた票数
小学5年生対象調査	3,178	1,259	1,152	954
		39.6%	36.2%	30.0%
中学2年生対象調査	3,257	1,129	994	766
		34.7%	30.5%	23.5%
16～17歳対象調査	800	246	259	202
		30.8%	32.4%	25.3%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

【若者の意識と生活に関する調査】

全ての若者が誰一人取り残されず夢と希望を持って成長・活躍していけるよう、日常生活や社会生活の自立と安定を目指した支援の検討にあたって、若者の意識と生活実態を把握し、施策検討の参考とすることを目的に、本調査を実施しました。

○ 調査の対象者

調査対象者：川越市在住の18歳から39歳の若者

※抽出日：令和5年11月1日

○ 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

○ 調査方法

[配布]郵送配布

[回収]郵送回収又はインターネット回答

○ 調査期間

令和5年12月4日から令和6年1月26日まで

○ 回収結果

区分	配布数	有効回答数	うち郵送回答	うち WEB 回答
若者の意識と生活に関する調査	2,981	660	233	427
		22.1%	35.3%	64.7%

※有効回答数(上段)、有効回答率(下段)

(3) 支援者等へのヒアリング

アンケートによる量的な調査だけでは把握が難しいニーズや、市のこどもを取り巻く状況について、こどもの支援者側から直接話を聴くことにより把握する、質的な調査として実施しました。

○ 調査対象

分野	対象者
① 学校・教育	小学校・中学校・高等学校の教諭、養護教諭
② 幼児教育・保育	幼稚園教諭・認定こども園教諭・保育士
③ 地域のこども支援者	主任児童委員・子どもサポート委員会・児童養護施設関係者
④ 社会福祉協議会・市民団体等	社会福祉協議会・こども食堂や学習支援等を行う民間団体
⑤ 市職員	家庭児童相談員・母子父子自立支援員・保健師・ スクールソーシャルワーカー・ケースワーカー

(4) こどもの居場所に関するオンラインアンケート

「こどもの居場所」について、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の追加調査として、小学校進学後のこどもの居場所に関するニーズを把握することを目的に、本調査を実施しました。

- 調査期間 令和6年7月8日から同年7月19日
- 調査対象 公立保育所利用園児の保護者(1,319名)
- 回答状況 1,151名(87.2%)

(5) こども・若者等からの意見聴取

こどもや若者の意見を聴き、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考えながら、こどもや若者の視点に立った施策検討の参考とすることを目的に、実施しました。主な意見は147～148ページで紹介しています。

○ 調査対象

対象校・機関	学校数	人数
小学校	3校	17名
中学校	3校	19名
高校	1校	5名
特別支援学校	1校	5名
大学	4校	19名
川越青年会議所(若者)	—	5名

○ 実施方法

- ・担当者4名程度で各校を訪問し、教室等において対面で意見聴取を実施。
- ・メインファシリテーター、サブファシリテーター、記録係を配置。

○ 調査期間 令和6年7月9日から同年8月7日

○ 意見聴取テーマ

- ① こどもが市役所へ意見を出しやすくするために必要なこと・必要な環境
[小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ② 放課後や休日に過ごしたい場所 [小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生]
- ③ 将来について不安に思うこと、また川越市にサポートしてほしいこと
[高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者]
- ④ 参加してみたいと思える社会活動 [大学生]
- ⑤ ヤングケアラー事例認知の有無、及び想定される支援 [大学生]
- ⑥ 川越市で住みたい、又は川越市に移住したいと思ってもらうために必要なもの [若者]

【児童発達支援センター利用保護者からの意見聴取】

障害のあるこども、医療的ケアの必要なこども及びそのこどもたちを養育している保護者の日常の様子や困り事を把握し、施策検討の参考とするために、児童発達支援センター利用保護者への意見聴取を実施しました。主な意見は149ページで紹介しています。

- 調査対象 児童発達支援センター利用保護者2名
(障害のあるこどもの保護者1名、医療的ケアの必要なこどもの保護者1名)
- 調査方法
「令和6年度第3回川越市子ども・子育て会議」において、委員からの質問に回答
- 調査日 令和6年8月9日

(6) 意見公募（パブリックコメント）

計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

- 実施時期 令和6年11月27日～同年12月26日
- 意見提出件数 51件

6 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念とする川越市こども計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、SDGsの考え方を念頭に置いて、本計画に掲げる施策を推進します。



出典：国際連合広報センター

7 計画の実現に向けて

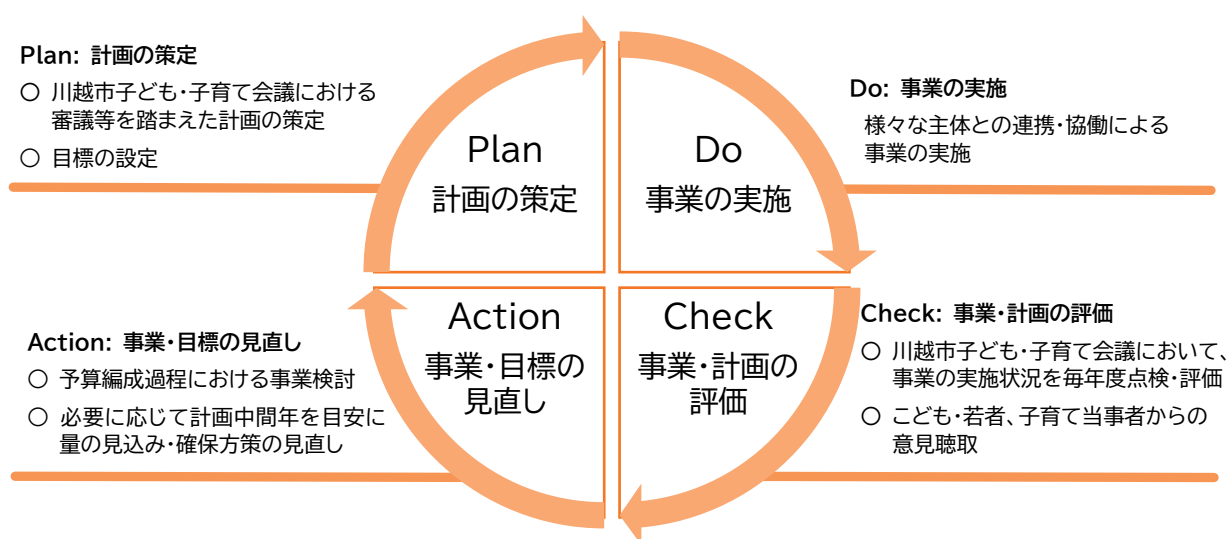
(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的に施策に取り組むとともに、市民・事業者・地縁組織等との協働や、教育・保育関係者等のこども・子育て支援事業者をはじめとする多様な主体の連携・協力により、施策の推進に努めます。

また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、実施中や評価の過程においても、意見を聴取し、共に進めていくよう努めます。そして、社会状況の変化や新たな課題等に対応するため、必要に応じて、川越市子ども・子育て会議等の意見も伺い、適切に事業に反映させていきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に位置づけた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき、事業の進捗状況を把握します。また、進捗状況については、川越市子ども・子育て会議において、毎年度点検・評価を行います。



8 「こども」の表記

本計画では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適当だと判断される場合は、「子ども」、「子供」、「児童」等、平仮名表記以外を用いています。

第2章

川越市の現状

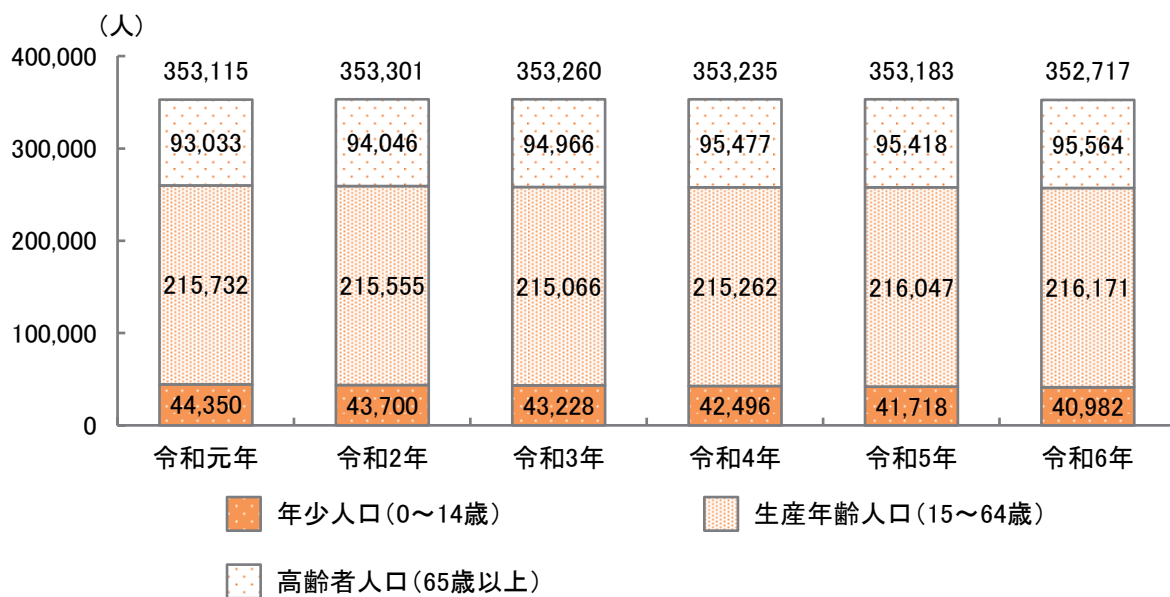
- 1 川越市のこどもを取り巻く基礎データ
- 2 こども・若者・保護者の意向及び現状
【令和5年度調査結果より】
- 3 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」
の達成状況

1 川越市のこどもを取り巻く基礎データ

(1) これまでの人口の推移

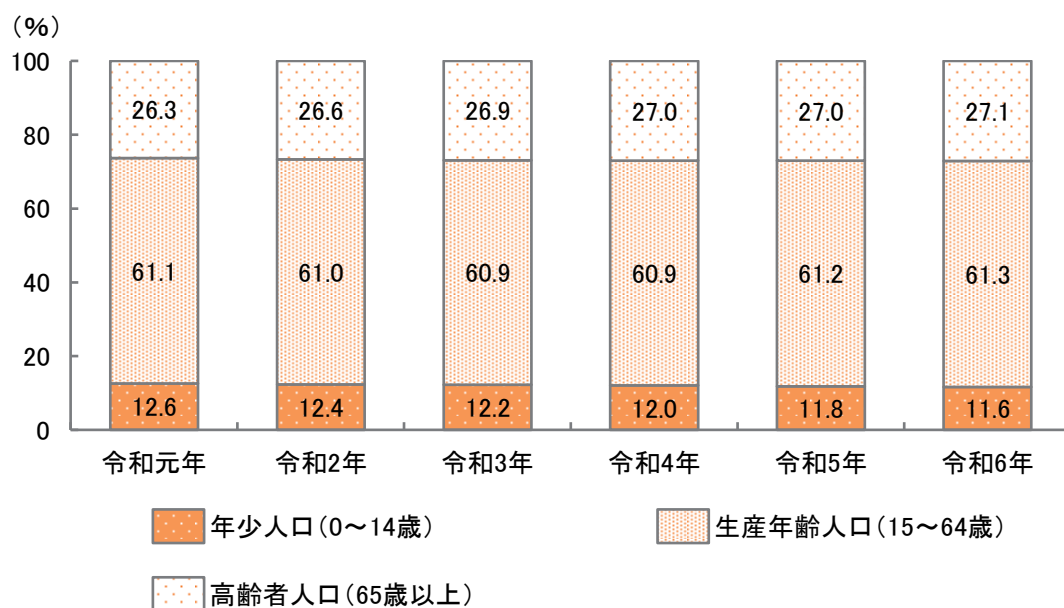
本市の総人口は令和2年から微減しています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)は減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移(川越市)



資料:統計かわごえ(各年1月1日)

年齢3区分別人口の構成(川越市)

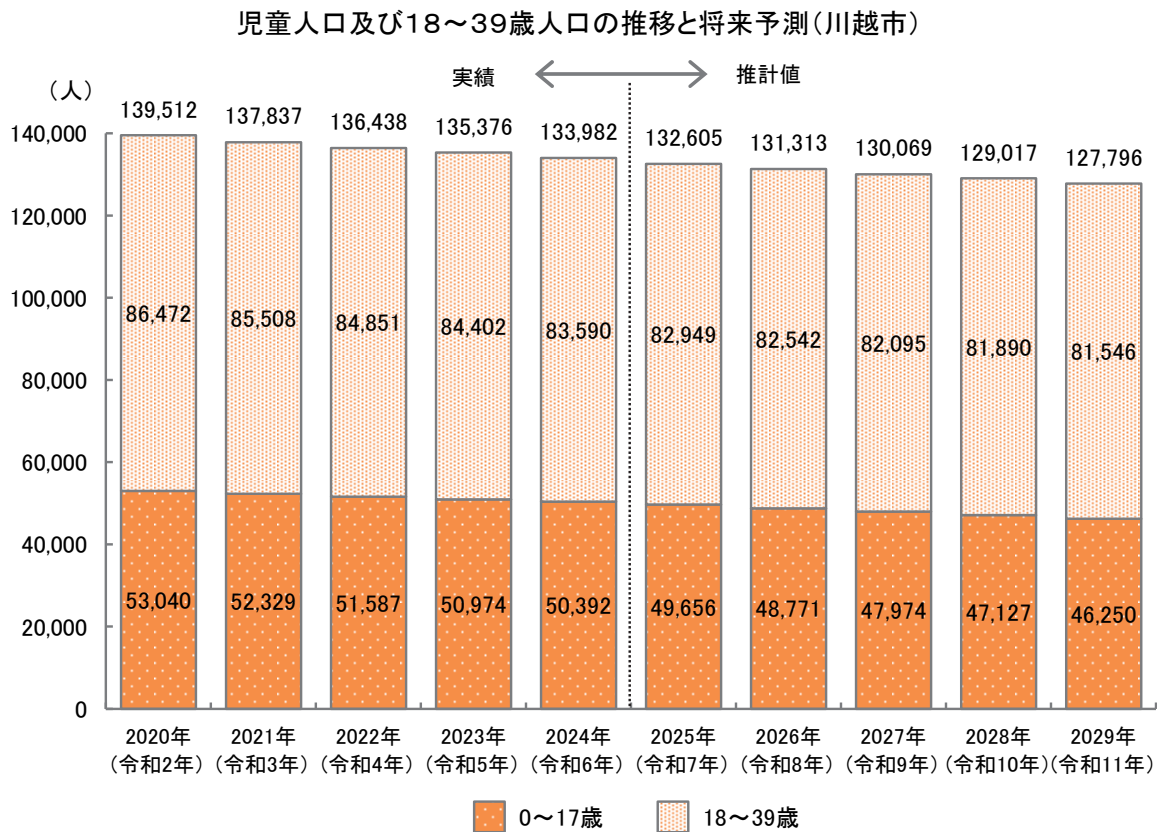


資料:統計かわごえ(各年1月1日)

※本章に掲載しているグラフ内の回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合があります。

(2) 児童人口及び18～39歳人口の将来予測

本市の児童人口及び18～39歳人口の推移は、減少傾向となっており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれています。

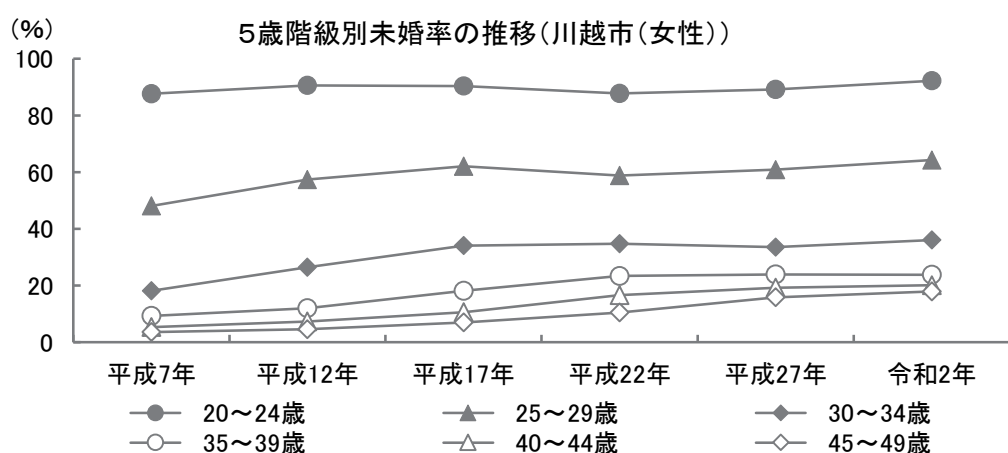
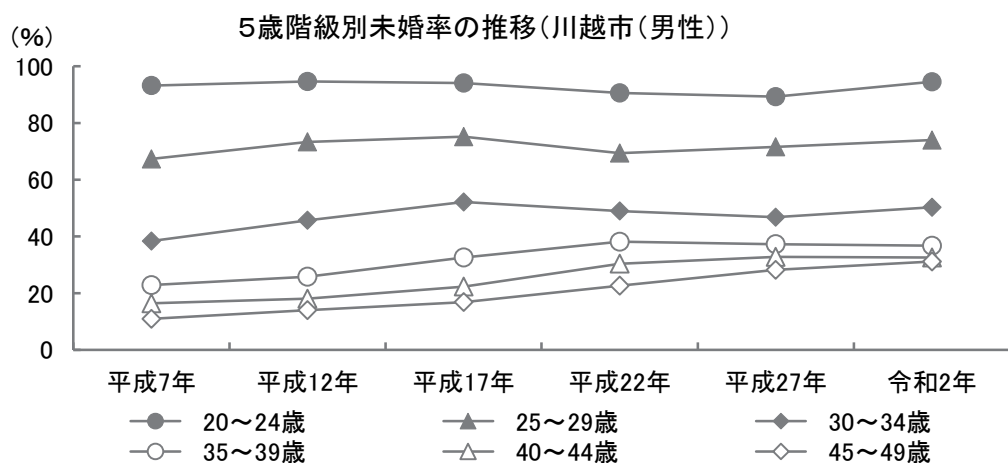


	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
0～39 歳	139,512	137,837	136,438	135,376	133,982
0 歳	2,336	2,318	2,169	2,121	2,051
1・2 歳	5,268	4,947	4,799	4,664	4,500
3～5 歳	8,442	8,288	8,156	7,800	7,573
小計	16,046	15,553	15,124	14,585	14,124
0～17 歳	53,040	52,329	51,587	50,974	50,392
18～39 歳	86,472	85,508	84,851	84,402	83,590
	推計値				
	R7	R8	R9	R10	R11
0～39 歳	132,605	131,313	130,069	129,017	127,796
0 歳	2,134	2,123	2,120	2,126	2,136
1・2 歳	4,377	4,354	4,428	4,413	4,416
3～5 歳	7,200	7,000	6,708	6,673	6,637
小計	13,711	13,477	13,256	13,212	13,189
0～17 歳	49,656	48,771	47,974	47,127	46,250
18～39 歳	82,949	82,542	82,095	81,890	81,546

資料:実績値 住民基本台帳(各年1月1日)
推計値 コーホート変化率法により、住民基本台帳人口を使用して算出

(3) 婚姻の状況

本市の未婚率は男女共に増加傾向にあります。特に、平成7年と比較した際の未婚率の増加率は、男性の45～49歳、女性の35～39歳、40～44歳、45～49歳で2倍以上と顕著です。



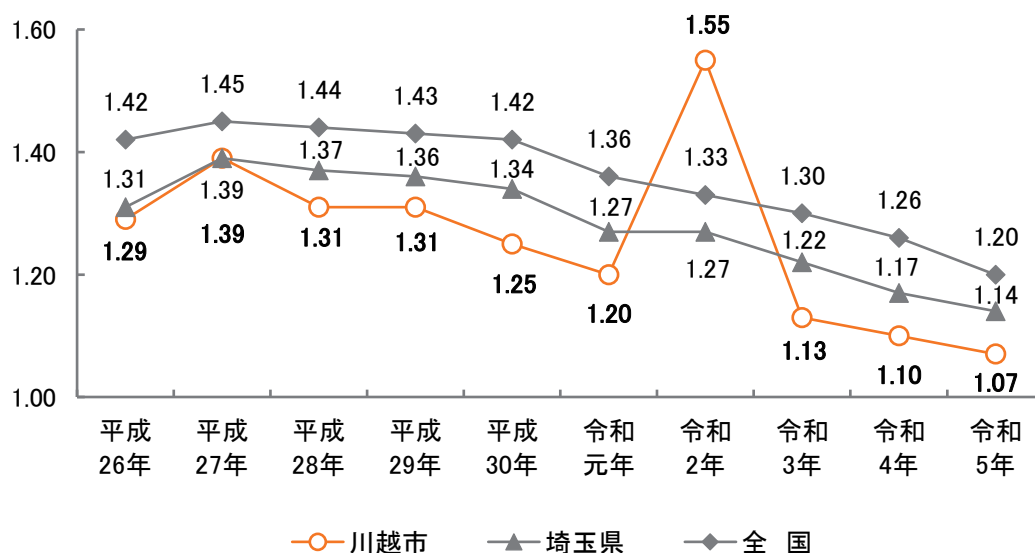
		H7	H12	H17	H22	H27	R2
男性	20～24 歳	93.2	94.6	94.1	90.6	89.3	94.5
	25～29 歳	67.3	73.3	75.2	69.4	71.6	74.0
	30～34 歳	38.3	45.6	52.1	48.9	46.7	50.2
	35～39 歳	22.8	25.7	32.5	38.1	37.2	36.6
	40～44 歳	16.3	18.0	22.2	30.3	32.8	32.5
	45～49 歳	10.9	13.9	16.8	22.6	28.2	31.2
女性	20～24 歳	87.6	90.6	90.3	87.7	89.2	92.2
	25～29 歳	48.1	57.3	62.0	58.8	60.8	64.2
	30～34 歳	18.1	26.4	34.1	34.7	33.5	36.0
	35～39 歳	9.2	12.0	18.1	23.3	23.9	23.8
	40～44 歳	5.3	7.3	10.6	16.6	19.2	20.0
	45～49 歳	3.6	4.6	6.9	10.5	15.8	17.9

資料: 国勢調査

(4) 合計特殊出生率と出生数の推移

本市の合計特殊出生率は、令和2年を除き概ね減少傾向で、全国、埼玉県と比較すると低い値で推移しています。令和5年は、1.07となっています。出生数も減少傾向であり、令和5年の出生数は、平成26年の2,824人と比較して、26%減の2,091人となっています。

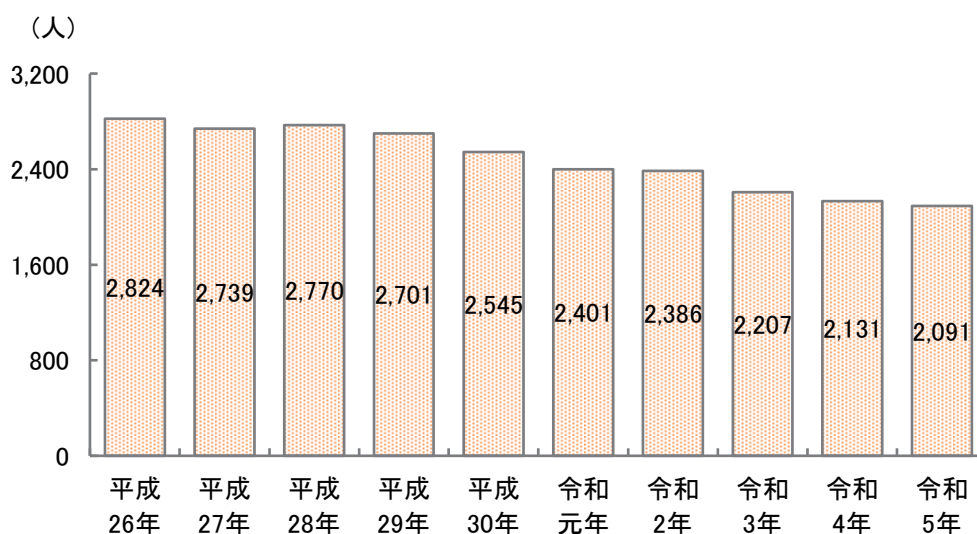
合計特殊出生率の推移(川越市、埼玉県、全国)



資料: 埼玉県ホームページ

* 合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、令和2年を含む国勢調査年においては、総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課による「各年1月1日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」である。そのため国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較できない。

出生数の推移(川越市)

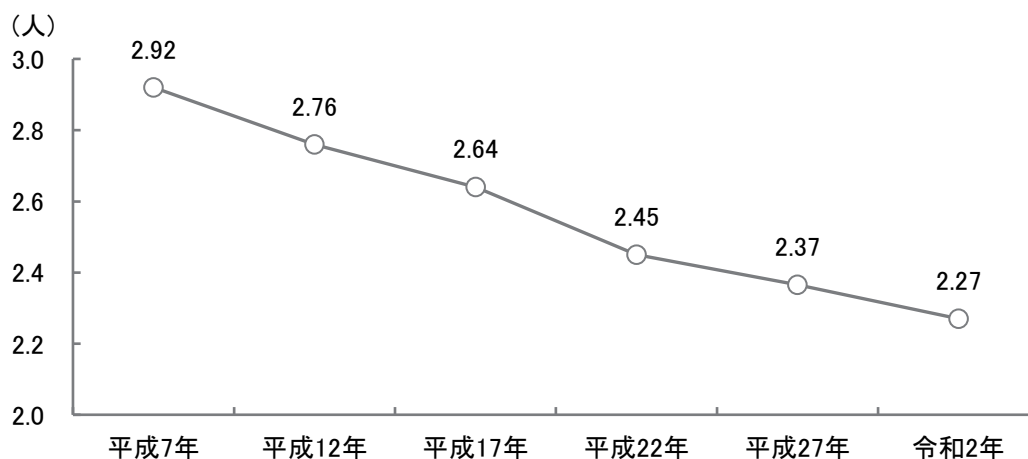


資料: 統計かわごえ

(5) 世帯の状況

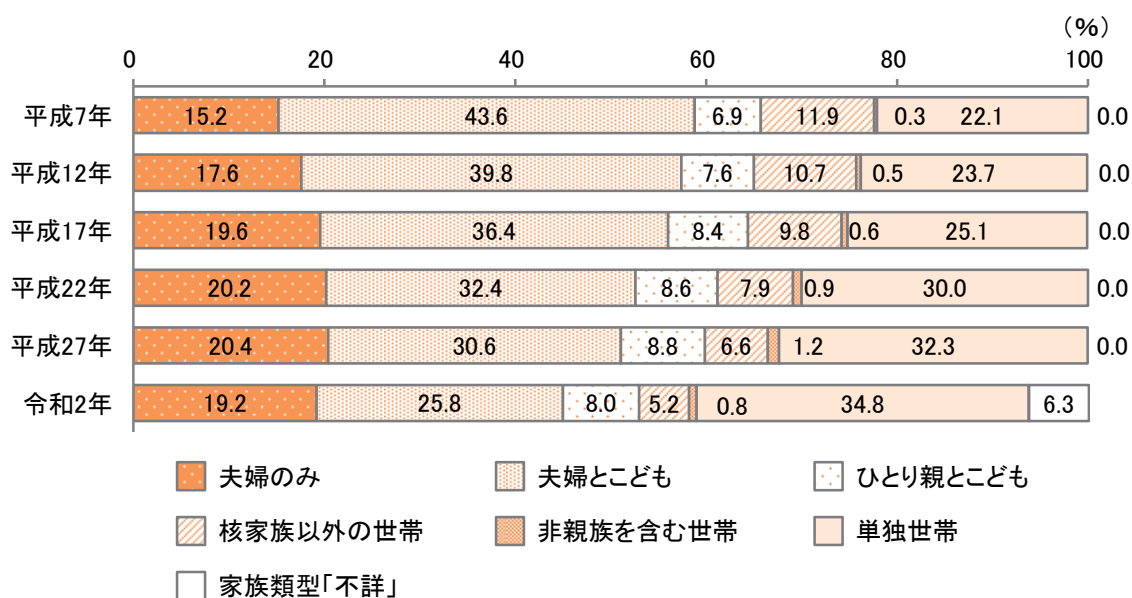
世帯の状況をみると、一世帯あたりの人数は減少傾向となっており、令和2年では、一世帯あたり2.27人となっています。家族類型の推移では、平成7年と比較すると、令和2年では、夫婦とこどもの世帯の割合が約4割減である一方、夫婦のみ世帯の割合が約3割増、単身世帯の割合が約5割増となっており、こどものいる世帯の割合が減少しています。

一世帯あたりの人数の推移(川越市)



資料: 国勢調査

一般世帯の家族類型の推移(川越市)



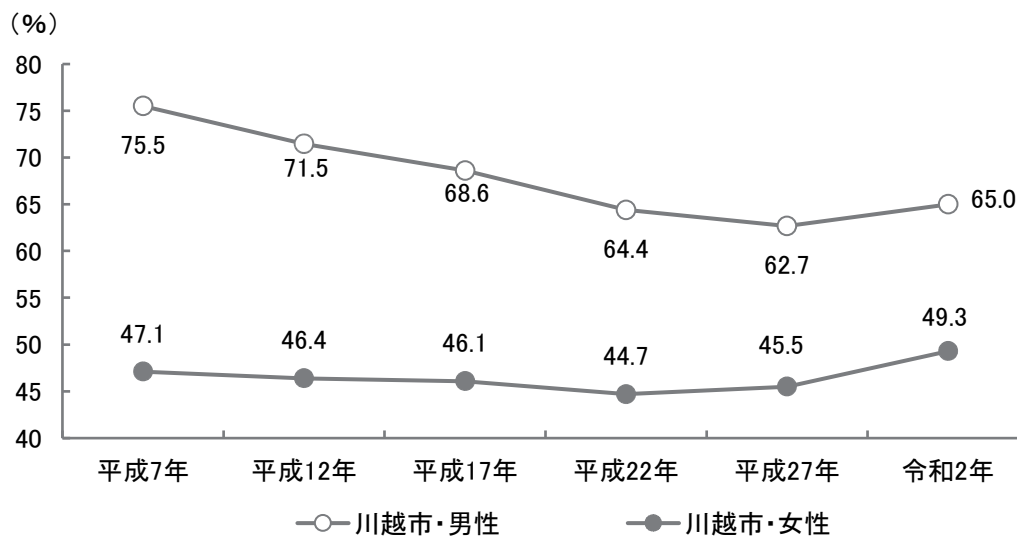
資料: 国勢調査

(6) 就労の状況

男性の就業率は平成27年までは減少傾向でしたが、令和2年は65.0%まで回復しています。女性は、平成27年までは概ね横ばいでしたが、令和2年は49.3%まで増加しています。

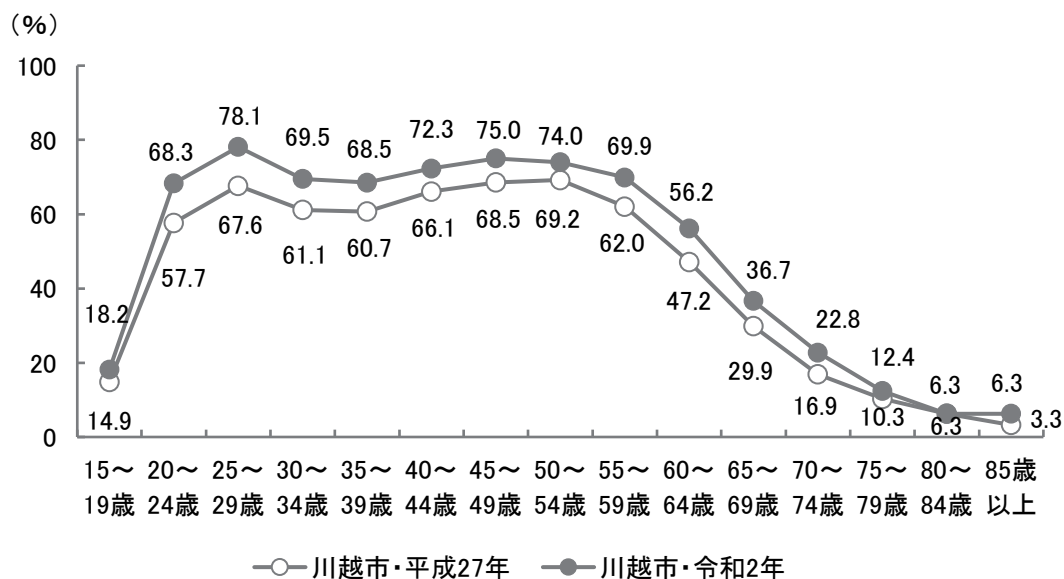
女性の年齢別就業率の推移をみると、全年齢区分において、令和2年の就業率は、平成27年よりも高い水準です。また、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは、平成27年同様、令和2年においても30～39歳での落ち込みが見られます。

就業率の推移(川越市)



資料: 国勢調査

女性の年齢別就業率の推移(川越市)



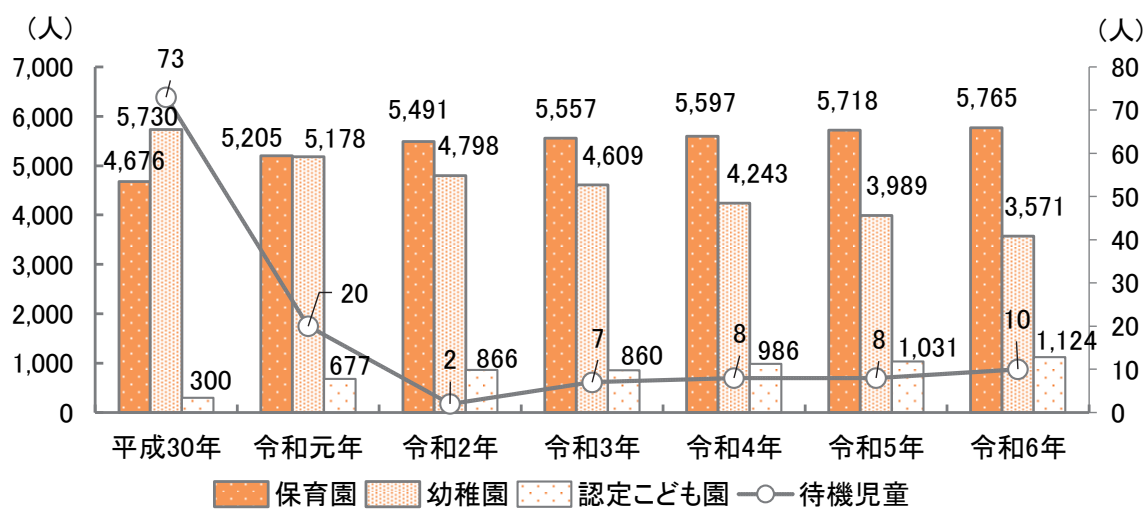
資料: 国勢調査

(7) 保育施設等の状況

教育・保育施設別園児数の推移をみると、幼稚園に通う園児は減少傾向にある一方、保育園と認定こども園に通う園児は増加傾向にあります。また、待機児童数は、令和6年度は10人となっており、平成30年度の73人から大きく減少しています。

学童保育室は、利用者数、利用率ともに増加しています。利用者数は、令和元年度と比較して、令和5年度は約2割増の3,547人となっています。

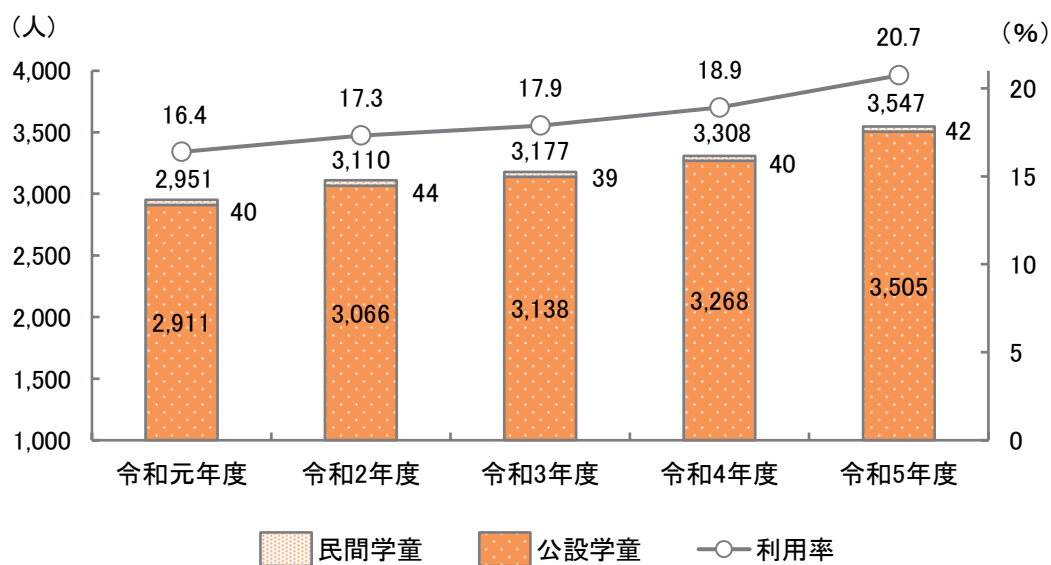
教育・保育施設別園児数、待機児童数の推移(川越市)



※保育園は各年12月31日時点、幼稚園・認定こども園は各年5月1日時点
保育園には地域型保育施設を含む

資料:統計かわごえ、市作成資料

学童保育室の利用状況(川越市)



※利用者数は当初入室児童数

資料:市作成資料

2 こども・若者・保護者の意向及び現状【令和5年度調査結果より】

(1) 令和5年度実施調査について

本市では、令和5年度に、以下の3種類の調査(調査概要は、第1章 (2)本計画策定に向けた調査 (令和5年度実施)を参照)を行いました。本項では、調査①②③の結果に基づき、こども・若者・保護者の意向及び現状を図表にまとめました。各図表では、どの調査に基づいた結果であるか示してあります。

- ア「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」 →【調査①】
- イ「子ども・若者の意識と生活に関する調査」 →【調査②】
- ウ「若者の意識と生活に関する調査」 →【調査③】

【生活困難層について】

調査②では、こどもの生活における「生活困難」を「①低所得」、「②家計のひっ迫」、「③こどもの体験や所有物の欠如」の3つの要素に基づいて分類しました。その要素への該当数により、世帯を生活困難度で分類しています。

生活困難層(生活困窮層・周辺層)の定義

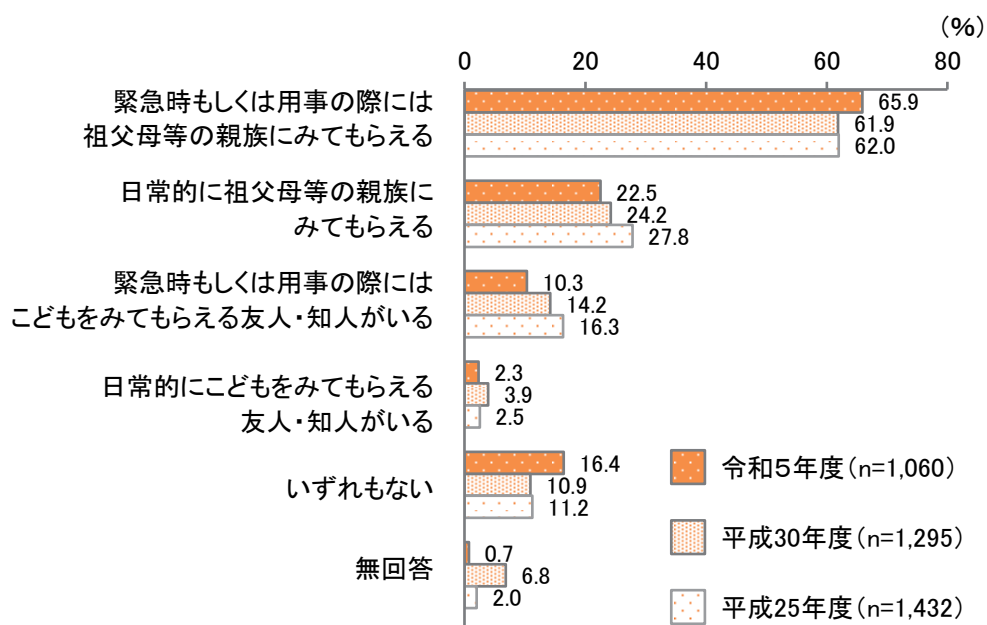
① 低所得		③ こどもの体験や所有物の欠如	
世帯所得を世帯人数の平方根で割った値(＝等価世帯所得)が厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準(137万円)未満の世帯		こどもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当している世帯 ＜主な項目＞ ・海水浴、博物館、キャンプ、遊園地、家族旅行などに行く ・毎月お小遣いを渡す、毎年新しい洋服・靴を買う ・習い事、学習塾に通わせる ・誕生日のお祝いをする、クリスマスのプレゼントを渡す、お年玉をあげる ・こどもの年齢に合った本、こども用のスポーツ用品やおもちゃがある など	
② 家計のひっ迫			
過去1年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃の料金の滞納があったか、また、「家族が必要とする食料」、「家族が必要とする衣類」が買えなかったかの7項目中1つ以上が該当する世帯			
生活困難層(困窮層 + 周辺層)、一般層の分類について			
生活困難層	困窮層＋周辺層		
困窮層	①～③の2つ以上に該当		
周辺層	①～③のいずれか1つに該当		
一般層	①～③のいずれにも該当しない		

(2) こどもの育ちをめぐる環境

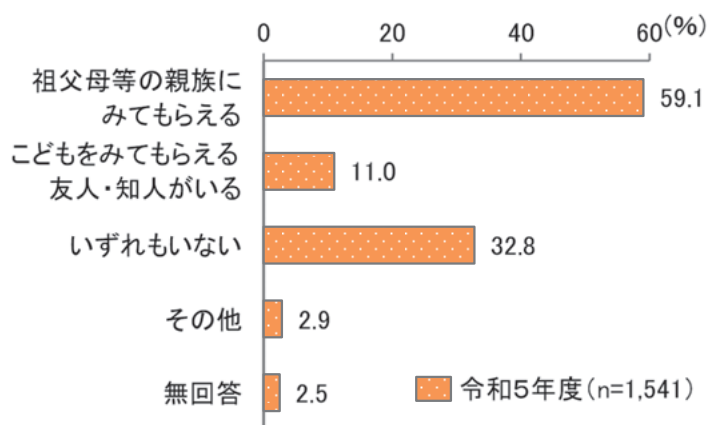
こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前児童保護者は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は65.9%で、5年前、10年前と比較し、増加していますが、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は減少しています。また、「いずれもない」と回答した人が16.4%と、5年前と比べて増えています。

放課後児童クラブ利用保護者では、「祖父母等の親族にみてもらえる」が59.1%と一番多いものの、「いずれもない」と回答した人が32.8%と約3人に1人います。

こどもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)
【調査①: 就学前児童保護者】



こどもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)
【調査①: 放課後児童クラブ利用保護者】

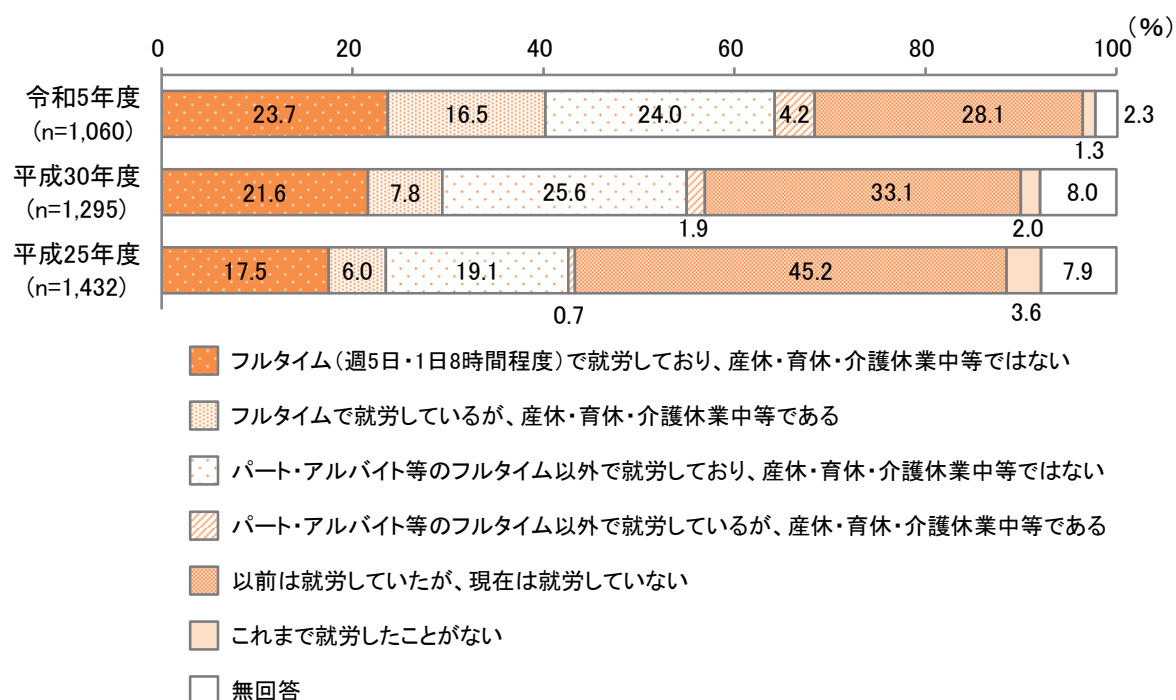


(3) 保護者の就労状況

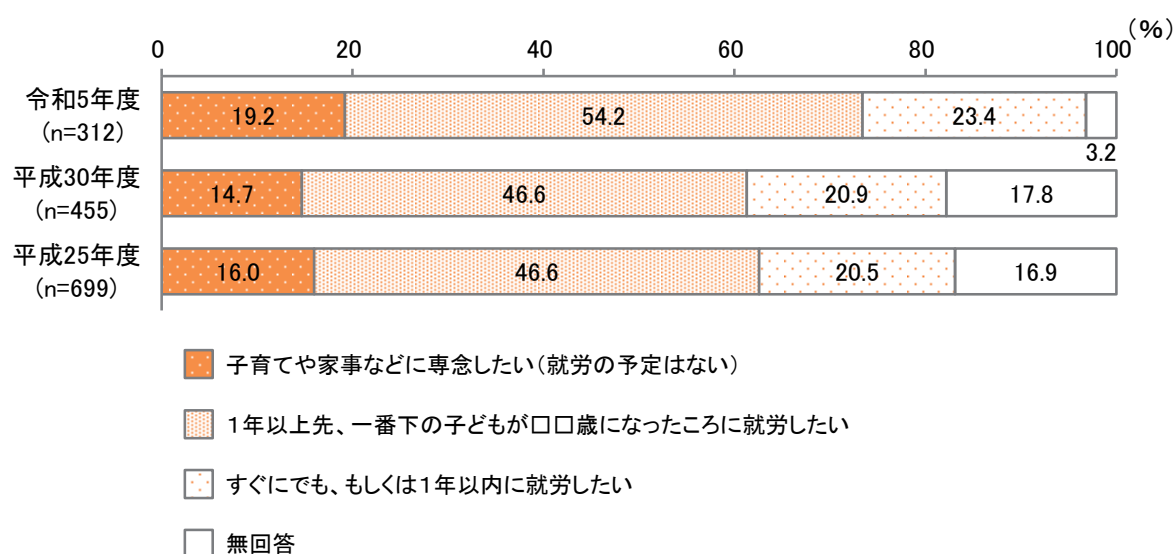
就学前児童保護者では、フルタイムで就労している母親は 40.2%で、10年前と比較して 16.7ポイント増加しています。パート・アルバイト等で就労している母親も増えており、両方をあわせると、就労している母親は68.4%で、10年前より25.1ポイント増加しています。

現在就労していない母親の就労希望は、過去2回の調査と比較して、全ての項目について割合が増加しています。

母親の就労状況 【調査①: 就学前児童保護者】



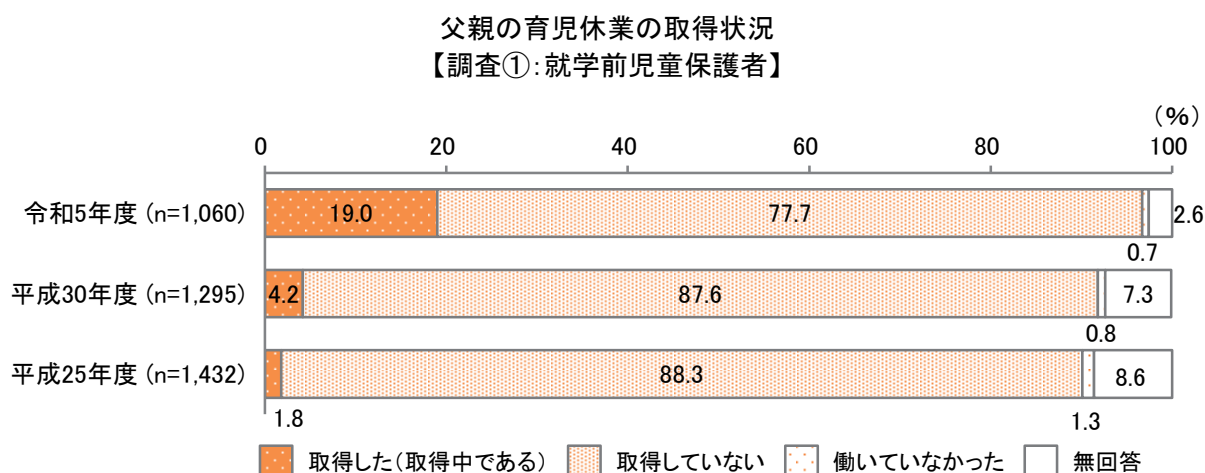
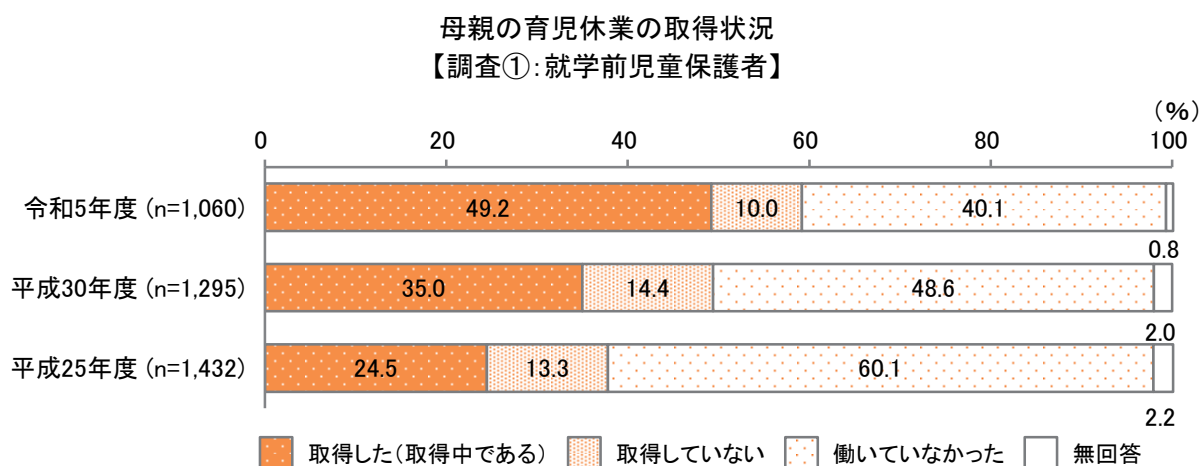
現在就労していない母親の就労希望 【調査①: 就学前児童保護者】



(4) 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中である)」が49.2%と、10年前と比べて24.7ポイント増加しています。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した(取得中である)」が19.0%と、母親と比べると依然低いものの、10年前と比べると、17.2ポイント増加しており、約10倍に増えています。



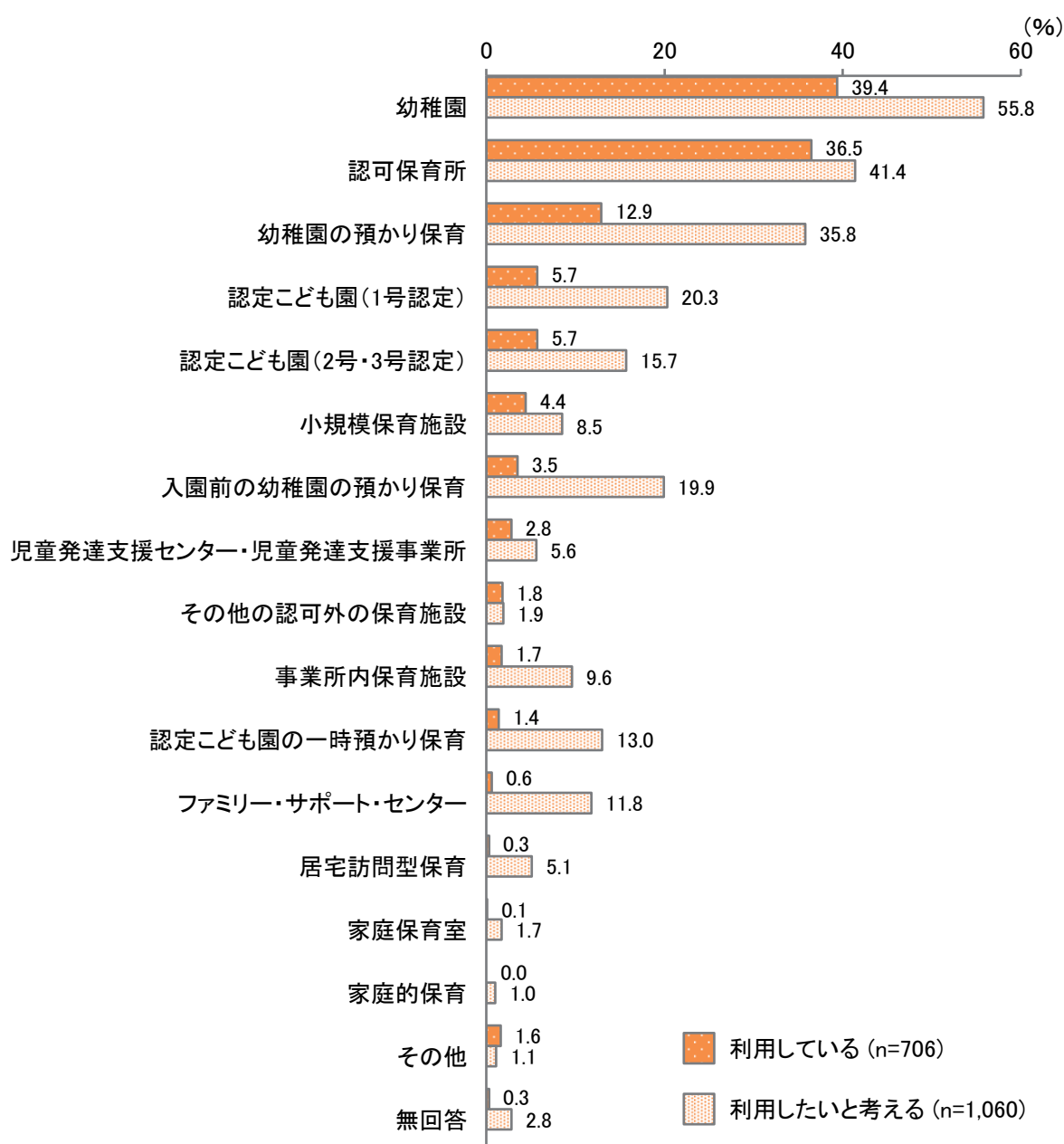
(5) 教育・保育施設等及び市の事業の利用状況

日常的に利用している教育・保育施設等は、「幼稚園」が39.4%で最も多く、「認可保育所」36.5%、「幼稚園の預かり保育」12.9%と続きます。

日常的に利用したい教育・保育施設等は、上位3位までの順位は同じですが、利用中の割合と比べて、それぞれ利用希望の割合の方が高く、特に「幼稚園」では16.4ポイント高い55.8%、「幼稚園の預かり保育」では、22.9ポイント高い35.8%の人が、日常的に利用したいと回答しています。

利用中及び今後利用を希望する教育・保育施設等(複数回答)

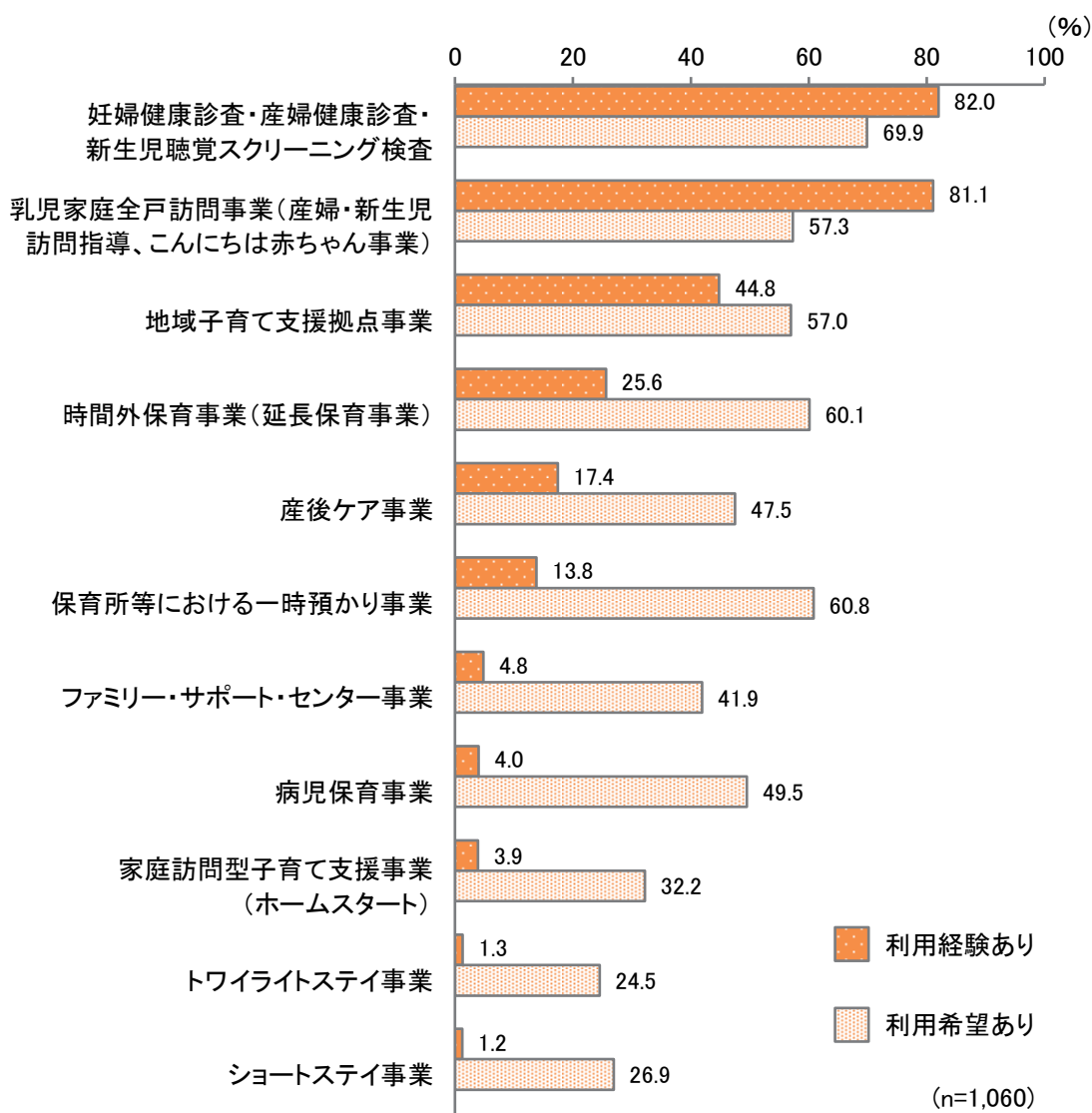
【調査①:就学前児童保護者】



市で実施している事業の利用経験では、「妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査」が82.0%、「乳児家庭全戸訪問事業(産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん事業)」が81.1%と、8割を超えて高くなっています。

利用希望では、「妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査」が69.9%、「保育所等における一時預かり事業」が60.8%、「時間外保育事業(延長保育事業)」が60.1%と、6割を超えて高くなっています。

市で実施している事業の利用経験・利用希望
【調査①:就学前児童保護者】

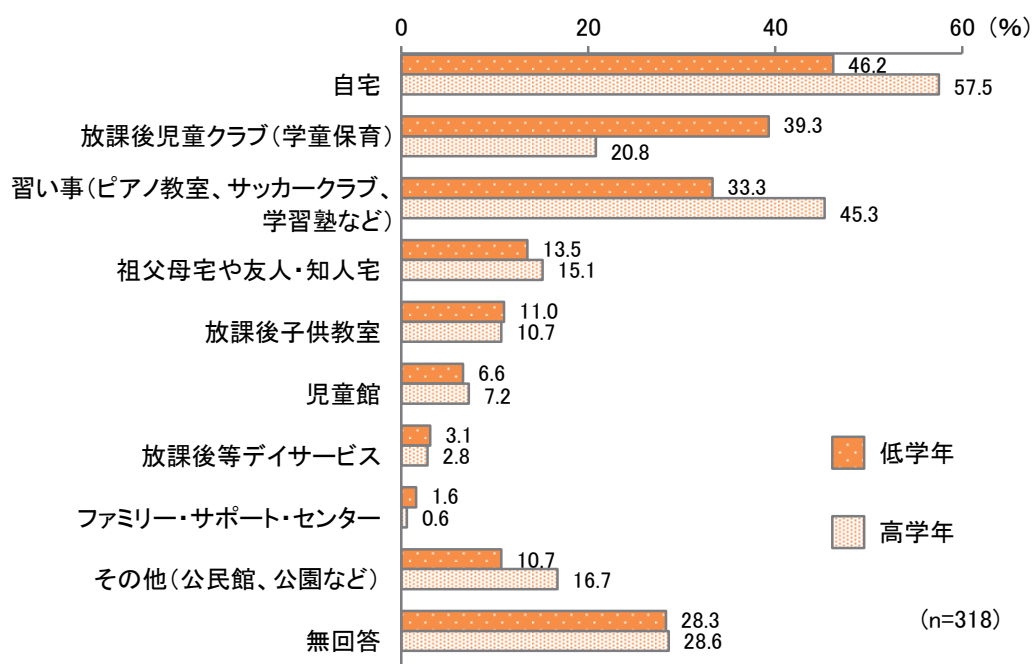


(6) 放課後の過ごし方

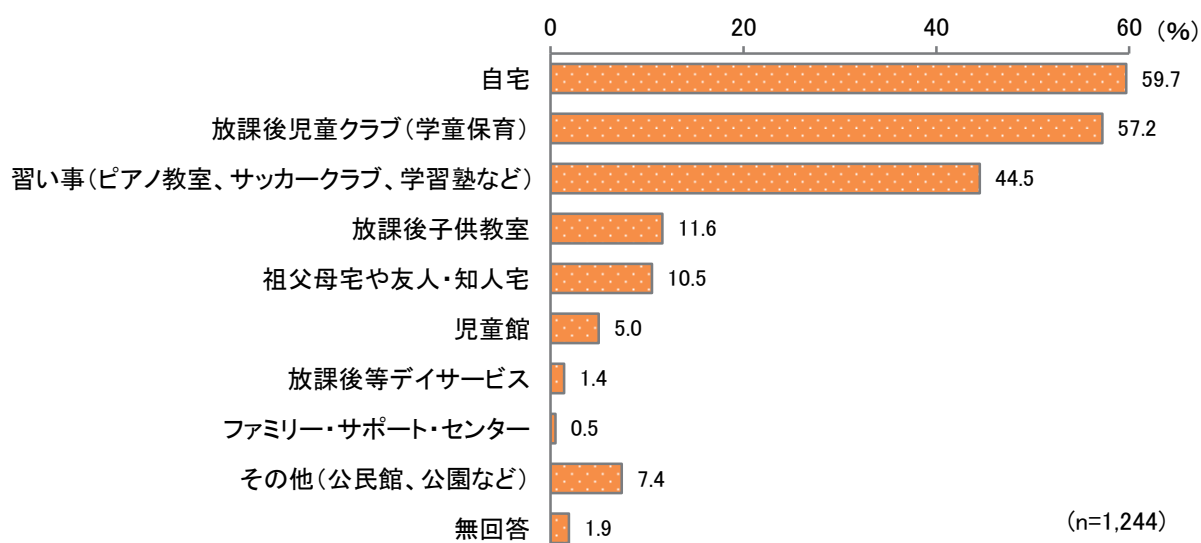
小学校就学後に希望することの放課後の過ごし方は、低学年では、「自宅」が46.2%で最も高く、「放課後児童クラブ(学童保育)」39.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」33.3%と続きます。高学年では、「自宅」57.5%が最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が45.3%と高くなっています。高学年になると、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合は減少し、20.8%となっています。

低学年で放課後児童クラブ(学童保育)を利用している人のうち、高学年になっても継続して利用してほしいと考えている保護者は57.2%と、「自宅」の59.7%に次いで高くなっています。

放課後の過ごし方(低学年・高学年)(複数回答)【調査①:就学前児童保護者】



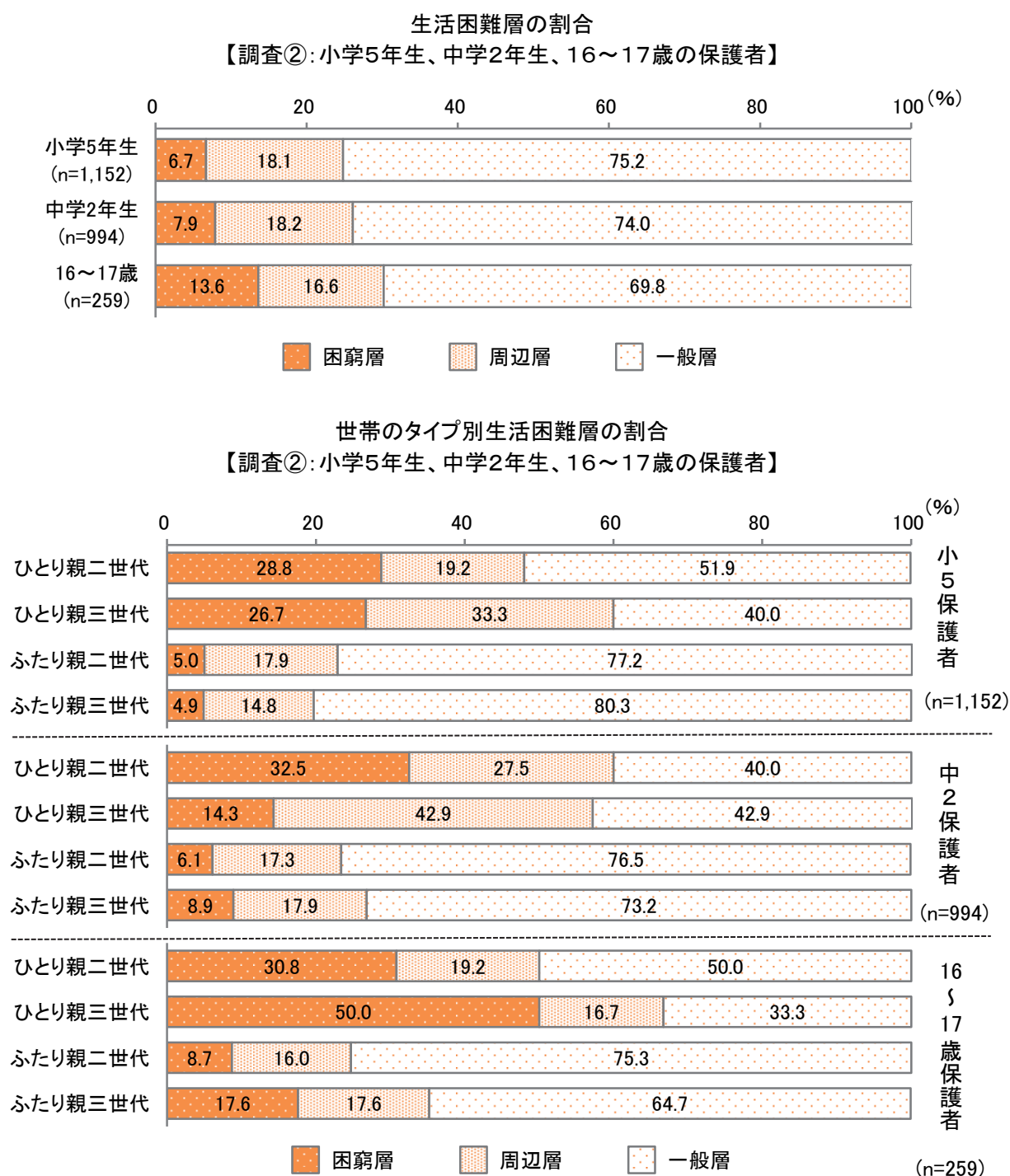
低学年で放課後児童クラブ(学童保育)を利用している人が、高学年になったら希望する放課後の過ごし方(複数回答)【調査①:放課後児童クラブ利用保護者】



(7) こどもが暮らす世帯の状況

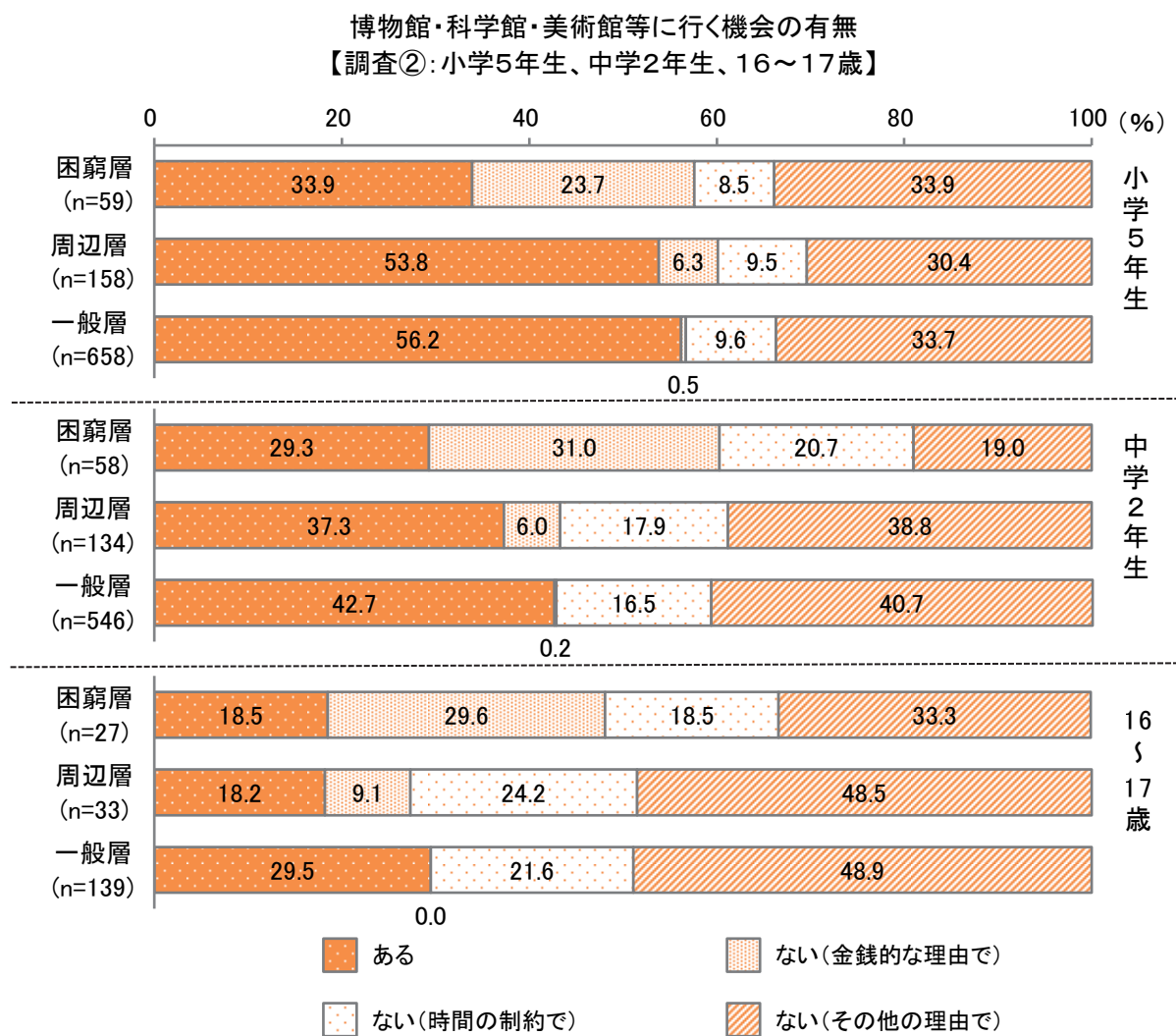
生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合は、小学5年生で6.7%、中学2年生で7.9%、16～17歳で13.6%となっています。また、困窮していると言えないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合は、小学5年生で18.1%、中学2年生で18.2%、16～17歳で16.6%となっています。

世帯タイプ別にみると、どの年代においても、ひとり親世帯で困窮層の割合が高くなっています。特に、中学2年生のこどもがいるひとり親二世帯同居では32.5%、16～17歳のこどもがいるひとり親二世帯同居では30.8%、ひとり親三世帯同居では50.0%と3割を超えて高くなっています。



(8) こどもの体験活動への参加

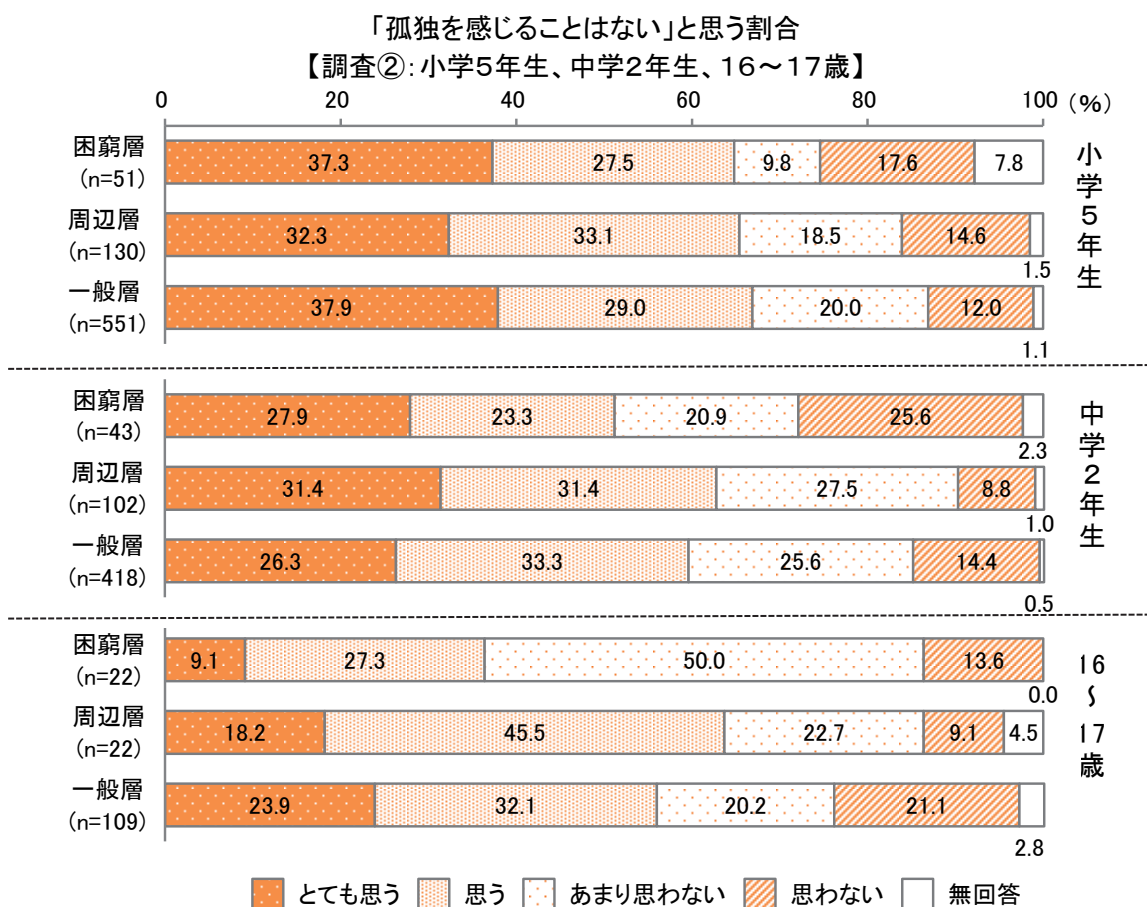
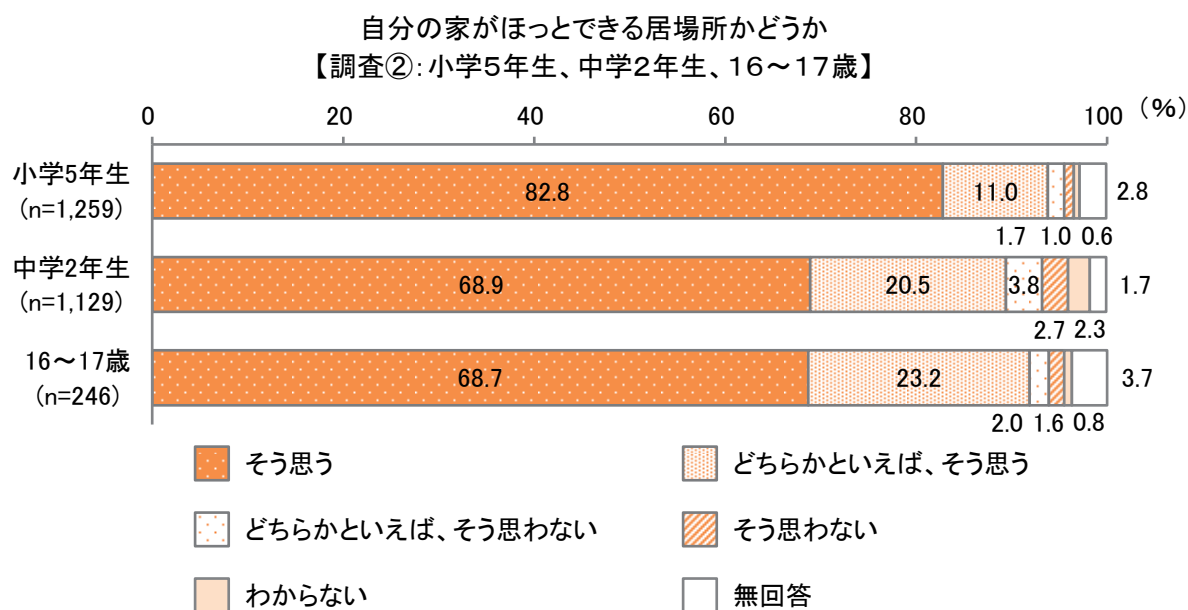
博物館・科学館・美術館等に行く機会について、「ない(金銭的な理由で)」と回答した割合は、どの年代でも困窮層の割合が高く、小学5年生で23.7%、中学2年生で31.0%、16～17歳で29.6%となっています。



(9) こども・若者の居場所

自分の家がほっとできる居場所かどうかについて、無回答を除き、「そう思う」以外を回答した割合は、小学5年生で14.3%、中学2年生で29.3%、16～17歳で27.6%となっています。

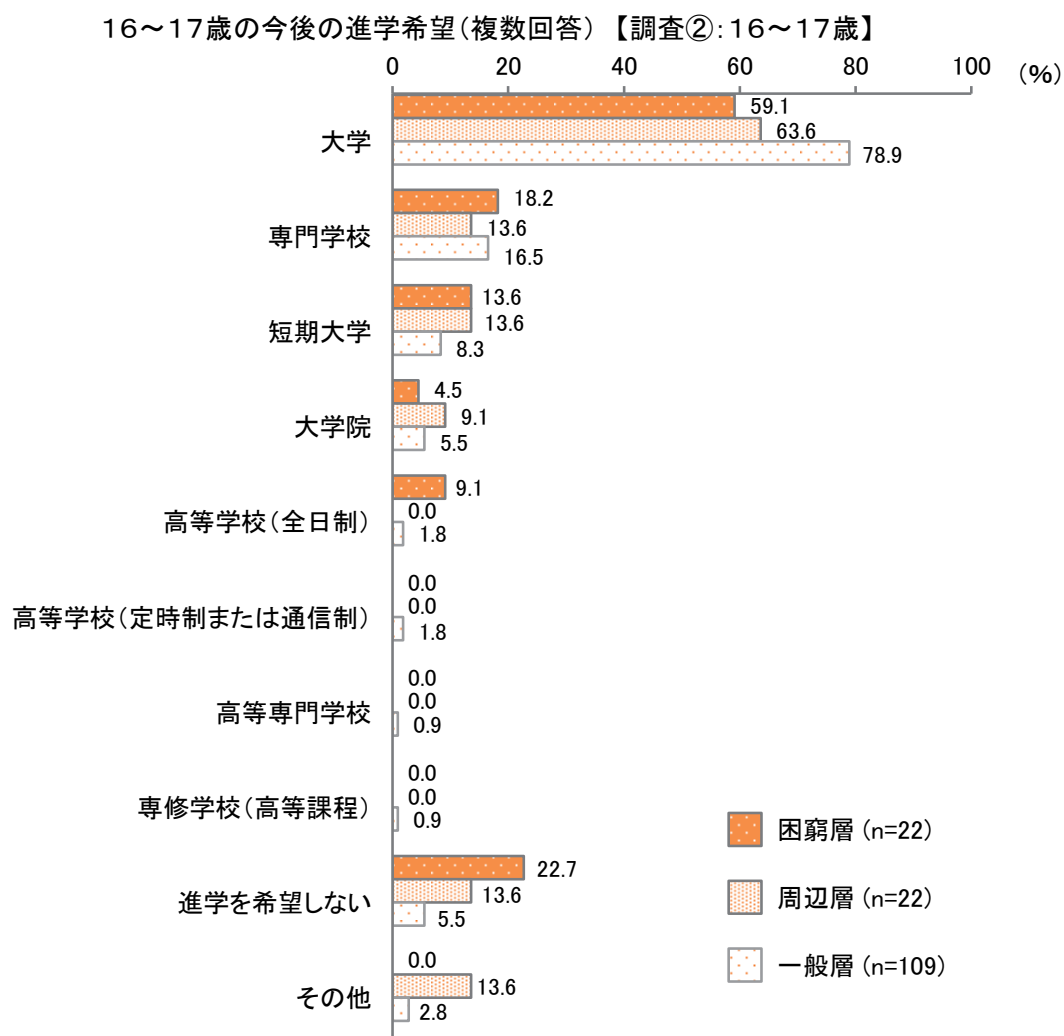
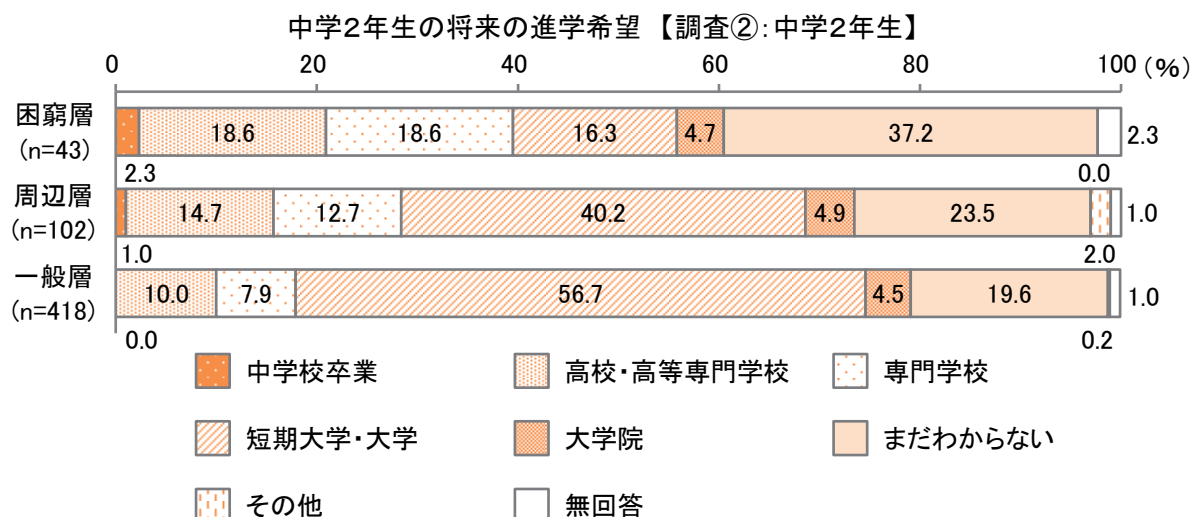
「孤独を感じることはない」と思うかについて、「思わない」、「あまり思わない」と回答した割合は、全体的に3～4割程度となっています。特に、中学2年生の困窮層では、46.5%、16～17歳の困窮層では、63.6%と高くなっています。



(10) こどもの進学希望

中学2年生の将来の進路希望で、「短期大学・大学」と回答した割合は、一般層が56.7%であるのに対し、困窮層では16.3%となっています。

16～17歳の今後の進路希望を複数回答で聞いたところ、「大学」と回答した割合は、一般層が78.9%であるのに対し、困窮層では59.1%となっています。

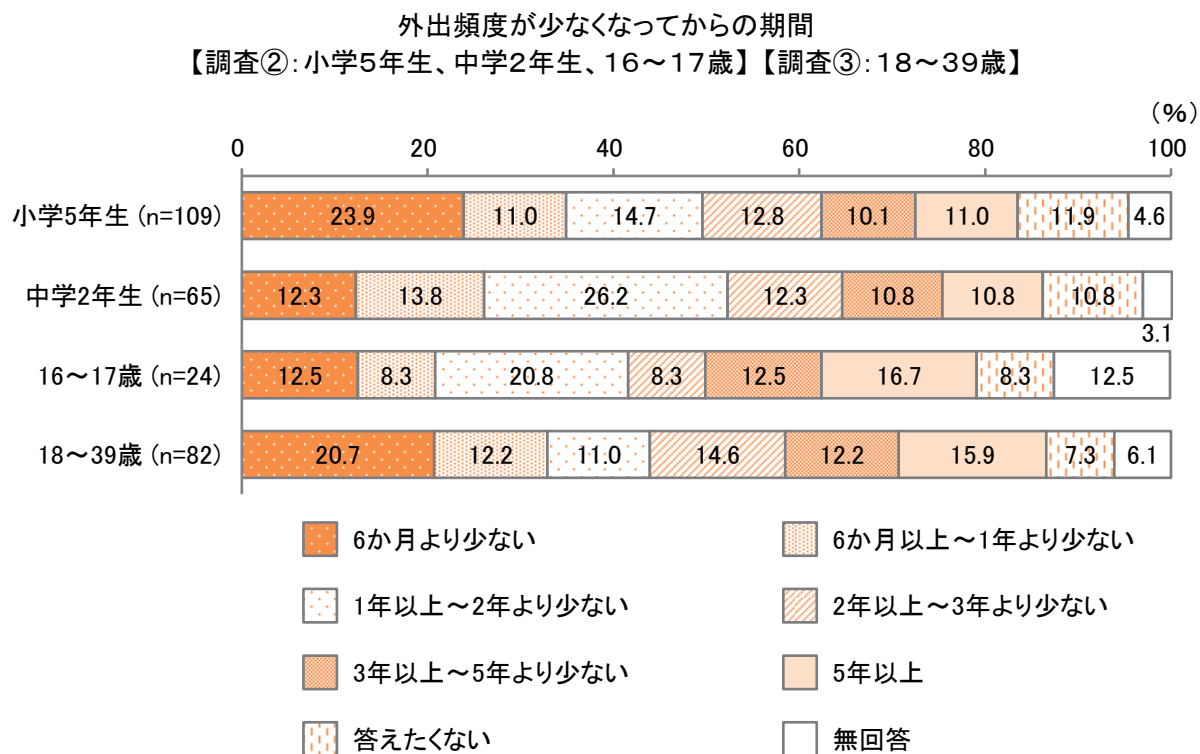


(11) ひきこもり等、こども・若者が抱える困難さ

「1週間のうち、どの程度外出するか」との質問に対して、以下のいずれかを回答した人を対象に、外出頻度が少なくなってから期間を問いました。

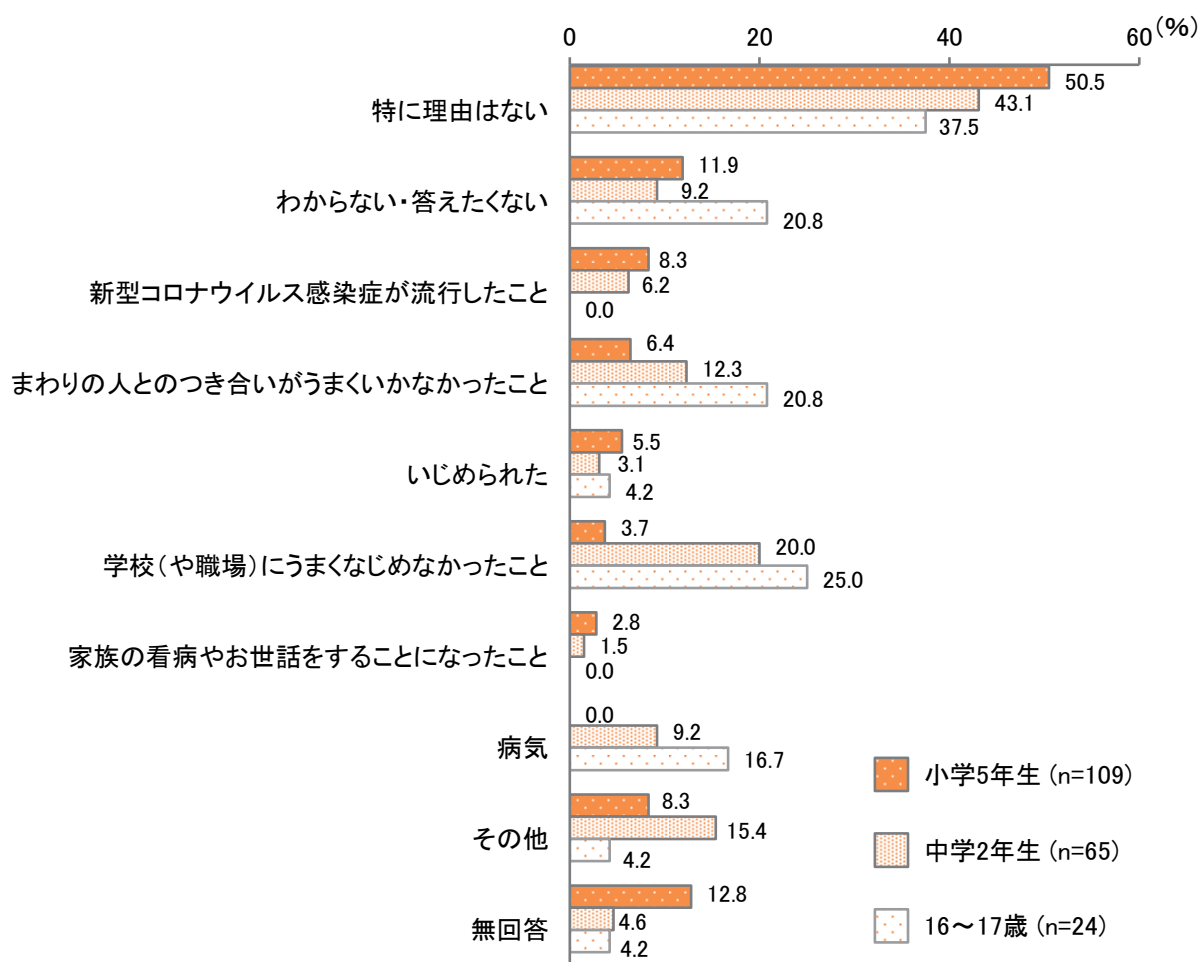
- ・ 自分や家族の体の具合が悪いので、出かけたくても出かけられないことが多い
- ・ ふだんは家にいるが、自分が楽しみ(趣味に関する)用事があるときだけ出かける
- ・ ふだんは家にいるが、近所のコンビニなど(買い物)には行く
- ・ 自分の部屋からは出るが、家からは出ない
- ・ 自分の部屋からほとんど出ない

外出頻度が少なくなってから期間について、無回答と「答えたくない」を除き、「6か月以上」と回答した割合は、小学5年生で59.6%、中学2年生で73.9%、16～17歳で66.6%、18～39歳で65.9%となっています。



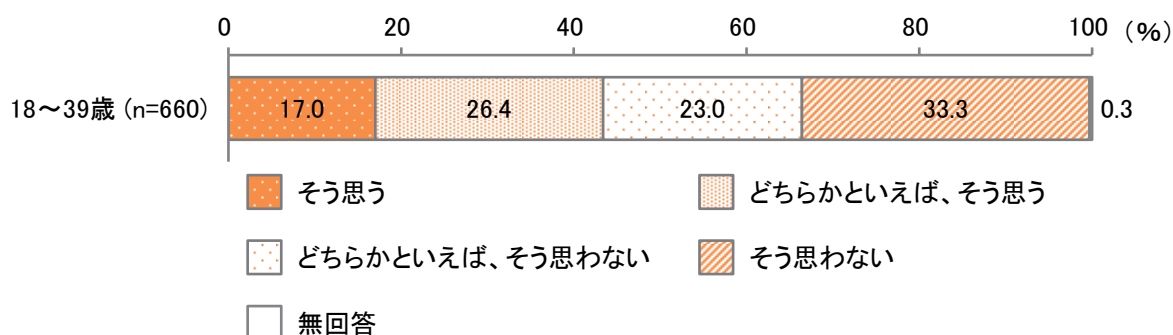
外出頻度が少なくなった理由で、「特に理由はない」と回答した割合が、どの年代でも最も高くなっています。また、「学校(や職場)にうまくなじめなかったこと」と回答した割合は、小学5年生で3.7%、中学2年生で20.0%、16～17歳で25.0%、「いじめられた」と回答した割合は、小学5年生で5.5%、中学2年生で3.1%、16～17歳で4.2%となっています。

外出頻度が少なくなった理由(複数回答)
【調査②: 小学5年生、中学2年生、16～17歳】



18～39歳の自分自身の考えについて、「生きるのが苦しいと感じることがある」に対して、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、43.4%となっています。

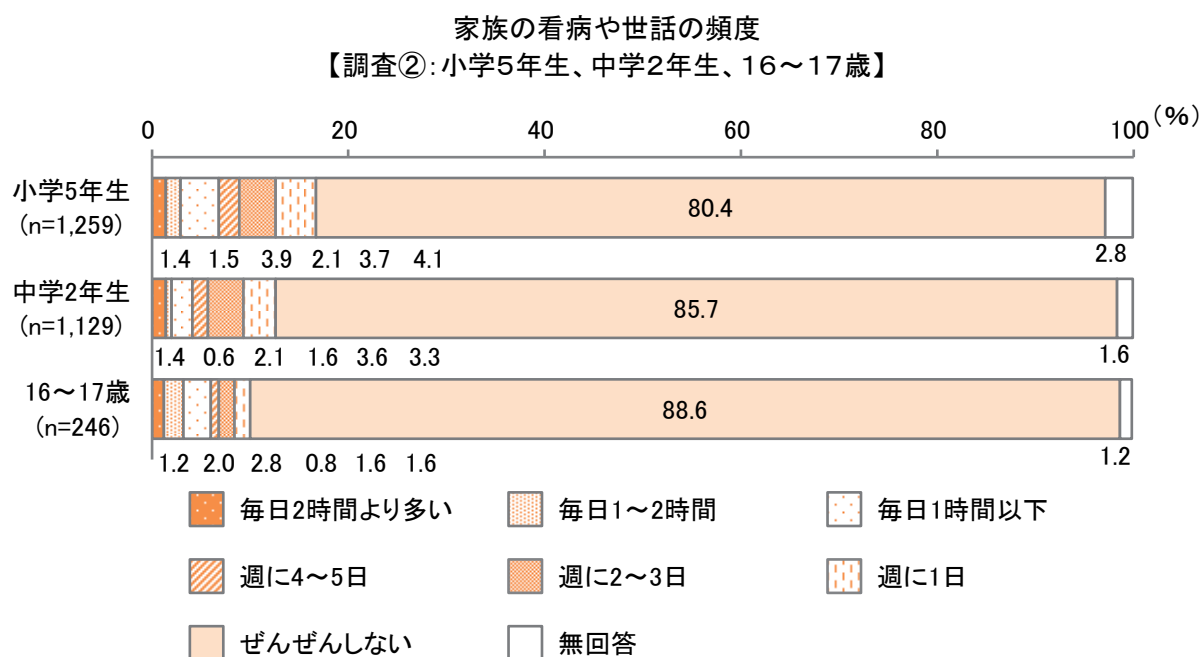
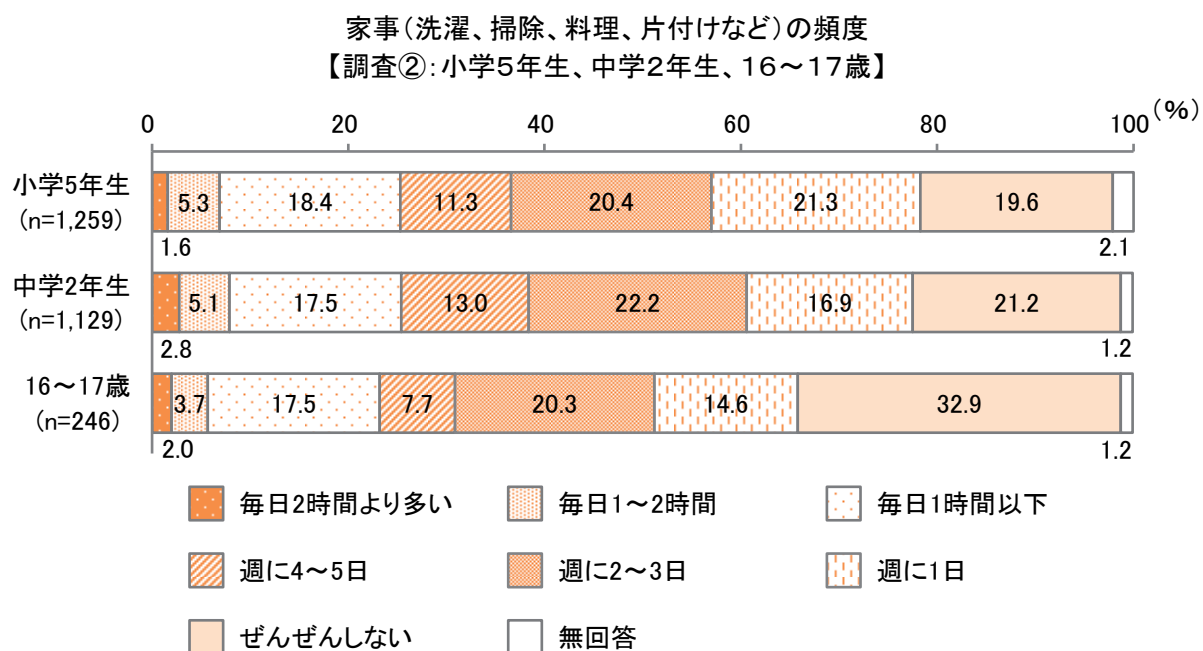
生きるのが苦しいと感じることがあるか 【調査③: 18～39歳】



(12) ヤングケアラーである可能性

家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)を毎日1時間以上行っていると回答した割合は、小学5年生で6.9%、中学2年生で7.9%、16～17歳で5.7%となっています。

また、家族の看病や世話を毎日1時間以上行っていると回答した割合は、小学5年生で2.9%、中学2年生で2.0%、16～17歳で3.2%となっています。



3 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の達成状況

第2期計画においては、令和4年度の間年改定により追加した事業を含め、合計154事業（評価事業数158事業）を実施しました。

評価方法については、概ね目標事業量の90%以上達成している事業を「A:順調」、概ね目標事業量の70%以上90%未満達成している事業を「B:やや遅れている」、概ね目標事業量の70%未満達成している事業を「C:遅れている」、当該年度の実施予定がないものを「D:事業実績なし」、終了した事業を「E:事業終了」としています。

令和5年度における計画の達成状況について、全体では158事業のうち、112事業（71%）が順調に事業進捗を図ることができましたが、基本目標ごとの「A:順調」の割合をみると、基本目標2（55%）、基本目標3（62%）、基本目標5（69%）の達成状況が全体と比較して低い状況となっています。

達成状況が芳しくなかった事業については、その大きな要因として、「新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます）」の感染拡大の影響を受けたものと考えています。

新型コロナが、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行となったことを踏まえ、本計画において継続する事業については、新型コロナの経験を生かせるように取り組んでいくことが必要と考えます。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子の ふれあいの機会の充実	27	24 (89%)	2 (7%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	31	17 (55%)	4 (13%)	6 (19%)	3 (10%)	1 (3%)
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	26	16 (62%)	5 (19%)	4 (15%)	0 (0%)	1 (4%)
基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	26	22 (85%)	3 (11%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	48	33 (69%)	4 (8%)	8 (17%)	2 (4%)	1 (2%)
＜第2期計画合計＞	158	112 (71%)	18 (11%)	20 (13%)	5 (3%)	3 (2%)

※評価方法 A:順調 B:やや遅れている C:遅れている D:事業実績なし E:事業終了

(1) 基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

本目標における達成状況は、全27事業に対し、24事業(89%)が順調に事業進捗を図ることができました。

一方で、家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)、妊婦健康診査については、新型コロナの影響が残り、利用者数の減少や受診控え等がみられ、順調に進捗していない状況にあります。加えて、出生数の減少も目標値に届かなかった1つの要因といえます。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子の ふれあいの機会の充実	27	24 (89%)	2 (7%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
(1)切れ目ない支援による子どもと親の 健康の確保・増進	21	18	2	1	0	0
(2)愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	6	6	0	0	0	0

(2) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

本目標における達成状況は、全31事業に対し、17事業(55%)が順調に事業進捗を図ることができました。

通常保育事業等が順調に進捗した結果として、待機児童数が平成30年度の73名から令和6年度の10名まで減少したことは1つの成果といえます。

一方で、新型コロナの影響が残り、病児保育事業については、利用の自粛がみられ、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員数が新型コロナ発生前の会員数に戻らず、依頼会員のニーズに対応できていない等、事業が順調に進捗していない状況にあります。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	31	17 (55%)	4 (13%)	6 (19%)	3 (10%)	1 (3%)
(1)教育・保育の充実と質的向上	14	11	0	0	3	0
(2)多様な保育事業の推進	10	3	3	4	0	0
(3)子育て支援サービスの充実	7	3	1	2	0	1

(3) 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

本目標における達成状況は、全26事業に対し、16事業(62%)が順調に事業進捗を図ることができました。

児童の放課後の居場所となる放課後児童健全育成事業等、こどもの居場所に係る事業の多くは順調に進捗しており、こどもの居場所のニーズが高まっている中、本計画においても、引き続き、推進していきます。

一方で、「(4)放課後の子どもの居場所づくり」に資する事業の中にやや遅れている事業があります。本市として、こどもまんなか社会を目指す中で、これらの事業を推進していくことは、とても重要だと考えていますので、本計画において目標を達成できるように取り組んでいきます。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	26	16 (62%)	5 (19%)	4 (15%)	0 (0%)	1 (4%)
(1)学校教育の充実	6	2	4	0	0	0
(2)健やかな成長のための保健対策の推進	6	6	0	0	0	0
(3)家庭や地域による教育力の向上	7	4	1	1	0	1
(4)放課後の子どもの居場所づくり	7	4	0	3	0	0

(4) 基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

本目標における達成状況は、全26事業に対し、22事業(85%)が順調に事業進捗を図ることができました。

不妊に対する支援等の事業が順調に進捗したことは、少子化対策を推進することができたといえますが、以前にも増して少子化が深刻化する中、本計画においても、引き続き、少子化に資する事業を推進していく必要があります。

一方で、新型コロナの影響から民生委員・児童委員研修会等、目標を達成することができなかった事業もあります。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	26	22 (85%)	3 (11%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
(1)少子化対策の推進と次代の親の育成	11	10	1	0	0	0
(2)子どもの健全育成の取組と若者への支援	6	4	1	1	0	0
(3)安全・安心なまちづくり	6	5	1	0	0	0
(4)多文化共生の推進	3	3	0	0	0	0

(5) 基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

本目標における達成状況は、全48事業に対し、33事業(69%)が順調に事業進捗を図ることができました。

ひとり親家庭等への経済支援をはじめとする生活支援や、課題を抱えた家庭への支援に係る事業は順調に進捗することができています。

一方で、川越市生活困窮者学習・生活支援事業等、支援対象者数の減少により目標値を達成できていない事業もあります。

項目	評価 事業数	令和5年度における達成状況				
		A	B	C	D	E
基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	48	33 (69%)	4 (8%)	8 (17%)	2 (4%)	1 (2%)
(1)子育て家庭の自立等への支援	15	10	2	2	1	0
(2)子どもの可能性を支える取組の推進	7	4	0	2	1	0
(3)子どもを虐待から守る取組の推進	13	10	1	2	0	0
(4)障害児施策の充実と支援体制整備の推進	13	9	1	2	0	1

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 施策体系
(基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標)

1 計画の基本理念

本計画では、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念として掲げます。

これには、「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく。」という、新たに動き出す本計画に対する本市の強い思い・決意を込めています。

全てのこども・若者は、それぞれ特有の人格・個性を有しており、また、心身の状況や置かれている環境も異なります。その多様性が尊重され、いかなる状況にあっても、生まれながらに持つ権利が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども・若者、子育て支援施策を講ずる必要があります。

そして、そのような社会の実現のためには、こども・若者、子育て当事者や行政だけではなく、地域全体として、ひいては市民一人ひとりが、こども・若者や子育てに対する関心・理解を深め、支え合うことが必要不可欠です。本市の次代を担うこども・若者が健やかに成長していくために、地域全体で子育てできるまちを目指します。

基本理念



2 施策体系（基本理念・計画の視点・基本目標・施策目標）

基本理念を実現するため、4つの計画の視点を踏まえた6つの基本目標を定め、本市のこども・若者、子育て支援策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、
地域全体で子育てできるまち川越

計画の視点

1 こどもを権利の主体として認識・尊重し、こどもや若者、子育て当事者の声を聴く「こどもまんなか社会」の実現

こどもは産まれながらに権利の主体（こどもも「ひとりの人間として人権（権利）を持っている」）であり、全てのこども・若者は、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が擁護され、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、私たちは支える必要があります。

そのためにも、こども・若者が、自らの意見を表明し、社会に参画する重要性を認識した上で、こども・若者、子育て当事者からの視点を尊重し、その意見を聴き・対話しながら「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 こどもや若者、子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援

こどもの発達は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期へと連続した過程の中にあるため、特定の年齢で必要なサポートが途切れることのないよう切れ目なく支援していきます。また、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で切れ目なく支えます。

3 安全・安心な成育環境でこども・若者が幸せに成長できるための支援

いじめや児童虐待、非行や犯罪、生活困窮やヤングケアラーの問題など、こども・若者の健やかな成長を阻む諸課題に立ち向かい、全てのこども・若者が安全で安心な成育環境で、自分の居場所をもち、将来に希望を持って成長していけるよう、寄り添った支援を行います。

4 若者の多様な価値観・考え方を尊重し、就労、結婚、子育て等に関する希望の形成とその実現への支援

若者の多様な価値観・考え方を尊重し、一人ひとりが将来へ向けた明るい希望を形成し、就労、結婚、出産、子育て等、各々の希望が叶えられるよう、分野横断的な取組を推進していきます。特に、結婚・子育てに将来展望を描けるよう、子育ての負担感を減らすなど、子育てしやすいまちの実現を目指します。

基本目標

施策目標

1

こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

多様な文化・社会的背景を持つこども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会づくりを推進するとともに、健やかな成長の原点である様々な体験活動等への参画を支援します。

- (1) こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり
- (2) こどもの体験活動等への参画支援
- (3) 様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり(多文化共生の実現)

2

妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

安心してこどもを産み、自立した生活の中で、健やかに育てることができるよう、相談体制、親子のふれあいや交流機会の充実など、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

- (1) 切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進
- (2) 子育て家庭への支援
- (3) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

3

幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

幼児期の教育・保育の質の向上に向けた取組に加え、多様化するニーズを捉えた保育サービスの充実を図ります。また、総合的な子育て支援サービスの提供を通じて、子育てしやすい環境の整備を行います。

- (1) 教育・保育の充実と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 子育て支援サービスの充実

4

こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備

将来を担うこども・若者の豊かな心を育成する多様な教育環境や、健やかな成長のための保健対策の充実を図ります。また、家庭と地域等が連携してこども・若者を取り巻く環境の整備を進めます。

- (1) 学校教育の充実
- (2) 健やかな成長のための保健対策の推進
- (3) 家庭や地域による教育力の向上

5

地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、健やかに成長できるよう、健全育成の取組を行います。また、妊娠・出産を望む方への必要な支援を行います。

- (1) 少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2) こども・若者の居場所づくり
- (3) こども・若者の健全育成に向けた取組

6

こども・若者の未来をつくる取組の推進

こども・若者が置かれた環境によって、可能性が閉ざされることがないよう、生活困窮や虐待、障害等による課題に直面しているこども・若者に寄り添った支援を行います。また、多様な価値観を尊重しつつ、就労・結婚等を希望する方への支援を行います。

- (1) こども・若者の可能性を支える取組の推進
- (2) こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備
- (3) こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進
- (4) 障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進

第4章

こども・若者、子育て 支援の事業

ライフステージに応じた切れ目ない事業一覧

基本目標 1: こどもの権利や意見等が尊重される社会づくり
の推進

基本目標2: 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの
機会の充実

基本目標3: 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

基本目標4: こども・若者の心身の健やかな成長に資する
多様な教育環境の整備

基本目標5: 地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境
づくり

基本目標6: こども・若者の未来をつくる取組の推進

掲載事業の目標等一覧

ライフステージに応じた切れ目ない事業一覧

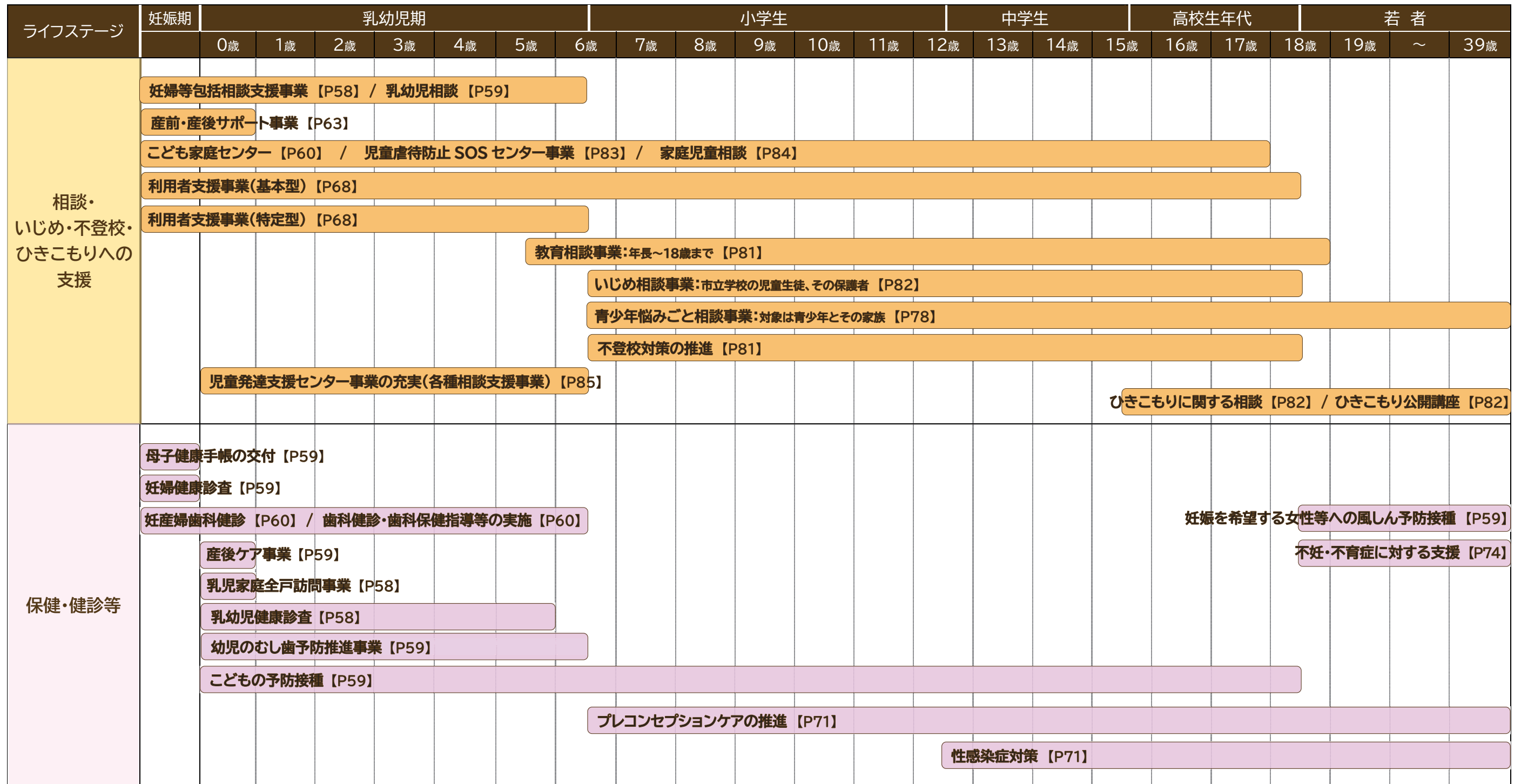
- 本計画では、計画の対象者を妊娠期から若者まで、以下のライフステージに分類しています。

妊娠期	赤ちゃん誕生までの妊娠期
乳幼児期	赤ちゃん誕生から小学校就学前まで
小学生	小学校入学から卒業まで
中学生	中学校入学から卒業まで
高校生年代	中学校卒業～18歳の年度末まで
若者	18歳～39歳まで

※ 以下の表はイメージですので、各事業の概要は該当ページを参照してください。

※ 6歳、12歳、15歳、18歳の上部にある白線は、その年齢での年度末を表しています。 (例)12歳の年度末～小学校卒業＝中学校入学

※ 49ページ～52ページに掲載している事業は、本計画の掲載事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありませんので、ご注意ください。



ライフステージ	妊娠期	乳幼児期							小学生					中学生			高校生年代				若 者		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	～	39歳
支援・サービス	妊婦のための支援給付【P58】																						
		児童手当：18歳の年度末までのこどもの保護者【P61】																					
		川越市子育てファミリー応援給付金：1歳未満の乳児の保護者【P62】																					
		こども医療費の支給：18歳の年度末までのこどもの保護者【P59】																					
		パパ・ママ応援ショップ事業：妊婦及び18歳の年度末までのこどもがいる家庭【P69】																					
	ブックススタート事業【P63】 ふれあい親子支援事業【P84】 赤ちゃんの駅事業【P69】 幼稚園等への施設等利用給付：0歳～就学前まで【P65】 認可外保育施設等への施設等利用給付：0歳～就学前まで【P65】 実費徴収に係る補足給付を行う事業：0歳～就学前まで【P80】 家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）：6歳以下の未就学のこどもがいる家庭【P59】 病児保育事業等：生後2か月～小学3年生まで【P66】 地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業【P65】 ファミリー・サポート・センター事業：生後3か月～小学6年生まで【P67】 子育て短期支援事業：3歳～12歳の年度末まで【P67】																						
保育サービス	時間外保育事業（延長保育事業）：0歳～就学前まで【P66】 保育所等における一時預かり事業：0歳～就学前まで【P66】 幼稚園等における一時預かり事業：0歳～就学前まで【P66】 統合保育事業：0歳～就学前まで【P66】 川越市保育ステーション事業：0歳～就学前まで【P67】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）：6か月～3歳未満まで【P67】																						
学びの場・子育て仲間づくり	両親学級等事業【P59】 地域子育て支援拠点事業：0歳～おおむね3歳未満のこどもと保護者【P63】 離乳食教室【P59】 子育てサロン事業【P63】 家庭教育講座【P69】 / 親の学習講座【P72】 / 幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座【P72】 交通安全教室【P82】 日本語教室【P57】																						

ライフステージ	妊娠期	乳幼児期						小学生						中学生			高校生年代			若 者		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	～
居場所・体験活動		こどもから意見を受け付ける体制の整備(こどもホームページの運営)：【P54】																				
		こどもの居場所づくりの推進：【P76】 / 児童館機能の整備：【P76】																				
		こども等への定期的な意見聴取【P54】																				
		人権作品を通した人権意識の高揚【P55】																				
		子どもの文化芸術体験事業【P56】 / こども体験教室【P56】																				
		スポーツ教室【P56】																				
		ジュニアスキー教室【P56】																				
		ジュニアアートスクエア / アートスクエア【P56】																				
		放課後児童健全育成事業【P75】																				
		放課後子供教室の推進事業【P76】																				
		広島平和記念式典派遣事業【P56】																				
		青少年交流事業(少年の翼)【P56】																				
		姉妹・友好都市交流の充実【P57】																				
		川越市子どもサポート推進事業【P72】																				
		中学生社会体験事業【P73】																				
		高校生のための労働法セミナー【P77】																				
		若者のライフデザインの支援【P77】																				
		社会体験学習及び交流活動【P73】																				
	ジュニアリーダー養成・育成事業：小学生・中学生・高校生【P73】																					
	子育て体験学習【P74】																					
就職・結婚に関する支援		女性の再就職セミナー(託児付)【P80】																				
		女性の就労支援事業【P80】																				
		結婚支援事業【P80】																				
		結婚相談【P80】																				

ライフステージ	妊娠期	乳幼児期						小学生						中学生			高校生年代			若 者				
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	～	39歳	
障害・医療的 ケアに関する 支援		特別児童扶養手当：一定の障害のある20歳未満のこどもを監護する父母等【P86】 / 障害児福祉手当：一定の障害のある20歳未満のこども【P86】																						
		自立支援医療(育成医療)給付：【P86】																						
		小児慢性特定疾病医療給付：【P86】																		更新申請のみ				
		就学相談事業：障害のある児童生徒(年長～中学2年生)【P86】																						
		障害者等相談支援事業【P86】 / 生活サポート事業【P86】																						
		障害児通所支援事業の充実【P85】 / 医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置【P85】																						
		未熟児養育医療給付【P86】																						
		児童発達支援センター事業の充実【P85】																						
		長期療養児等育児支援【P63】																						
お困りごとの ある方への 支援		児童扶養手当：ひとり親家庭等で18歳の年度末までのこども(一定の障害がある場合は20歳未満)を監護している父又は母等【P61】																						
		ひとり親家庭等医療費の支給：ひとり親家庭等で18歳の年度末までのこども(一定の障害がある場合は20歳未満)を監護している父又は母等【P61】																						
		ひとり親家庭相談※【P61】 / 母子父子寡婦福祉資金貸付事業※【P61】 / 母子家庭等就業・自立支援センター事業※【P62】 / ひとり親家庭等生活向上事業※【P62】																		※専業主婦の方については支援を受けられる場合があります。				
		自立支援給付金事業【P62】 / 母子・父子自立支援プログラム策定等事業【P62】 / ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【P80】																						
													川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業：中学3年生・高校3年生【P80】											
													ひとり親家庭等学習支援事業【P79】											
													川越市生活困窮者学習・生活支援事業：生活困窮世帯(生活保護受給世帯を含む)の小学生(4年生～6年生)、中学生、高校生及びその保護者【P79】											
													就学援助制度：小学生～中学生まで【P80】											
													川越市育英資金貸付制度：高校生～大学生等【P80】											
													川越市大学奨学金支給制度【P80】											
	養育支援訪問事業【P83】 / 子育て世帯訪問支援事業：支援を要する妊婦及び18歳未満のこどもがいる支援を要する家庭【P84】																							
	親子関係形成支援事業【P84】																							

コラムだよ！



こども家庭庁の設置とこども基本法の施行

こども・若者・子育て世帯に関する多くの課題を解決するため、こども政策に関する重要事項等を一元的に取りまとめて推進することを目的として、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。

また、こども家庭庁創設と同日に、こども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。なお、本計画は、同法に基づき策定しており、本計画を推進していくことで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

こどもまんなか
こども家庭庁

出典：こども家庭庁

基本目標1 こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

施策目標1 こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり

施策の目指す方向性

こども・若者が、社会の一員として自分の意見を表明する機会を確保するとともに、一人ひとりが権利の主体であり、その権利が擁護・尊重されるような社会づくりへ向けた取組を推進します。

現状と課題

- 令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こどもの権利擁護について明確に規定されるとともに、国や地方公共団体がこども施策の策定・実施・評価をする際には、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、反映させるための必要な措置を講ずるよう規定されています。
- 本市では、これまで、こども・若者、子育て当事者からアンケート等を通じて、意見を聴取することはありましたが、計画に明確に位置付けられた取組ではありませんでした。本計画では、こども・若者から意見を聴取することに加え、こどもの人権に関する啓発活動の重要性を改めて認識し、新たな施策として位置付けます。
- 本市で実施した、こども等への意見聴取において「職員が学校に来て、対面で話をすることができれば意見を言いやすい」という声が多くあったことから、今後、定期的に各学校を訪問する等して、意見聴取を実施していきます。

主な事業

1	こどもから意見を受け付ける体制の整備（こどもホームページの運営）	
	こどもホームページにおいて、テーマに沿ってこどもからの意見を受け付ける等、こどもが意見を言いやすい環境を整備します。	【担当課】 こども政策課
2	こども等への定期的な意見聴取	
	こども・若者に関する施策の検討に活用するため、市内の小学校、中学校、高等学校、大学を訪問する等して、こども等から意見を聴取します。	【担当課】 こども政策課
3	こどもの人権に関する啓発活動	
	「子どもの権利条約」で定められている「こどもの権利」について、こどもホームページをはじめ、様々な媒体を通して周知・啓発を行います。	【担当課】 こども政策課
4	人権教育推進事業	
	人権について正しい理解と認識を育むため、様々な人権課題に関する多様な学習機会の提供を図ります。	【担当課】 地域教育支援課

5	川越市人権教育実践報告会	
	保育園、小・中学校、高等学校、公民館における人権教育に関する実践報告に基づき意見交換を行うことにより、人権教育の一層の充実を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
6	人権作品を通した人権意識の高揚	
	児童生徒が作成した人権作品（作文・絵画・標語）を人権啓発資料としてまとめ、広く紹介することにより、児童生徒や市民の人権意識の高揚を図ります。	【担当課】 地域教育支援課

コラムだよ！



川越市こどもホームページ「こえどたんけんたい」の開設

こどもの権利の1つである「意見表明の機会」を確保するため、令和6年12月に「川越市こどもホームページ『こえどたんけんたい』」を開設しました。

同ホームページでは、テーマに沿ってこどもたちからの声(意見)を募集するほか、川越市の歴史や文化、市役所の業務内容等をこどもたちにわかりやすい表現で掲載しています。こどもたちから出た意見を参考にしながら、今後のこども施策の検討を進めていくとともに、ホームページ内で意見へのフィードバックをしていきます。



川越市こどもホームページ
「こえどたんけんたい」のトップページ

施策目標2 こどもの体験活動等への参画支援

施策の目指す方向性

こども・若者が健やかに成長するための原点である体験活動等へ参画できるよう、他団体との連携や地域資源の活用を通じて、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた様々な体験の機会や場の提供に取り組みます。

現状と課題

- 令和5年度に国が施行した「こども基本法」や「こども大綱」では、こども・若者が多様な社会的活動に参画する機会の確保や、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの重要性が唱えられています。
- 国から示された方針を踏まえ、本市においても、こども・若者の健やかな成長に資する体験活動等の重要性を改めて認識し、こども等にそのような場を提供することができるよう、各種施策を推進していきます。

主な事業

1	子どもの文化芸術体験事業	
	将来を担うこどもたちとより近い距離で演奏を行うことにより、生の音に触れ、心の豊かさを育みながら音楽に親しむことができるよう実施します。	【担当課】 文化芸術振興課
2	スポーツ教室	
	各種目の競技団体と協力し、スポーツ教室を開催します。 (水泳、卓球、スケートボード、親子体操教室等)	【担当課】 スポーツ振興課
3	ジュニアスキー教室	
	市内在住・在学の小・中学生(小学4年生～中学3年生)を対象とした宿泊でのスキー教室を実施します。	【担当課】 スポーツ振興課
4	広島平和記念式典派遣事業	
	戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶことを目的として、市内の中学2年生を対象に広島市へ生徒を派遣します。	【担当課】 総務課
5	こども体験教室	
	様々な体験を通して、歴史や文化財に対する理解や関心を深めることを目的として事業を実施します。	【担当課】 博物館
6	ジュニアアートスクエア/アートスクエア	
	こどもたちのアートの芽を育む体験型のプログラムとして、毎月定期的実施しています。	【担当課】 美術館
7	青少年交流事業(少年の翼)	
	市内中学校から推薦された中学3年生を対象に、友好都市「中札内村」との交流や北海道での自然体験やグループワークなどを通して、次代を担うものとしての自覚を高めるための宿泊研修を実施します。	【担当課】 こども育成課

施策目標3 様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり (多文化共生の実現)

施策の目指す方向性

外国にルーツのあるこども・若者とその保護者等が、言語や生活習慣の違いに不安、負担を感じず、地域の中で安心して生活することができるよう、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本市に在住する外国籍市民は、令和6年1月1日現在で10,040人と、平成31年1月1日現在の8,156人から大きく増加しており、本市総人口の3%近くを占めています。
- 言葉の壁等から日常生活に支障をきたし、地域社会にうまく溶け込めないなどの課題を抱える外国にルーツのある方を支援するとともに、地域における相互理解を深めることにより、外国にルーツのあるこどもとその保護者等が安心して生活できる環境の整備が求められます。
- 外国籍のこどもが日本の学校においてスムーズに就学・進学することができるよう、関係団体等と協力し、支援を推進していく必要があります。

主な事業

1	日本語教室	
	川越市国際交流センターや公民館等において、日本語を母国語としないこども・若者を含む外国籍市民のための日本語教室を開催します。	【担当課】 国際文化交流課
2	多文化共生講座	
	市民の方に世界の多様な文化や価値観に触れてもらうため、語学や様々な国の文化や歴史などが学べる講座を開催します。	【担当課】 文化芸術振興課 国際文化交流課
3	姉妹・友好都市交流の充実	
	多文化共生に向けた理解を図るため、川越市姉妹都市交流委員会と連携し、国内・海外姉妹友好都市との市民交流の充実に努めます。	【担当課】 国際文化交流課
4	就学に関する多言語情報の提供	
	「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」を活用し、各言語による就学情報を提供します。	【担当課】 国際文化交流課
5	高校進学ガイダンスへの協力	
	日本語を母語としないこどもと保護者のために市民団体が開催する「高校進学ガイダンス」に協力します。	【担当課】 国際文化交流課

基本目標2 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

施策目標1 切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進

施策の目指す方向性

安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うことにより、親子の健康の増進を図ります。

現状と課題

- 子育て世帯の核家族化や地域のつながりの希薄化など、妊産婦が孤立や不安を感じやすい環境となっていることから、母子保健分野の取組に関するきめ細かな対応が求められます。
- 本市では、令和6年4月1日に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、妊産婦や保護者等からの相談を受け、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行っています。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない支援に取り組んでいます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	妊婦のための支援給付	
妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対して妊婦支援給付金を給付します。		【担当課】 母子保健課
2	妊婦等包括相談支援事業	事業計画
妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えます。		【担当課】 母子保健課
3	乳幼児健康診査	
乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診や相談支援を行い、こどもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。		【担当課】 母子保健課
4	乳児家庭全戸訪問事業	事業計画
専門職（保健師、助産師）が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行います。		【担当課】 母子保健課

5	産後ケア事業	事業計画
産後1年以内の母子に対して保健指導、授乳指導、心身のケア及び育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。 【短期入所型産後ケア】医療機関等で宿泊により、産後ケアを行います。 【通所型産後ケア】日中、助産院等で産後ケアを行います。 【居宅訪問型産後ケア】助産師が訪問し、産後ケアを行います。		【担当課】 母子保健課
6	母子健康手帳の交付	
妊娠の届出をした妊婦等に対し、妊娠・出産の経過やこどもの健診記録等の成長記録となる母子健康手帳を交付します。		【担当課】 母子保健課
7	妊婦健康診査	事業計画
妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦及び胎児の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促します。		【担当課】 母子保健課
8	両親学級等事業	
妊婦とそのパートナー等に対して、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安の解消とパートナーの育児参加を支援します。		【担当課】 母子保健課
9	離乳食教室	
乳児と保護者へ離乳食についての指導や相談を行い、離乳食に関する悩みや不安の解消を図ります。		【担当課】 母子保健課
10	乳幼児相談	
乳幼児と保護者に対して相談の場を提供し、育児支援や育児不安の解消を図ります。		【担当課】 母子保健課
11	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）	
6歳以下の未就学のこどもがいる家庭を対象として、研修を受けた家庭訪問型子育て支援ボランティアが訪問し、子育て支援を行います。		【担当課】 こども育成課
12	こども医療費の支給	
18歳の年度末までのこどもに係る医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。		【担当課】 こども政策課
13	夜間休日診療事業（小児）	
川越市医師会及び川越市薬剤師会に対して、川越市夜間休日診療所（休日及び平日夜間において軽症の救急患者に対する診療を実施する診療所）の運営に係る経費の一部を補助します。		【担当課】 保健医療推進課
14	こどもの予防接種	
こどもを感染症から守るため、予防接種法に基づき、乳幼児や児童等が受ける定期予防接種を実施します。		【担当課】 健康管理課
15	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種	
生まれてくるこどもを先天性風しん症候群から守るため、抗体価の低い妊娠を希望する女性等に予防接種を受けやすい環境を提供します。		【担当課】 健康管理課
16	幼児のむし歯予防推進事業	
歯科口腔保健事業に係る関係機関等と連携し、フッ化物を応用したむし歯予防事業や乳幼児健康診査等での啓発活動を実施し、歯科口腔保健の推進を図ります。		【担当課】 健康づくり支援課

17	歯科健診・歯科保健指導等の実施	
幼児へ歯科健診を行い、保護者に対し歯科指導等を行うことで、幼児のむし歯予防や、家庭での歯と口の健康づくりの推進を図ります。		【担当課】 母子保健課
18	妊産婦歯科健診	
妊産婦へ歯科健診を行い、歯科指導等を行うことで、家庭での歯と口の健康づくりの推進を図ります。		【担当課】 母子保健課
19	こども家庭センター	事業計画
母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等への相談支援を行う等、切れ目ない支援を実施するとともに、こどもへの虐待に対する予防的な対応から、子育てに困難を抱える家庭の相談支援を行います。		【担当課】 こども家庭課 母子保健課



コラムだよ！

医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。全国で約2万人いると推計されており、医療的ケア児の数は年々、増加傾向にあります。

児童福祉法では、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」とされており、また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)では、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)」とされています。



在宅で人工呼吸器と経管栄養をしている様子



気管切開をしているこども

施策目標2 子育て家庭への支援

施策の目指す方向性

ひとり親家庭や生活困窮世帯などの支援が必要な家庭等を対象とした各種手当、医療や就労等の支援に加え、相談体制を充実することにより、自立した生活が送れるよう支援するとともに、孤育を防止する取組を行います。

現状と課題

- 親の世代からこどもの世代へと貧困が引き継がれる「貧困の連鎖」によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。こどもの貧困における実態や支援ニーズを把握し、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援や就業支援など、総合的な自立支援を行うことが求められます。
- 特に、ひとり親家庭では、仕事と家事・育児に対する負担が大きく、各家庭が抱える様々な課題に対応したきめ細かな支援が必要です。また、経済的に課題を抱えた家庭等とつながることで、必要な支援につなげていくことも重要です。

主な事業

1	児童手当	
	18歳の年度末までのこどもを養育している方に適切に支給することにより、家庭等における生活の安定及び次代を担うこどもの健全な育成を図ります。	【担当課】 こども政策課
2	児童扶養手当	
	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていないこどもを育てている方や、こどもを育てている父又は母に一定の障害がある場合に支給します。	【担当課】 こども家庭課
3	ひとり親家庭等医療費の支給	
	ひとり親家庭等の医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ります。	【担当課】 こども政策課
4	川越市遺児手当	
	父母のいない15歳の年度末までのこどもを養育している方に適切に支給することにより、こどもの健全な育成を図ります。	【担当課】 こども政策課
5	ひとり親家庭相談	
	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じます。また、相談内容に応じ、関係機関と連携して支援を行います。	【担当課】 こども家庭課
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行います。	【担当課】 こども家庭課

7	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	ひとり親家庭等の自立に向けた支援を総合的に実施するため、就業相談の実施、就業情報の提供、就業支援講習会の開催など、様々な就業支援を行うとともに、養育費に関する相談体制の整備等を行います。	【担当課】 こども家庭課
8	ひとり親家庭等生活向上事業	
	子育てと生計維持の両立を支援するため、ひとり親家庭の親が定期的に集い、日常の情報交換や家計管理等に関する学習の場を提供します。	【担当課】 こども家庭課
9	自立支援給付金事業	
	児童扶養手当受給者等が一定の資格を取得するために修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、ひとり親家庭等の保護者が自主的に能力開発を行うため、指定講座を受講した場合、その費用の一部を自立支援教育訓練給付金により支給します。	【担当課】 こども家庭課
10	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	
	ひとり親家庭等の保護者を対象にその自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行います。	【担当課】 こども家庭課
11	公営住宅における優遇登録	
	登録方式による入居募集に際し、子育て世帯（ひとり親世帯、多子世帯を含む）を対象に優遇して登録を行います。	【担当課】 建築住宅課
12	生活困窮者自立支援事業	
	複合的な課題を抱える生活困窮者の課題に応じた総合的な相談を行い、就労支援も含めた包括的かつ継続的な支援につなげていきます。	【担当課】 生活福祉課
13	生活保護事業	
	生活保護事業の基準に基づき、生活扶助、教育扶助、住宅扶助等、世帯状況に応じた扶助を行い、自立できるよう支援を行います。	【担当課】 生活福祉課
14	川越市子育てファミリー応援給付金	
	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、孤育てやワンオペ育児などを防止するため、子育て世帯とつながり、子育て支援のきっかけを作ります。	【担当課】 こども政策課

施策目標3 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

施策の目指す方向性

こどもが心身ともに健やかに成長するとともに、保護者の育児不安の軽減などを図るため、地域子育て支援拠点事業など、親子のふれあいや交流の機会の充実を図ります。

現状と課題

- 乳児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期とされています。身近な大人がこどもと関わることにより、情緒の安定が図られ、これを基盤としてこどもの心身の発達が促されるなど、人としての土台がこの時期に作られていきます。
- 本市では、このようなこどもの健やかな育ちや保護者の子育ての不安感の解消などを支援するため、妊産婦や親子の交流・情報交換の場の提供を行っています。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	地域子育て支援拠点事業	事業計画
	子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するため、地域の身近な場所で、子育てをする親子の交流の場を提供します。	【担当課】 こども育成課
2	子育てサロン事業	
	乳幼児を持つ親が交流できる場を設け、コミュニケーションを促進し、子育ての孤立化を防ぎます。	【担当課】 中央公民館
3	子育てサポーター養成講座	
	地域の子育てを支援する子育てサポーターを養成する講座を開催します。	【担当課】 中央公民館
4	ブックスタート事業	
	乳児と保護者が一緒に絵本を開くという楽しい体験を提供することで、乳児とその保護者の子育てを支援していきます。	【担当課】 中央図書館
5	長期療養児等育児支援	
	ダウン症等長期療養疾患があるこどもの保護者へ情報交換の場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	【担当課】 母子保健課
6	産前・産後サポート事業	
	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行います。	【担当課】 母子保健課

基本目標3 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

施策目標1 教育・保育の充実と質的向上

施策の目指す方向性

こどもの発達段階に応じ、希望する施設で幼児期の教育・保育を受けることができるよう、全体の需給バランスの調整及び更なる保育の質の向上に向けた取組を推進します。また、こどもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を図ります。

現状と課題

- 本市では、積極的に民間保育施設整備を進め、待機児童の解消に努めてきた結果、待機児童数は、令和2年度より2～10人以下の水準を維持しております。現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、将来、保育施設の定員数が過大となることが予想されることから、今後は、保育全体の需給バランスを調整することや、更なる保育の質の向上が課題となるものと考えられます。
- また、幼児期の教育・保育と小学校教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たし、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に連携していくことが必要です。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	通常保育事業	事業計画
	こどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の適切な提供及び質の向上を推進します。	【担当課】 こども政策課 保育課
2	認可外保育施設等の認可化支援	
	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行います。	【担当課】 こども政策課
3	保育士研修	
	保育所の職員に対する研修の機会を確保し、保育の質の向上を図るために、市内の公立・法人立保育所、小規模保育施設等に勤務する保育士等を対象に研修を実施します。	【担当課】 保育課
4	地域型保育事業	事業計画
	地域型保育事業として、少人数（定員6～19人）を対象に、少人数で保育を行う「小規模保育事業」、従業員と地域のこどもを保育する「事業所内保育事業」、障害・疾病などにより、自宅での保育を行う「居宅訪問型保育事業」、家庭的保育者による「家庭的保育事業」を行います。	【担当課】 こども政策課 保育課

5	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	
	地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業を利用するこどもの利用料を一部軽減します。	【担当課】 こども政策課 保育課
6	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業計画
	保育所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営を促進します。	【担当課】 こども政策課 保育課
7	未就学児に対する食育の推進	
	保育園食育目標である「一人ひとりのこどもの食を営む力を育み、豊かな心と体を育てる」を目標に、保育所及び幼稚園等において食育指導を行うとともに、食の関心や健康づくりへの意識を高めるために、園児に対して栄養教育を行い、食育の推進を図ります。	【担当課】 保育課 母子保健課
8	人権保育の推進	
	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進します。	【担当課】 保育課
9	認可外保育施設等への施設等利用給付	
	認可外保育施設等の利用者の申請に基づき、円滑に施設等利用費の支給を行います。	【担当課】 保育課
10	幼稚園等への施設等利用給付	
	少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の負担軽減を図るため、幼稚園等を利用する保護者に対して、施設利用料の一部を支給します。	【担当課】 保育課
11	幼保小連絡懇談会の実施	
	小学校を中心とした地区の幼稚園・保育所・認定こども園でグループを組み、懇談会を開催します。それぞれの地区の実態に即した幼児教育の在り方について、テーマに沿って話し合いを行います。	【担当課】 教育指導課

コラムだよ！

こども家庭センターの設置

令和6年4月にこども家庭センターを設置しました。市内在住の妊産婦、子育て世帯、こどもたちに対し、母子保健部門(母子保健課)と児童福祉部門(こども家庭課)が連携を強化し、一体的な相談支援を行っています。

母子保健部門では全ての妊産婦・乳幼児を対象に各種健診や教室、訪問指導などを行い、妊娠・出産、育児、発育発達などの相談に応じています。児童福祉部門では発達、ことば、学校生活、家族関係などについての相談に応じるとともに、児童虐待にかかわる相談にも応じています。それぞれの部門で資格を持った職員を配置しておりますので、ひとりで思い悩まずにお気軽にご相談ください。

施策目標2 多様な保育事業の推進

施策の目指す方向性

多様化する保育ニーズにも対応できるよう、きめ細かな保育事業を推進するとともに、ニーズを捉えた新たな保育サービスの提供を図ります。

現状と課題

- 保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより、保育ニーズが多様化しています。本市で令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、保育所等における一時預かり事業を利用したことのある人が13.8%であるのに対し、利用したいと考えている人は60.8%と高いニーズが認められるなど、本市においても様々なニーズに対応した保育施策の充実が求められています。
- こどもが家庭以外場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達促進のほか、保護者の育児負担の軽減などを目的として、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で柔軟に利用できる新たな制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を創設します。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	時間外保育事業（延長保育事業）	事業計画
	保育所において、定められた時間を超えて児童を預かります。	【担当課】 保育課
2	保育所等における一時預かり事業	事業計画
	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所又はその他の場所において一時的に児童を預かります。	【担当課】 保育課
3	幼稚園等における一時預かり事業	事業計画
	幼稚園や認定こども園において教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に児童を預ります。	【担当課】 保育課
4	統合保育事業	
	障害のあるこどものうち、発達のために集団保育が必要とされるこどもについて、保育所において保育を行います。	【担当課】 保育課
5	病児保育事業等	事業計画
	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行うほか、ファミリー・サポート・センター事業を補完する「緊急サポートセンター事業」として、緊急時や病児・病後児の預かりを実施します。	【担当課】 こども育成課

6	ファミリー・サポート・センター事業	事業計画
育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。		【担当課】 こども育成課
7	子育て短期支援事業	事業計画
保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて、トワイライトステイ（平日夜間のこどもの預かり）及びショートステイ（宿泊を伴うこどもの預かり）を実施します。		【担当課】 こども家庭課
8	川越市保育ステーション事業	
保育所を利用するにあたって送迎に困難を抱える家庭を支援するため、保育所と保育ステーション（子育て安心施設「すくすくかわごえ」内）間の児童の送迎を行うとともに、保護者が迎えに来るまで保育ステーションにおいて児童を預かります。また、同保育ステーションにおいて、土日・祝日を含め「乳幼児一時預かり保育」を行います。		【担当課】 保育課
9	休日・夜間保育事業	
多様化する保育ニーズに対応するため、休日の保育の実施や夜間の保育の実施について、対応を図ります。		【担当課】 こども政策課 保育課
10	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	事業計画
保護者の就労要件を問わず、また時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度を適切に実施します。		【担当課】 保育課



コラムだよ！

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の全てのこどもに対し、仕事をしているなどの利用要件を問わず、毎月一定の時間まで保育環境を提供する制度となっています。

こどもにとっては家族以外の人と関わる機会や、年齢の近いこども同士が触れ合う機会を得て、心身の健やかな成長につながることを期待するとともに、保護者にとっては保育者とのコミュニケーションの中で、普段、相談できない育児の悩みや不安などを解消したり、こどもの新たな一面を発見する良い機会としていただき、より良好な親子関係の構築にも役立てていただけるものと期待しています。



施策目標3 子育て支援サービスの充実

施策の目指す方向性

子育てに関する各種講座をはじめとする子育て支援サービスを総合的に提供するとともに、情報発信や提供体制の充実など、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育て情報誌やホームページなどの利用意向が高い結果となっており、保護者から情報発信の充実が求められていることがわかります。
- また、身近な場において、子育て支援サービスに関する情報提供や相談に応じる「利用者支援事業(基本型)」、保育コンシェルジュ(保育士)が保育を希望される方から入所に関する相談等に応じる「利用者支援事業(特定型)」については、令和6年4月に設置・運営を開始しております「こども家庭センター」と連携し、子育て世帯にとってより利用しやすくなるよう、利便性の向上に努める必要があります。
- 更に、市役所庁舎が子育て世帯にとってより利用しやすい施設となるよう整備を行うなど、必要な情報を入手しやすい環境整備を進めます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）	事業計画
	（基本型） 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行います。 （特定型） 多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュ（保育士）を配置し、保育施設等の情報提供や個別のニーズに応じた保育サービスの提供を行います。 （こども家庭センター型） 母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等への相談支援を行う等、切れ目ない支援を実施するとともに、こどもへの虐待に対する予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の相談支援を行います。	【担当課】 こども育成課 こども家庭課 保育課 母子保健課
2	子育て情報の発信	
	子育て情報誌「こえどちゃん」の発行をはじめ、LINE等のSNSやホームページなど、子育て世帯が受け取りやすい方法により子育てに関する情報を発信します。	【担当課】 こども政策課

3	パパ・ママ応援ショップ事業	
	埼玉県と共同し、協賛企業等で提示することで特典を受けられる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を配布し、地域、企業、行政が一体となり子育て家庭を応援する社会的気運の醸成を図ります。	【担当課】 こども育成課
4	赤ちゃんの駅事業	
	授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る事業を埼玉県と共同して実施します。	【担当課】 こども育成課
5	家庭教育講座	
	家庭の教育力を高めるため、こどもの成長や発達段階に応じた講座を開催します。	【担当課】 中央公民館
6	市役所庁舎施設の機能改善	
	老朽化等に伴う授乳室やおむつ交換台等の改修を行います。	【担当課】 管財課



コラムだよ！

プレコンセプションケアについて

プレ(Pre)は「前に」、コンセプション(Conception)は「妊娠・受胎」、ケア(Care)は「注意・配慮」を意味し、2012年に WHO(世界保健機関)によって、「プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)」が提唱されました。その後、日本では、2021年2月に「成育医療等基本方針」が閣議決定され、初めてプレコンセプションケアの言及がなされて以降、近年はその取組が全国的に広がりつつあります。

妊娠・出産には適切な時期があり、若いうちから正しい知識を持ち、自分のライフプランに適した健康管理を意識することで、将来の健康を増進するとともに、望む方には妊娠・出産への適切な準備ができるようになります。本市では、健康でいるために重要な「適正体重」「栄養」「運動」「睡眠」「禁煙・受動喫煙」「飲酒」「ストレス」「感染症」といったプレコンセプションケアの普及啓発や各種事業を推進していきます。

基本目標4 こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備

施策目標1 学校教育の充実

施策の目指す方向性

将来を担うこどもたちの豊かな心、確かな学力、健やかな体を育成するため、一人ひとりのこどもに寄り添った多様な教育環境の充実に向けて取り組めます。

現状と課題

- 小中学校におけるこどもたちが抱える様々な課題への対応や、個に応じたきめ細かな指導を行うため、本市では、オールマイティーチャーターの配置や少人数指導の充実に取り組んでいます。
- こどもたちの学ぶことに対する興味・関心、知的好奇心や探求心を醸成し、より質の高い学校教育を提供するために、こどもたちにとって魅力ある事業の充実に努めています。

主な事業

1	オールマイティーチャーター配置事業	
	各学校の課題に応じて臨時講師を配置し、児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行います。	【担当課】 学校管理課
2	少人数指導の充実	
	少人数指導やチーム・ティーチングによる、個に応じたきめ細かな指導を実施し、学力育成を図ります。	【担当課】 教育指導課
3	川越市教職員研修事業	
	教職員の資質・能力の向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施します。	【担当課】 教育センター
4	川越市イングリッシュキャンプ	
	児童生徒に英語に興味・関心を抱いてもらえるように、英語指導助手の指導・支援のもとで様々な英語を使ったアクティビティを体験する事業を実施します。	【担当課】 教育センター

施策目標2 健やかな成長のための保健対策の推進

施策の目指す方向性

思春期を迎えるこどもたちが心身ともに健全に成長することができるよう、食育や保健対策の充実を図ります。

現状と課題

- 学童・思春期は、身体面の発育と精神面での発達を通して自我が形成され自立していく中で、健康的な生活習慣の確立に向けた重要な時期です。本市では、生涯にわたって健康を維持・増進するため、基礎的な体力づくりと合わせて、食に関する指導や保健教育を推進しています。
- 思春期における保健対策については、心身の健康に関する重要な課題であり、学習の機会の確保や正しい知識の普及、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 男女ともに性や妊娠、性感染症等に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアを推進する必要があります。

主な事業

1	小・中学校における食育の推進	
	学校における食育推進のため、各校で、教科・領域等において作成した全体計画に基づき、食育の推進を図ります。	【担当課】 教育指導課 学校給食課 教育センター
2	薬物乱用防止啓発	
	薬物乱用防止に係る啓発として広報誌に記事を掲載し、周知を行います。 また、全市立学校で薬物乱用防止教室を開催し、児童・生徒とその保護者への啓発を図ります。	【担当課】 保健総務課 教育指導課
3	性感染症対策	
	エイズを含む性感染症対策として、検査を行うとともに、相談を受け付けます。 また、市内の中学校等を対象に性感染症予防の出前講座を実施します。	【担当課】 保健予防課
4	プレコンセプションケアの推進	
	男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアを推進します。	【担当課】 母子保健課 保健予防課 健康管理課 健康づくり支援課 教育指導課 その他関係課

施策目標3 家庭や地域による教育力の向上

施策の目指す方向性

次代を担うこどもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるため、家庭と学校、地域が連携して、こどもたちを取り巻く環境の整備を推進します。

現状と課題

- 家庭では、親が家庭における役割と責任を自覚し、こどもにとって一番身近な存在として力を発揮するために、親が親として育ち、力を高めることが求められます。
- 地域ぐるみの教育を推進するため、本市では、地域の特色を生かした体験活動や学校教育の支援などを行う、川越市子どもサポート推進事業を実施しているほか、将来地域の担い手となる青少年の育成を目指すため、ジュニアリーダーの養成・育成にも取り組んでいます。
- 今後も、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもとに連携して、地域社会全体でこどもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を高めることが重要です。

主な事業

1	地域人材活用事業	
	地域人材の積極的な活用を図り、児童・生徒にとって特色ある教育活動や体験活動を行います。	【担当課】 学校管理課
2	親の学習講座	
	多くの親が集まる機会を活用し、親が親として育ち、力をつけるための学習を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
3	幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	
	親とこどもが共に育ち合う環境づくりを進めるため、こどもの年齢に応じた子育て・しつけの方法についての講話や、親同士の意見交換など、学習情報・学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。	【担当課】 地域教育支援課
4	コミュニティ・スクール	
	学校と保護者・地域住民等が目標やビジョンを共有し、熟議する中で知恵を出し合い、連携・協働しながらこどもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を行います。	【担当課】 学校管理課
5	川越市子どもサポート推進事業	
	こどもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークの構築を図りながら、地域の特色を生かした体験活動や学校応援団活動など、地域ぐるみでこどもたちを育てる取組の充実を図ります。	【担当課】 地域教育支援課

6	中学生社会体験事業	
生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図るため、各市立中学校において、近隣の各事業所の協力のもと、中学生に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていきます。		【担当課】 教育指導課
7	社会体験学習及び交流活動	
市内公立中学校が、それぞれの学校区内にある保育所にて社会体験学習や交流活動を実施します。		【担当課】 保育課
8	ジュニアリーダー養成・育成事業	
地域の子ども会活動のリーダーであるジュニアリーダーを養成・育成するための学習や研修を実施し、将来地域の担い手となる青少年の育成支援を行います。		【担当課】 地域教育支援課

コラムだよ！

川越市の放課後子供教室について

川越市の放課後子供教室では、こどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、学習支援や交流・体験など、多様な体験や活動ができる場を地域の方が中心となり提供しています。

学習支援では、宿題や自主学習の支援が行われ、こどもたちが安心して学べる環境を整えています。一方、交流・体験活動では、ユニバーサルスポーツ（ボッチャ等）、アート、音楽等の地域の実情に合わせた多彩なプログラムを通じて、こどもたちが興味や関心を広げる機会を提供しています。

これらの活動をとおり、こどもたちは学校の授業だけでは得られない経験を積むことができ、普段の友達の枠を超えたつながりの中で、社会性やコミュニケーション能力の向上にもつながります。地域全体でこどもたちの成長を支えるこの取組は、保護者からも好評で、こどもたちの未来を育む重要な役割を果たしています。



学習の様子



お話し



モルック

基本目標5 地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

施策目標1 少子化対策の推進と次代の親の育成

施策の目指す方向性

妊娠・出産を望む方の希望を叶えることができるよう支援体制の整備を推進するとともに、次代の親となるこどもや若者が、就労や子育てなど将来を考えるための施策を実施していきます。

現状と課題

- 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」で掲げられた少子化対策の加速化プランを踏まえ、本市としても、「共働き・子育ての推進」に資する施策の実施等、少子化の傾向に歯止めをかけることを目的として、少子化対策に係る各種取組を推進していきます。
- 本市で令和5年度に実施した「若者の意識と生活に関する調査」では、こどもについての現状・将来像を複数回答で聞いたところ、「子どもを1人又は2人授かりたい」が32.1%と最も高く、「なるべく早く若いうちに子どもを授かりたい」(20.3%)、「年齢的なタイミングはこだわらないが、いずれは子どもを授かりたい」(18.9%)と続き、こどもを授かることへの願望は高いものの、全国的な傾向と同様、本市においても出生数が減少傾向にあります。
- このような状況から、本市においては、次代の親を育成する観点から、妊娠、出産、子育てに関する市民の希望が叶えられるよう取組を進めていく必要があります。

主な事業

1	不妊・不育症に対する支援	
	不妊・不育症検査にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターにおいて専門医による相談を実施します。	【担当課】 母子保健課
2	子育て体験学習	
	市立中学校において、乳幼児及びその保護者との交流、妊婦体験及び誕生学講座を実施し、自己肯定感の高揚や母性・父性の育成を支援します。	【担当課】 こども育成課
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業	
	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、事業主や従業員に対し、啓発やセミナーを行います。	【担当課】 男女共同参画課 雇用支援課
4	家庭における男性の参画促進	
	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発や男女共同参画に関する講座を実施します。	【担当課】 男女共同参画課

施策目標2 こども・若者の居場所づくり

施策の目指す方向性

こども・若者の成長段階に応じたニーズに対応し、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの取組を推進します。

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や、児童虐待、こども・若者の自殺、不登校やひきこもりなど、こども・若者を取り巻く厳しい環境などを背景に、こども・若者が自分の居場所を持ちにくい状況に置かれています。自分の居場所がないことは、孤独や孤立の問題と深く関係しており、こども・若者が、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- どこにも居場所がないこども・若者が生じないよう、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことは重要であり、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要があります。それぞれの地域において、潜在化しているニーズを把握し、こども・若者の特性に配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要があります。
- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得ることから、こども・若者にとっての居場所となるためには、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。
- 本市で実施した、こども等への意見聴取において、「学校や家以外に勉強することができる場所がほしい」という声が多くあったことから、今後、公民館等の既存施設を活用する等、こども・若者の居場所づくりを推進していきます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	放課後児童健全育成事業	事業計画
	就労等により保護者が留守になっている家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後、小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。 事業の推進にあたり、市内全公設学童保育室における保育面積拡大のための新築・改修工事、既存保育室の改修工事、空調設備やトイレ等の設備設置・改修工事等を行い、保育環境の維持・改善を行います。 また、一定の要件を満たした民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	【担当課】 こども育成課 教育財務課

2	児童館機能の整備
	各児童館の特性を生かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進する等、豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進します。 また、児童センターこどもの城について、老朽化した施設・設備を改修するとともに、利用者ニーズによる屋内プレイエリアや、屋外広場の改修等を行い、若者も含めたこどもの居場所の機能としての役割に加え、誰もが利用しやすい快適な空間の創出を図ります。
3	放課後子供教室の推進事業
	放課後に、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動を通じ、こどもたちが地域の中で安全・安心に過ごす放課後子供教室について、地域の実情に合わせて推進します。
4	こどもの居場所づくりの推進 【公共施設などでのこどもの居場所づくり事業、プレーパーク事業、川越市こどもの居場所づくり推進事業、コミュニティソーシャルワーカー配置事業】
	(公共施設などでのこどもの居場所づくり事業) こどもたちが遊びや自習、会話を楽しむなど安全で安心して自由に過ごすことができる場を提供します。 (プレーパーク事業) こどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが外で遊ぶきっかけや外遊びを通じて自ら育っていく環境をつくることを目的とし、児童センターこどもの城の広場や児童遊園等の活用により、魅力的で、こどもたちが自分の責任で自由に遊ぶことができる場を提供します。 (川越市こどもの居場所づくり推進事業) こども食堂など、こどもの居場所づくりを行っている団体を支え、貧困の連鎖を解消する一助とするため、各種運営団体への支援や利用者への情報提供を行っている川越市社会福祉協議会に対する補助金交付を通じた支援を行います。 (コミュニティソーシャルワーカー配置事業) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を川越市社会福祉協議会に配置し、こども・若者の居場所となるこども食堂や学習支援の場の立ち上げや運営を支援します。
5	児童遊園の整備
	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備します。児童遊園の利用状況等を踏まえて、遊具の更新等を計画的に行い、地域の幼児・児童の安全な遊び場の確保及び健全育成を図ります。
6	都市公園の整備
	市民サービスの向上やこども・若者の居場所づくりの一環として遊具や公園施設の改修・補修及び新規公園の遊具や施設整備を実施します。
7	児童育成支援拠点事業
	不登校のこども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもの居場所に関する包括的な支援を検討します。

【担当課】
こども育成課【担当課】
地域教育支援課【担当課】
福祉推進課
こども育成課
こども家庭課
中央公民館【担当課】
こども育成課【担当課】
公園整備課

事業計画

【担当課】
こども政策課
こども育成課
こども家庭課

施策目標3 こども・若者の健全育成に向けた取組

施策の目指す方向性

全てのこども・若者が、ひとりの人間として健やかに成長できるよう、こども・若者の健全育成の取組や相談支援を行います。

現状と課題

- 本市では、地域全体でこども・若者の健全育成を推進するため、関係機関等と連携して、人材育成や地域活動に取り組んでいます。一方、デジタル社会の進展、保護者の就労形態の多様化、居場所のないこども・若者の存在、地域のつながりの希薄化など、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、いじめなどを原因とする不登校やひきこもりなど、様々な悩みを抱えるこども・若者がみられる状況です。
- このような状況から、こども・若者が社会性を身につけ、地域社会の一員として成長するとともに、悩みやいじめなどの解消に向けた取組が必要です。

主な事業

1	青少年を育てる市民会議	
	青少年健全育成活動が、市民総ぐるみで推進されるよう、関係機関・団体と協働して各種事業を実施します。	【担当課】 こども育成課
2	民生委員・児童委員研修会	
	民生委員・児童委員が知識や技術を習得できる研修を提供し、様々な問題に対応できるよう支援します。	【担当課】 福祉推進課
3	高校生のための労働法セミナー	
	市内の高校において、労働法の出前講座を行います。	【担当課】 雇用支援課
4	若者のライフデザインの支援	
	市内の高校等において金融教育授業を実施し、高校生等が将来に向けて必要な知識を学ぶ機会を提供します。	【担当課】 こども政策課
5	ネットパトロール事業	
	各市立学校を対象に、児童生徒をネット上のいじめ等から守るために、学校非公式サイト等の検索及び書き込み等の監視をするとともに、24時間体制でいじめ等の相談や情報提供を受け付けるインターネット上の窓口を開設し、適切に対応します。 学習者用データを閲覧し、児童生徒及びその関係者の生命・心身・財産に対して脅威となるものや脅威につながる恐れのあるものを発見し、適切に対応します。	【担当課】 教育指導課

6 青少年悩みごと相談事業

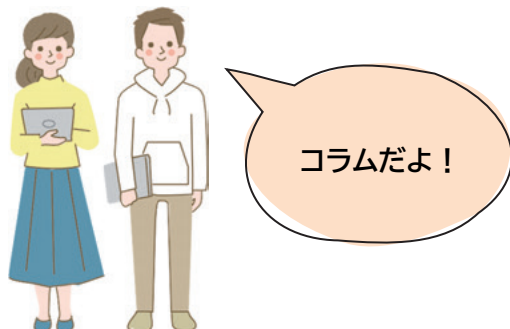
青少年とその家族等を対象に、青少年の抱えている将来や学校・職場についての悩み、心配ごと、不安等の相談を受け付けます。

【担当課】
こども育成課

7 非行防止活動

青少年の健全育成のため、少年補導員を委嘱し、こどもたちの見守りや非行を未然に防ぐ活動を実施します。

【担当課】
こども育成課



ヤングケアラーとは

ヤングケアラーという言葉を知っていますか？ ヤングケアラーとは、家族のために大人がするような家事や家族の世話など(ケア)を日常的に行っているこどものことです。

家族のお世話や看病をすることはとても素晴らしいことですが、過度に行われることによって、こどもが本来過ごすことができた、「勉強する時間」や「友達と遊ぶ時間」等が失われてしまう可能性に加え、ヤングケアラーのこども自身の心や身体に不調が出てしまう恐れもあります。

本市では、そのようなこどもや家族を支援するため、実態を把握するための定期的な調査を実施するとともに、支援に繋げるための関係機関の連携の強化に取り組んでいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の見えない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ

基本目標6 こども・若者の未来をつくる取組の推進

施策目標1 こども・若者の可能性を支える取組の推進

施策の目指す方向性

こども・若者が将来の夢や進学の実現できるようにするため、ひとり親家庭や生活困窮世帯のこども等を対象に、身近な場所での学習支援や経済的負担軽減を行うとともに、地域の多様な関係者の支援体制の構築に向けて取り組めます。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では、中学2年生の将来の進路希望で、「短期大学・大学」と回答した割合は、一般層が56.7%であるのに対し、困窮層では16.3%となっています。また、16～17歳の今後の進路希望（複数回答）で、「大学」と回答した割合は、一般層が78.9%であるのに対し、困窮層では59.1%となっており、困窮層ほど、高等教育を受けたいという希望が持てない傾向にあります。
- 小学生・中学生の就学援助の受給者数は、平成29年度をピークとして、なだらかに減少傾向ですが、令和5年度においても約4,000人が受給しており、経済的支援を必要としている児童生徒が一定程度見受けられる状況となっています。
- 本市では、こども・若者が将来の夢や進学の実現できるようにするため、本市の修学支援等の制度の周知を図り、支援が必要な児童生徒への学習支援を一体的に進めるとともに、多様な主体が連携して支援する環境整備に努めてきました。今後も誰一人取り残さないよう、支援体制の充実を図ります。
- 多様な価値観・考え方があることを尊重しつつ、結婚を希望する人や、育児と仕事の両立を希望する人がそれらを実現できるように支援をする必要があります。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	ひとり親家庭等学習支援事業	
	ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上のための支援及び進路相談等に応じるとともに、家庭や学校以外で日々の悩み等を相談できる居場所づくりを行います。	【担当課】 こども家庭課
2	川越市生活困窮者学習・生活支援事業	
	貧困が世代を超えて連鎖することがないように、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む。）のこどもに対する生活習慣・育成環境の改善に係る支援及び学習支援並びに保護者に対する養育支援等を行います。	【担当課】 生活福祉課

3	川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業	
	川越市生活困窮者学習・生活支援事業に参加している高校3年生を養育している保護者に、大学等の受験料及び模擬試験受験料を支給し、また同事業又はひとり親家庭等学習支援事業に参加している中学3年生を養育している保護者に模擬試験受験料を支給します。	【担当課】 生活福祉課 こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に給付金を支給します。	【担当課】 こども家庭課
5	川越市育英資金貸付制度	
	経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な方に対して、その才能を育成するために資金の貸し付けを行います。	【担当課】 教育総務課
6	川越市大学奨学金支給制度	
	学業成績が優秀であり、経済的理由により大学における修学が困難な高校生等に対して、返済を必要としない給付型奨学金を支給することにより、経済的支援を行います。	【担当課】 教育総務課
7	就学援助制度	
	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などについて、必要な援助を行います。	【担当課】 教育財務課
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業計画
	世帯の所得状況等を勘案し、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等について、負担軽減を図るために助成を行います。また、低所得世帯や多子世帯の児童が私学助成幼稚園を利用する際の副食材料費について、負担軽減を図るために助成を行います。	【担当課】 保育課
9	女性の就労支援事業	
	ウェスタ川越内の男女共同参画推進施設において、就労支援に係る資格取得やスキルアップのための講座を実施します。	【担当課】 男女共同参画課
10	女性の再就職セミナー（託児付）	
	就職を希望する女性を対象とする女性向けの就労支援セミナー及び託児（2歳以上の未就学児）付き就労支援セミナーを開催します。	【担当課】 雇用支援課
11	結婚支援事業	
	結婚を希望する男女の出会いの催し「かささぎの橋」を開催します。	【担当課】 広聴課
12	結婚相談	
	結婚を希望する方に出会いの場の提供と支援を行います。	【担当課】 広聴課

施策目標2 こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備

施策の目指す方向性

様々な悩みや不安により不登校やひきこもりの状態になり、孤独やストレスを抱えているこども・若者が心の健康を取り戻し、自分らしく成長できるよう寄り添った支援を行います。

また、こども・若者や子育て世帯が安全・安心に生活することができるよう、通学路の安全確保をはじめ、交通安全対策を推進するとともに、防犯に関する各種施策を実施します。

現状と課題

- 本市で令和5年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」及び「若者の意識と生活に関する調査」では、外出頻度が少ない傾向にあるこども・若者のうち、外出頻度が少なくなってきたからの期間が、「6か月以上」と回答した割合は、59.6%(小学5年生)～73.9%(中学2年生)と、外出頻度が少ない傾向が長期化していることがわかります。
- その理由として、「学校(や職場)にうまくなじめなかったこと」と回答した割合は、16～17歳で4人に1人の25.0%、「いじめられた」と回答した割合は、小学5年生で5.5%であり、特に学校での問題について、こども・若者に寄り沿った相談体制の充実を図るなど、問題を長期化させず、早期に解決できるような取組が求められます。
- 心の健康に加え、こども・若者が安全に暮らせるよう、本市では、こどもの年齢に応じた交通安全教育を行うなど、関係機関が一体となって交通事故防止に取り組んでいます。また、自治会を中心とした地域の防犯推進体制の整備に努め、「地域の安全は地域で守る」という認識のもと、防犯のまちづくり活動が行われています。
- こども・若者が自分らしく成長していけるよう、地域や学校、関係機関が連携して、心身ともに安全・安心なまちづくりに取り組むことが必要です。

主な事業

1	不登校対策の推進	
	不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。	【担当課】 教育センター
2	教育相談事業	
	6歳から18歳まで（年長から高校生等）の教育に関わる様々な悩みなどについて、教育相談支援員等による教育相談体制の充実を図ります。	【担当課】 教育センター

3	いじめ相談事業	
	児童生徒、保護者からのいじめに関する相談に応じるなど相談体制の充実を図り、相談者に寄り添うとともに、相談者と関係機関を繋げて建設的な行動へつながるように助言を行います。	【担当課】 教育センター
4	ひきこもりに関する相談	
	相談日（要予約）を設け、ひきこもりで困っている本人・家族に対し、問題解決に向けた支援を実施します。	【担当課】 保健予防課
5	ひきこもり公開講座	
	ひきこもりに関する正しい理解と知識を学ぶための講座を実施します。	【担当課】 保健予防課
6	こども110番の家	
	こどもの登下校時の安全・安心を支えるため、地域住民がいざというときの駆け込み先となれるよう、こども110番の家に対して支援を行います。	【担当課】 こども育成課
7	交通安全教室	
	交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及を図ります。	【担当課】 防犯・交通安全課
8	児童の登校時の交通安全指導	
	児童の登校時に交通の危険な場所において登校指導を行います。	【担当課】 防犯・交通安全課
9	安全・安心な通学路等の確保	
	児童生徒の通学路の安全を確保するため、路面表示等の安全対策を講じるとともに、スクールガードリーダーの見守りや安全見守り講習会等を実施します。	【担当課】 防犯・交通安全課 教育指導課
10	防犯情報等の提供	
	小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービス及び川越市公式LINEにより、メール及びLINE登録者に対し防犯に関する最新情報を提供します。	【担当課】 防犯・交通安全課

施策目標3 こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進

施策の目指す方向性

こどもを虐待から守り、安心して生活できるよう、また、ヤングケアラーとしての身体的・精神的負荷を軽減・解消し、社会生活を円滑に営むことができるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、問題の発生予防、早期発見、早期対応に取り組めます。

現状と課題

- 全国的に児童虐待の相談件数が過去最多を記録する中で、本市においても、相談件数が増加している傾向にあります。児童虐待防止対策にあたっては、家庭への支援をはじめ市民一人ひとりの意識啓発が重要であり、養育に関する不安の軽減や親の成長を支える取組とともに、制度の周知や啓発活動を行う必要があります。また、関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を更に進めていくことが必要です。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを過度に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題が近年クローズアップされており、令和5年度に本市で実施した調査においても、家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)を毎日1時間以上行っていると回答した中学2年生が7.9%、家族の看病や世話を毎日1時間以上行っていると回答した16～17歳が3.2%いることが明らかになっています。
- ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出るなど、社会生活を円滑に営むことが困難な状態になってしまうため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報を共有・連携して、早期発見し、世帯全体を支援する視点を持った必要な取組が求められます。

主な事業

事業計画… 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1	要保護児童対策地域協議会	
	要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携ができるよう協議します。	【担当課】 こども家庭課
2	児童虐待防止の啓発活動	
	児童虐待に関する講座への講師派遣や広報へのチラシ折り込みなどにより、必要な機会をとらえて児童虐待に関する周知啓発を行います。	【担当課】 こども家庭課
3	児童虐待防止SOSセンター事業	
	児童虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援を図るため、電話による相談を実施します。	【担当課】 こども家庭課
4	養育支援訪問事業	事業計画
	「乳児家庭全戸訪問事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認めた家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門の相談員等が訪問により実施します。	【担当課】 こども家庭課

5	家庭児童相談	
	こどもの発達に関すること、学校生活（幼稚園、保育園等も含む）、家族関係などの相談に応じます。	【担当課】 こども家庭課
6	ふれあい親子支援事業	
	育児不安が強く支援が必要な母親に対し、グループミーティング等を通じて、不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
7	乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業	
	乳幼児健診未受診世帯に対して、その状況を把握し、受診勧奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図ります。	【担当課】 母子保健課
8	妊娠期からの虐待予防強化事業	
	県内の産婦人科医療機関等と連携し、妊娠期の段階から支援が必要とされる家庭を積極的に把握し、訪問等を行い、早期に育児不安の解消を図ります。	【担当課】 母子保健課
9	子育て世帯訪問支援事業	事業計画
	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対し、訪問支援員を派遣し家事育児等の支援を実施します。	【担当課】 こども家庭課
10	親子関係形成支援事業	事業計画
	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、子育て支援のプログラムを実施し、良好な親子関係づくりを支援します。	【担当課】 こども家庭課 療育支援課
11	デートDV防止啓発	
	若年層に働きかけ、デートDVの被害に遭わないよう予防・啓発活動を行います。	【担当課】 男女共同参画課
12	ヤングケアラーへの支援体制の充実	
	ヤングケアラーの発見から支援につなげるまでの一連のプロセスを確立し、関係各課・各機関等に共有するとともに、ホームページ等で幅広く周知することで、ヤングケアラー本人やその周囲の大人等に気付きを与え、支援につなげます。	【担当課】 福祉推進課 地域包括ケア推進課 こども政策課 こども育成課 こども家庭課 その他関係課
13	ヤングケアラーに係る啓発活動	
	ヤングケアラーについて、ホームページ等で周知・啓発を行うことによって、本人に気づきを与えることができるとともに、ヤングケアラーの周囲の大人等が気づくことによって支援につなげます。	【担当課】 こども政策課

施策目標4 障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進

施策の目指す方向性

障害のあるこどもや医療的ケアの必要なこどもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、支援体制を充実させるとともに、職員の資質の向上を目指すなど、障害児施策の充実を図ります。

現状と課題

- 障害のあるこどもは、年々増加傾向にあり、障害児支援のニーズも多様化しています。一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を提供できるような体制整備が求められます。
- また、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが不可欠である医療的ケア児も増加しています。医療的ケア児の健やかな成長を図るために、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることに加え、その保護者の離職防止等、家族に対する支援を充実させることも必要です。
- 令和6年4月の改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを受け、本市では、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を行うとともに、保育所等訪問支援や地域における相談支援等の地域支援体制の充実に一層努めています。

主な事業

1	障害児通所支援事業の充実	
	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業サービスについて、提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上を促進します。	【担当課】 療育支援課
2	医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	
	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	【担当課】 障害者福祉課 療育支援課
3	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	
	医療的ケア児とその家族が地域において直面する課題及びその対応策を検討するため、医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議を実施します。	【担当課】 障害者福祉課 療育支援課
4	児童発達支援センター事業の充実	
	児童発達支援センターとして地域における障害児支援の中核的な役割を担うため、児童発達支援事業をはじめ、保育所等訪問支援事業、各種相談支援事業、親子教室などを通じ、障害のあるこどもや医療的ケア児の特性に応じた支援体制の充実に努めます。	【担当課】 療育支援課

5	児童発達支援センター施設環境整備	
	雨天時に利用者が安全に乗降できるよう、児童発達支援センター内に屋根を設置するなど、施設の環境改善を図ります。	【担当課】 療育支援課
6	生活サポート事業	
	在宅の障害児、障害者及びその家族の必要に応じ、障害児等の一時預かり、送迎、外出援助等のサービスを提供する団体に補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ります。	【担当課】 障害者福祉課
7	特別児童扶養手当	
	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満のこどもを養育している方に適切に支給することで、こどもの福祉の増進を図ります。	【担当課】 こども政策課
8	障害児福祉手当	
	重度の障害児に対して、経済的及び精神的負担の軽減を図るため手当を支給します。	【担当課】 障害者福祉課
9	障害者等相談支援事業	
	地域の障害児（者）が自立した生活を送ることができるよう、必要な助言及び支援を行います。	【担当課】 障害者福祉課
10	就学相談事業	
	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、就学相談体制の充実を図ります。	【担当課】 教育センター
11	未熟児養育医療給付	
	養育のため指定養育医療機関に入院加療が必要な未熟児等に対して、その養育に必要な医療給付を行います。	【担当課】 健康管理課
12	自立支援医療（育成医療）給付	
	18歳未満で、心臓障害や先天性の内臓障害などの身体障害を有する方が指定自立支援医療機関で受ける育成医療を給付します。	【担当課】 健康管理課
13	小児慢性特定疾病医療給付	
	国が指定した慢性疾病について、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行います。	【担当課】 健康管理課
14	特別支援教育の充実	
	通常の学級・特別支援学級の在籍に関係なく、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行います。また、それぞれの学びの場での指導支援を一層充実させ、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。	【担当課】 教育センター
15	特別支援教育の理解促進	
	小学生・中学生を対象とした、特別支援教育に係る理解啓発のための授業を行います。また、保護者を対象としたセミナー「発達障害セミナー」を開催することで、特別支援教育を保護者に広く周知し、理解を深めていきます。	【担当課】 教育センター
16	特別支援教育研修の充実	
	児童生徒一人ひとりに応じた教育の充実を図るため、教職員が特別支援教育に係る実践的な指導力を高められる研修を実施します。	【担当課】 教育センター

掲載事業の目標等一覧

本計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。

このため、以下の「掲載事業の目標等一覧」は、各事業について、定量的な成果指標を可能な限り設定することで、各事業の進捗状況を把握しやすくします。

なお、事業の性質等から、数値化した目標を設定することが馴染まない事業については、成果指標及び目標値を「―」で表示し、実績のみを記載しています。

基本目標1：こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進

【施策目標1：こどもの意見表明の機会の確保とこどもの権利を尊重する社会づくり】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	こどもから意見を受け付ける体制の整備(こどもホームページの運営)	こどもから意見を受け付ける体制(こどもホームページ)の満足度	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	70%
2	こども等への定期的な意見聴取	各種こども施策への満足度	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	70%
3	こどもの人権に関する啓発活動	こどもの人権に関する認知度 ※こども等への意見聴取の際に認知度を確認する	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	小学生:32% 中学生:43% 高校生・大学生:67%
4	人権教育推進事業	—	人権教育合同研修会の参加者数:338人	—
5	川越市人権教育実践報告会	—	人権教育実践報告会の参加者数:105人	—
6	人権作品を通じた人権意識の高揚	—	人権作品集『あけぼの』の発行	—

【施策目標2：こどもの体験活動等への参画支援】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	子どもの文化芸術体験事業	子どもの文化芸術体験事業(アウトリーチ事業)の実施件数	24件	R7:22件 R8:23件 R9:24件 R10:25件 R11:26件
2	スポーツ教室	参加者数	参加者数:330名	330人(各年度)
3	ジュニアスキー教室	参加者数	参加者数:124名	120人(各年度)

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
4	広島平和記念式典派遣事業	—	派遣生徒数22人	—
5	こども体験教室	参加者数	297人	R7:310人 R8:320人 R9:330人 R10:340人 R11:350人
6	ジュニアアートスクエア/アートスクエア	参加者数	181人	240人(各年度)
7	青少年交流事業(少年の翼)	研修参加生徒数	47人	48人(各年度)

【施策目標3：様々な文化を背景に持つこどもが尊重される社会づくり(多文化共生の実現)】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	日本語教室	国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民参加者延べ人数	3,765人	R7:4,100人 R8:4,200人 R9:4,300人 R10:4,400人 R11:4,500人
2	多文化共生講座	延べ受講者数	111人	【各年度】120人
3	姉妹・友好都市交流の充実	・海外交流団派遣人数 ・国内友好都市受入人数	・海外交流団派遣人数:0人 ・国内友好都市受入人数:8人	【各年度】 ・海外交流団派遣人数:10人 ・国内友好都市受入人数:8人
4	就学に関する多言語情報の提供	—	「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」を6言語(やさしい日本語を含む)で作成し、情報提供を実施	—
5	高校進学ガイダンスへの協力	高校進学に関する相談者数	33人	40人(各年度)

基本目標2：妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

【施策目標1：切れ目ない支援によるこどもと親の健康の確保・増進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	妊婦のための支援 給付	—	— ※令和5年度は事業を開始して いないため、実績なし	—
2	妊婦等包括相談支 援事業	利用実績に対する提供 体制の確保(確保量)	— ※令和5年度は事業を開始して いないため、実績なし	確保量－利用実績 $\geq$ 0
3	乳幼児健康診査	4 か月、1 歳半、3 歳 の健康診査受診率	1か月 — 4 か月 96.4% 1 歳半 97.5% 3 歳 96.5% 5歳 —	4か月:100% 1 歳半:100% 3歳児:100%
4	乳児家庭全戸訪問 事業	利用実績に対する提供 体制の確保(確保量)	実績:2,089人 確保量:2,089人	確保量－利用実績 $\geq$ 0
5	産後ケア事業	利用実績に対する提供 体制の確保(確保量)	実績:138人	確保量－利用実績 $\geq$ 0
6	母子健康手帳の交付	—	交付件数:2,063件	—
7	妊婦健康診査	利用実績に対する提供 体制の確保(確保量)	実績:24,525件 確保量:24,525件	確保量－利用実績 $\geq$ 0
8	両親学級等事業	参加者数	517 人	600人(各年度)
9	離乳食教室	実施後アンケートの満 足度が肯定評価の割合	— ※令和5年度は該当のアンケー ト項目がなかったため、実績 なし	100%
10	乳幼児相談	—	348 人	—
11	家庭訪問型子育て 支援事業(ホーム スタート)	新規で利用申請のあ った家庭数	44件	R7:60 件 R8:65 件 R9:70 件 R10:75 件 R11:80 件
12	こども医療費の支給	—	支給件数: 687,959 件 支給総額: 1,305,898,847 円	—

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
13	夜間休日診療事業 (小児)	—	川越市医師会夜間休日診療所での診療実施への必要な補助を行います。 補助額26,500千円 (内訳) 川越市医師会: 24,000千円 川越市薬剤師会: 2,500千円 ※小児以外の診療科目を含む	—
14	こどもの予防接種	—	A類疾病:65,314 件	—
15	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種	—	麻しん風しん混合:309件 風しん単抗原:80件	—
16	幼児のむし歯予防推進事業	6歳児(小学1年生)における、むし歯のない人の割合	74.3%	R7:74.6% R8:74.9% R9:75.2% R10:75.5% R11:75.8%
17	歯科健診・歯科保健指導等の実施	—	実施回数:102回	—
18	妊産婦歯科健診	—	受診者数:116人	—
19	こども家庭センター	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—

【施策目標2：子育て家庭への支援】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	児童手当	—	支給対象児童数: 37,016 人 支給総額: 4,729,570,000 円	—
2	児童扶養手当	—	受給者数:1,920人 (令和5年度末時点) 総支給額: 919,625,130円	—
3	ひとり親家庭等医療費の支給	—	支給件数: 54,515 件 支給総額: 134,569,825 円	—
4	川越市遺児手当	—	受給者数:13人 (令和6年2月末時点) 支給総額: 1,241,000 円	—

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
5	ひとり親家庭相談	—	相談件数:4,775件	—
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	—	貸付件数:70 件	—
7	母子家庭等就業・自立支援センター事業	—	利用者数:589 人	—
8	ひとり親家庭等生活向上事業	—	参加者数:12人	—
9	自立支援給付金事業	—	給付件数:32件	—
10	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	—	自立支援プログラム策定に係る延べ相談件数:32 件	—
11	公営住宅における優遇登録	—	【母子世帯の登録数】 1 世帯 【多子世帯の登録数】 0 世帯	—
12	生活困窮者自立支援事業	—	就労・増収率 (就労・増収者／就労支援対象者) 57.4%	—
13	生活保護事業	—	被保護世帯: 3,382世帯 被保護人員4,164人	—
14	川越市子育てファミリー応援給付金	—	対象のこどもの人数: 1,946 人 支給総額: 19,460,000 円	—

【施策目標3：愛情を育む親子のふれあいの機会の充実】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	地域子育て支援拠点事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	利用実績:69,786 確保量:89,282	確保量－利用実績≥0
2	子育てサロン事業	実施事業数	21事業	24事業(各年度)
3	子育てサポーター養成講座	—	受講者数:28人	—
4	ブックスタート事業	4か月児健診対象者の内、参加した人の割合	— ※新型コロナの影響により、通常と異なる方法で実施したため	100%(各年度)
5	長期療養児等育児支援	実施後アンケートの満足度が肯定評価の割合	— ※令和5年度は該当のアンケート項目がなかったため、実績なし	100%
6	産前・産後サポート事業	参加者数	259人	480人(各年度)

基本目標3： 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

【施策目標1： 教育・保育の充実と質的向上】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	通常保育事業	待機児童数	8人	R7:6人 R8:4人 R9:2人 R10:1人 R11:0人
2	認可外保育施設等の認可化支援	—	0施設	—
3	保育士研修	—	研修動画の延べ視聴回数:2,471回	—
4	地域型保育事業	—	定員数:504人	—
5	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—
6	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	0事業者 (R6は1事業者)	—
7	未就学児に対する食育の推進	—	219クラス	—
8	人権保育の推進	—	講演会の参加者数:44人(各公立保育園保育士、保護者等が参加)	—
9	認可外保育施設等への施設等利用給付	—	給付人数:1,251人	—
10	幼稚園等への施設等利用給付	—	給付人数:48,006人	—
11	幼保小連絡懇談会の実施	—	懇談会への延べ参加者数:221人	—

【施策目標2： 多様な保育事業の推進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	時間外保育事業(延長保育事業)	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績:1,957人 確保量:2,266人	確保量－利用実績 $\geq$ 0

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
2	保育所等における一時預かり事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績:7,442人日 確保量:60,460人日	確保量－利用実績 $\geq$ 0
3	幼稚園等における一時預かり事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績:211,148人日 確保量:211,148人日	確保量－利用実績 $\geq$ 0
4	統合保育事業	—	公立保育園での障害児の受入れ数:106人	—
5	病児保育事業等	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	【病児保育事業】 実績:735人日 確保量:846人日 【緊急サポートセンター事業】 実績:326人日 確保量:326人日	確保量－利用実績 $\geq$ 0
6	ファミリー・サポート・センター事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	【5歳児まで】 実績:1,196人日 確保量:1,196人日 【就学後】 実績:4,078人日 確保量:4,078人日	確保量－利用実績 $\geq$ 0
7	子育て短期支援事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	【ショートステイ】 実績:173人 確保量:173人 【トワイライトステイ】 実績:203人 確保量:203人	ショートステイ・トワイライトステイともに 確保量－利用実績 $\geq$ 0
8	川越市保育ステーション事業	送迎保育の利用者数	【送迎保育事業】 3名 【一時預かり事業】 2,799名(延べ人数)	R7:6人 R8:9人 R9:12人 R10:16人 R11:20人
9	休日・夜間保育事業	—	事業所内保育事業所1園にて実施(利用者:58人)	—
10	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	— 本計画の中間見直しにおいて検討	令和7年度は子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度から給付化し、全国で本格実施となる見込みです。	—

【施策目標3：子育て支援サービスの充実】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)	開設箇所数	6箇所	7箇所
2	子育て情報の発信	市LINE公式アカウントにおける子育てタブのフォロー配信登録者数	1,242人 ※R6.10月時点	R7:1,300人 R8:1,350人 R9:1,400人 R10:1,450人 R11:1,500人
3	パパ・ママ応援ショップ事業	市内協賛店舗・施設数	874箇所	R7:877箇所 R8:880箇所 R9:883箇所 R10:887箇所 R11:890箇所
4	赤ちゃんの駅事業	市内登録施設数	152施設	R7:154箇所 R8:156箇所 R9:159箇所 R10:162箇所 R11:165箇所
5	家庭教育講座	実施講座数	31講座	31講座(各年度)
6	市役所庁舎施設の機能改善	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—

基本目標4： こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備

【施策目標1： 学校教育の充実】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	オールマイティー チャー配置事業	全配置校における、学 習面、生徒指導面それ ぞれ4つの視点での 「向上した」の割合	73.1%	75%(各年度)
2	少人数指導の充実	—	市立小学校30校に 30名の教員の加配 市立中学校22校に 25名の教員の加配	—
3	川越市教職員研修 事業	研修目標達成度の平 均値	4.4	4.5(各年度)
4	川越市イングリッ シュキャンプ	参加した児童生徒への アンケート「英語に対 する興味・関心を高め ることができた者」の 割合(5件法による)	— ※令和5年度は5件法によるアン ケートを実施していないため、 実績なし	4.5(各年度)

【施策目標2： 健やかな成長のための保健対策の推進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	小・中学校におけ る食育の推進	—	食の指導実施校数 54校	—
2	薬物乱用防止啓発	—	・啓発活動：1回 ・全市立学校54校での 薬物乱用防止教室の 開催	—
3	性感染症対策	市内中学校等を対象 とした性感染症予防の 出前講座実施校数	23校	22校(各年度)
4	プレコンセプショ ンケアの推進	—	— ※令和5年度は事業を開始して いないため、実績なし	—

【施策目標3：家庭や地域による教育力の向上】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	地域人材活用事業	—	実施回数 273回 地域人材活用事業登録者数 679名	—
2	親の学習講座	アンケート満足度	— ※令和5年度はアンケートを実施していないため、実績なし	90%(各年度)
3	幼稚園・保育園・高等学校家庭教育講座	アンケート満足度	98.3%	90%(各年度)
4	コミュニティ・スクール	—	学校運営協議会委員 276名 全市立学校に設置 【内訳：学校単独型 42 協議会、小・中学校 合同型6協議会】	—
5	川越市子どもサポート推進事業	参加したこどもの延べ数	10,925人	11,000 人(各年度)
6	中学生社会体験事業	体験後のアンケートにおいて「職業観が高まった」を選択した生徒の割合	98.7%	100%
7	社会体験学習及び交流活動	—	【社会体験学習】 実施校数15校 受入れ園数18園 【交流活動(ふれあい学習)】 実施校数2校 受入れ園数2園	—
8	ジュニアリーダー養成・育成事業	ジュニアリーダースクール参加者数	56人 (参考)R6:47人	55人以上(各年度)

基本目標5：地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり

【施策目標1：少子化対策の推進と次代の親の育成】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	不妊・不育症に対する支援	—	早期不妊検査費助成事業:95件 不育症検査費助成事業:12件 不妊専門相談:17回	—
2	子育て体験学習	—	市立中学校実施校数 21校	—
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業	—	セミナーの実施回数: 1回 セミナーへの参加者数:15人	—
4	家庭における男性の参画促進	男女共同参画に関する講座における申込者数に対する男性の申込みの割合	15%	R7:20% R8:25% R9:30% R10:35% R11:40%

【施策目標2：こども・若者の居場所づくり】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	放課後児童健全育成事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績:3,374人 確保量:4,312人	確保量－利用実績 $\geq$ 0
2	児童館機能の整備	延べ利用者数	99,334人	R7:110,000人 R8:115,000人 R9:120,000人 R10:125,000人 R11:130,000人
3	放課後子供教室の推進事業	放課後子供教室の開設校数	放課後子供教室の開設校数:16校	R7:19校 R8:22校 R9:25校 R10:28校 R11:32校
4	こどもの居場所づくりの推進	こどもの居場所開設数	1か所	R7:2か所 R8:3か所 R9:4か所 R10:5か所 R11:7か所

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
5	児童遊園の整備	健全性の高い遊具の割合	80.2%	R7:81% R8:82% R9:83% R10:84% R11:85%
6	都市公園の整備	—	整備か所数:6 か所	—
7	児童育成支援拠点事業	— 本計画の中間見直し において検討	—	—

【施策目標3：こども・若者の健全育成に向けた取組】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	青少年を育てる 市民会議	—	74事業	—
2	民生委員・児童委員 研修会	—	研修会参加者数: 492人	—
3	高校生のための 労働法セミナー	—	実施回数:3回 参加者数:679 人	—
4	若者のライフデザイン の支援	ライフデザインセミナーへの参加が将来について考えるきっかけとなった人の割合	70%	80%(各年度)
5	ネットパトロール 事業	—	学校非公式サイトにおいて学校と連携して 対応した件数:10件	—
6	青少年悩みごと 相談事業	—	相談件数:32件	—
7	非行防止活動	—	声掛け件数: 2,828 件 (延べ従事者数:1,430 人)	—

基本目標6：こども・若者の未来をつくる取組の推進

【施策目標1：こども・若者の可能性を支える取組の推進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	ひとり親家庭等学習支援事業	—	利用人数:101人	—
2	川越市生活困窮者学習・生活支援事業	—	利用人数:37人	—
3	川越市ひとり親家庭、低所得子育て世帯等大学等受験料・模擬試験受験料支援事業	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	—	支給件数:0件	—
5	川越市育英資金貸付制度	—	貸付額: 18,832,000 円 ・入学準備金:13人 3,760,000 円 ・学資金:47人 15,072,000 円	—
6	川越市大学奨学金支給制度	—	奨学生:24名 総支給額:4,261,000 円 ・学資金 3,981,000 円 ・入学準備金 280,000 円	—
7	就学援助	—	利用人数:3,949人	—
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績:515人 確保量:1,336人	確保量－利用実績≥0
9	女性の就労支援事業	受験者に対する合格者数の割合	37%	50%(各年度)
10	女性の再就職セミナー(託児付)	—	実施回数:3回(うち託児付き1回) 参加者数:27人	—
11	結婚支援事業	—	「かささぎの橋」参加者数:32人	—
12	結婚相談	成婚数	5件	5件(各年度)

【施策目標2：こども・若者が安全・安心の下で、自分らしく成長できる体制の整備】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	不登校対策の推進	小・中学校に在籍する不登校児童生徒のより多くが学校内外の機関等で相談・指導を受けられるようにします。 今後、実態把握を行い、本計画の中間見直しの際に、具体的な成果指標と目標値を設定する予定です。	—	—
2	教育相談事業	—	相談件数:3,334件	—
3	いじめ相談事業	—	いじめ相談直通電話相談件数:15件 いじめ相談電子窓口:5件	—
4	ひきこもりに関する相談	—	相談者数:25人	—
5	ひきこもり公開講座	参加人数	27人	30人(各年度)
6	こども110番の家	—	R4登録か所数:3,778か所	—
7	交通安全教室	—	参加者延べ数:12,970人 【内数】 幼児:922人 小学生:10,153人	—
8	児童の登校時の交通安全指導	—	交通指導員数:50人 配置か所数:50か所	—
9	安全・安心な通学路等の確保	—	・安心安全通学路対策事業:71か所 ・小学校・中学校の開校日(平日)における児童生徒の交通事故等のうち、教育委員会に報告のあった件数:23件	—
10	防犯情報等の提供	防犯情報メール配信サービス及び市公式LINEの防犯情報登録者数の合計数	メール登録者数9,721人 LINE登録者数4,446人 計:14,167人	計画期間中に登録者数を15,500人に増やします。

【施策目標3： こどもを虐待から守る取組及びこども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	要保護児童対策地域協議会	—	実務者会議開催回数：17回	—
2	児童虐待防止の啓発活動	—	児童虐待に関する講座への講師派遣回数：5回	—
3	児童虐待防止SOSセンター事業	—	相談受付件数：618件	—
4	養育支援訪問事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	実績：8人 確保量：16人	確保量－利用実績 $\geq$ 0
5	家庭児童相談	—	相談件数：10,703件	—
6	ふれあい親子支援事業	—	グループミーティング開催数：7回	—
7	乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業	未受診児の状況把握率(未受診児のうち、状況把握できている児童の割合)	100%	100%
8	妊娠期からの虐待予防強化事業	—	対応件数：221件	—
9	子育て世帯訪問支援事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	確保量－利用実績 $\geq$ 0
10	親子関係形成支援事業	利用実績に対する提供体制の確保(確保量)	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	確保量－利用実績 $\geq$ 0
11	デートDV防止啓発	—	・高校及び大学(19校)に啓発カードを配布(計 950 枚) ・女性への暴力をなくす運動として、パープルリボンキャンペーンを実施	—
12	ヤングケアラーへの支援体制の充実	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—
13	ヤングケアラーに係る啓発活動	ヤングケアラーの認知度	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	70%

【施策目標4：障害児・医療的ケア児の施策の充実と支援体制整備の推進】

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
1	障害児通所支援事業の充実	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の箇所数	3箇所 ※令和6年4月に指定された1事業所を含む	3箇所
2	医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児等に係るコーディネーターの配置数	市内関係機関に配置されている医療的ケア児等に係るコーディネーターは4人(児童発達支援センター、障害者総合相談支援センター)。	関係機関に5人のコーディネーターを配置します。
3	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施回数	1回	1回以上(各年度)
4	児童発達支援センター事業の充実	—	児童発達支援事業： 10,018人(延人数) 保育所等訪問支援事業： 20件(延件数) 各種相談支援： 6,400件(延件数) 親子教室： 1,774人(延人数)	—
5	児童発達支援センター施設環境整備	—	— ※令和5年度は事業を開始していないため、実績なし	—
6	生活サポート事業	—	登録者数:1,065人	—
7	特別児童扶養手当	—	受給者数:581人 (令和6年3月末時点) 支給額： 323,861,480円 ※支給は埼玉県が行います。	—
8	障害児福祉手当	—	人数： 187人 総額： 33,952,570円	—
9	障害者等相談支援事業	—	相談人数:94人	—
10	就学相談事業	就学相談セミナーの参加人数	75人	90人(各年度)
11	未熟児養育医療給付	—	給付件数 203件 給付総額 31,707,930円	—

No.	事業名	成果指標	現状(令和5年度)	目標
12	自立支援医療 (育成医療)給付	—	給付件数 153件 給付総額 3,673,221円	—
13	小児慢性特定疾 病医療給付	—	給付件数 5,733件 給付総額 115,943,302円	—
14	特別支援教育の 充実	—	研修参加者数: 308人	—
15	特別支援教育の 理解促進	発達障害セミナーの 参加人数	26人	50人(各年度)
16	特別支援教育研 修の充実	特別支援教育に係る 6講座の受講者によ る達成度の平均値	4.3	4.5(各年度)

第5章

教育・保育、地域子ども ・子育て支援事業

- 1 「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域
- 2 「教育・保育給付」の量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 4 関連法の改正に伴う事業について

1 「教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域

本市では、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に定める各事業の提供区域について、市全域で提供できる体制を整備していますが、子ども・子育て支援法第61条第2項では、「教育・保育提供区域」について、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

このことから、地域子育て支援拠点事業については12区域で、放課後児童健全育成事業については、32区域で、更にきめ細かな区域を設定して対応しております。

2 「教育・保育給付」の量の見込みと確保方策

区分	事業等	区域
教育・保育施設 地域型保育事業	幼稚園・認定こども園(1号認定、2号認定(教育を希望))	市全域
	保育所・認定こども園(2号認定)	7区域
	保育所・認定こども園・地域型保育事業(3号認定)	7区域
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	時間外保育事業(延長保育事業)	7区域
	放課後児童健全育成事業	32区域 (小学校区)
	子育て短期支援事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	12区域 (本庁及び市民センター管内)
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業等	市全域
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	親子関係形成支援事業	市全域
	妊婦等包括相談支援事業	市全域
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市全域
	児童育成支援拠点事業	市全域

(1) 「教育・保育給付」に係る施設及び認定区分

「教育・保育給付」に係る施設は、教育・保育施設と地域型保育事業に分類されます。地域型保育事業は、保育所や幼稚園が該当する教育・保育施設と比べて、小規模であるとともに、3歳未満の子どもを対象として保育を行う事業のことで、認定は、こどもの年齢や保育の必要性に応じて区分され、それぞれに利用できる施設等が異なります。

認定区分	対象			利用する教育・保育施設等
1号認定	3歳以上	保育を必要としない	学校教育を希望	私立幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上	保育が必要	学校教育を希望すること以外	保育所、認定こども園(保育園機能)
3号認定	3歳未満	保育が必要		保育所、認定こども園(保育園機能)、地域型保育事業

(2) 「教育・保育給付」の量の見込みと確保方策の考え方

1号認定から3号認定までの認定区分、教育・保育提供区域ごとに、こども・子育て支援に関するニーズ調査や利用状況などを勘案し、令和7年度から令和11年度までの5年間の教育・保育のニーズ量の見込みを算出し、こうした需要に対する確保の内容及び実施時期について、確保方策として設定しています。

確保方策は、特定教育・保育施設、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けない幼稚園、特定地域型保育事業で設定するとともに、市内在住のこどもが他市町の施設を利用することを想定し設定しています。

【1号認定及び2号認定(学校教育を希望)】

1号認定及び2号認定(学校教育を希望)では、こども・子育て支援に関するニーズ調査結果における各家庭の就労状況、教育・保育施設等の利用意向等に加え、各地区の人口推計、過去の利用実績を基に、量の見込みを算出しました。

本市の幼稚園(全て私立幼稚園)及び認定こども園の定員数により確保量を算出すると、量の見込みに対応できる確保量となることが見込まれます。

【2号認定(学校教育以外)及び3号認定】

2号認定(学校教育以外)及び3号認定では、こども・子育て支援に関するニーズ調査結果における各家庭の就労状況、保育施設等の利用意向等に加え、各地区の人口推計、過去の利用実績を基に、量の見込みを算出しました。

2号認定(学校教育以外)は、保育所及び認定こども園の定員数により確保量を算出すると、量の見込みに対応できる確保量となることが見込まれます。

また、3号認定は、一部の地区において確保量が不足していますが、他地区の保育施設の確保量を含めると、市全体としては量の見込みに対応できる確保量となることが見込まれます。

【市全域】

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	3,053	1,068	2,689	373	2,044	2,997	1,049	2,654	371	2,042
	他市町のこども		684	21	1	4		684	21	1	4
① 量の見込み 計			4,805	2,710	374	2,048		4,730	2,675	372	2,046
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)		694	3,201	427	1,721		694	3,201	427	1,721
	(他市町のこども)		190	9	0	2		190	9	0	2
	確認を受けない幼稚園		5,173	—	—	—		5,034	—	—	—
	(他市町のこども)		465	—	—	—		465	—	—	—
	特定地域型保育事業		—	—	110	394		—	—	110	394
	(他市町のこども)		—	—	0	1		—	—	0	1
	他市町の施設利用		457	23	4	8		457	23	4	8
② 確保方策による確保量 計			6,979	3,233	541	2,126		6,840	3,233	541	2,126
(②－①)			2,174	523	167	78		2,110	558	169	80

【A地区】 本庁・山田

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	1,141	149	777	—	—	1,129	148	774
	他市町のこども		—	1	1	1		—	1	1	1
① 量の見込み 計			—	1,142	150	778		—	1,130	149	775
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)		—	1,134	151	610		—	1,134	151	610
	(他市町のこども)		—	2	0	0		—	2	0	0
	確認を受けない幼稚園		—	—	—	—		—	—	—	—
	(他市町のこども)		—	—	—	—		—	—	—	—
	特定地域型保育事業		—	—	48	184		—	—	48	184
	(他市町のこども)		—	—	0	1		—	—	0	1
	他市町の施設利用		—	5	0	2		—	5	0	2
② 確保方策による確保量 計			—	1,141	199	797		—	1,141	199	797
(②－①)			—	▲ 1	49	19		—	11	50	22

※上記表の「左記以外」は、2号認定(学校教育を希望する)以外のこども

単位:人

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
2,942	1,029	2,629	373	2,031	2,889	1,011	2,616	376	2,033	2,836	992	2,632	377	2,039
	684	21	1	4		684	21	1	4		684	21	1	4
	4,655	2,650	374	2,035		4,584	2,637	377	2,037		4,512	2,653	378	2,043
	694	3,211	427	1,721		694	3,211	427	1,721		694	3,211	427	1,721
	190	9	0	2		190	9	0	2		190	9	0	2
	4,900	—	—	—		4,768	—	—	—		4,641	—	—	—
	465	—	—	—		465	—	—	—		465	—	—	—
	—	—	110	394		—	—	110	394		—	—	110	394
	—	—	0	1		—	—	0	1		—	—	0	1
	457	23	4	8		457	23	4	8		457	23	4	8
	6,706	3,243	541	2,126		6,574	3,243	541	2,126		6,447	3,243	541	2,126
	2,051	593	167	91		1,990	606	164	89		1,935	590	163	83

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	1,116	148	770	—	—	1,113	148	769	—	—	1,112	148	769
	—	1	1	1		—	1	1	1		—	1	1	1
	—	1,117	149	771		—	1,114	149	770		—	1,113	149	770
	—	1,134	151	610		—	1,134	151	610		—	1,134	151	610
	—	2	0	0		—	2	0	0		—	2	0	0
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	48	184		—	—	48	184		—	—	48	184
	—	—	0	1		—	—	0	1		—	—	0	1
	—	5	0	2		—	5	0	2		—	5	0	2
	—	1,141	199	797		—	1,141	199	797		—	1,141	199	797
	—	24	50	26		—	27	50	27		—	28	50	27

【B地区】芳野・古谷

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	126	18	122	—	—	123	16	118
	他市町のこども	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
① 量の見込み 計		—	—	126	18	122	—	—	123	16	118
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	271	47	172	—	—	271	47	172
	(他市町のこども)	—	—	1	0	1	—	—	1	0	1
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
	(他市町のこども)	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
	他市町の施設利用	—	—	2	0	0	—	—	2	0	0
② 確保方策による確保量 計		—	—	274	47	173	—	—	274	47	173
(②－①)		—	—	148	29	51	—	—	151	31	55

【C地区】南古谷

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	185	26	147	—	—	181	26	145
	他市町のこども	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
① 量の見込み 計		—	—	185	26	147	—	—	181	26	145
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	207	29	113	—	—	207	29	113
	(他市町のこども)	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	16	46	—	—	—	16	46
	(他市町のこども)	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	他市町の施設利用	—	—	5	2	1	—	—	5	2	1
② 確保方策による確保量 計		—	—	213	47	160	—	—	213	47	160
(②－①)		—	—	28	21	13	—	—	32	21	15

※上記表の「左記以外」は、2号認定(学校教育を希望する)以外のこども

単位:人

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	122	16	112	—	—	122	16	107	—	—	121	15	104
	—	0	0	0		—	0	0	0		—	0	0	0
	—	122	16	112		—	122	16	107		—	121	15	104
	—	281	47	172		—	281	47	172		—	281	47	172
	—	1	0	1		—	1	0	1		—	1	0	1
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	0	0	0		—	0	0	0		—	0	0	0
	—	0	0	0		—	0	0	0		—	0	0	0
	—	2	0	0		—	2	0	0		—	2	0	0
	—	284	47	173		—	284	47	173		—	284	47	173
	—	162	31	61		—	162	31	66		—	163	32	69

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	174	26	143	—	—	170	26	142	—	—	169	26	142
	—	0	0	0		—	0	0	0		—	0	0	0
	—	174	26	143		—	170	26	142		—	169	26	142
	—	207	29	113		—	207	29	113		—	207	29	113
	—	1	0	0		—	1	0	0		—	1	0	0
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	16	46		—	—	16	46		—	—	16	46
	—	—	0	0		—	—	0	0		—	—	0	0
	—	5	2	1		—	5	2	1		—	5	2	1
	—	213	47	160		—	213	47	160		—	213	47	160
	—	39	21	17		—	43	21	18		—	44	21	18

【D地区】高階

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	341	72	365	—	—	333	73	374
	他市町のこども	—	—	13	0	1	—	—	13	0	1
① 量の見込み 計		—	—	354	72	366	—	—	346	73	375
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	479	59	239	—	—	479	59	239
	(他市町のこども)	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	13	59	—	—	—	13	59
	(他市町のこども)	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	他市町の施設利用	—	—	2	0	2	—	—	2	0	2
② 確保方策による確保量 計		—	—	482	72	300	—	—	482	72	300
(②－①)		—	—	128	0	▲ 66	—	—	136	▲ 1	▲ 75

【E地区】福原・大東

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	309	35	210	—	—	306	36	211
	他市町のこども	—	—	2	0	0	—	—	2	0	0
① 量の見込み 計		—	—	311	35	210	—	—	308	36	211
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	390	40	189	—	—	390	40	189
	(他市町のこども)	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	16	47	—	—	—	16	47
	(他市町のこども)	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	他市町の施設利用	—	—	5	1	1	—	—	5	1	1
② 確保方策による確保量 計		—	—	396	57	237	—	—	396	57	237
(②－①)		—	—	85	22	27	—	—	88	21	26

※上記表の「左記以外」は、2号認定(学校教育を希望する)以外のこども

単位:人

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	337	74	376	—	—	331	75	382	—	—	349	76	387
—	—	13	0	1	—	—	13	0	1	—	—	13	0	1
—	—	350	74	377	—	—	344	75	383	—	—	362	76	388
—	—	479	59	239	—	—	479	59	239	—	—	479	59	239
—	—	1	0	0	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	13	59	—	—	—	13	59	—	—	—	13	59
—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
—	—	2	0	2	—	—	2	0	2	—	—	2	0	2
—	—	482	72	300	—	—	482	72	300	—	—	482	72	300
—	—	132	▲ 2	▲ 77	—	—	138	▲ 3	▲ 83	—	—	120	▲ 4	▲ 88

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	303	36	210	—	—	304	37	212	—	—	305	37	213
—	—	2	0	0	—	—	2	0	0	—	—	2	0	0
—	—	305	36	210	—	—	306	37	212	—	—	307	37	213
—	—	390	40	189	—	—	390	40	189	—	—	390	40	189
—	—	1	0	0	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	16	47	—	—	—	16	47	—	—	—	16	47
—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
—	—	5	1	1	—	—	5	1	1	—	—	5	1	1
—	—	396	57	237	—	—	396	57	237	—	—	396	57	237
—	—	91	21	27	—	—	90	20	25	—	—	89	20	24

【F地区】霞ヶ関・川鶴

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	274	34	188	—	—	271	33	182
	他市町のこども	—	—	5	0	2	—	—	5	0	2
① 量の見込み 計		—	—	279	34	190	—	—	276	33	184
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	368	54	186	—	—	368	54	186
	(他市町のこども)	—	—	2	0	1	—	—	2	0	1
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	3	16	—	—	—	3	16
	(他市町のこども)	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	他市町の施設利用	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
② 確保方策による確保量 計		—	—	371	57	203	—	—	371	57	203
(②－①)		—	—	92	23	13	—	—	95	24	19

【G地区】霞ヶ関北・名細

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
見込み量の	量の見込み	—	—	313	39	235	—	—	311	39	238
	他市町のこども	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
① 量の見込み 計		—	—	313	39	235	—	—	311	39	238
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	—	—	352	47	212	—	—	352	47	212
	(他市町のこども)	—	—	1	0	0	—	—	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(他市町のこども)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	14	42	—	—	—	14	42
	(他市町のこども)	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	他市町の施設利用	—	—	3	1	2	—	—	3	1	2
② 確保方策による確保量 計		—	—	356	62	256	—	—	356	62	256
(②－①)		—	—	43	23	21	—	—	45	23	18

※上記表の「左記以外」は、2号認定(学校教育を希望する)以外のこども

単位:人

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	270	33	181	—	—	271	33	179	—	—	268	34	179
	—	5	0	2		—	5	0	2		—	5	0	2
	—	275	33	183		—	276	33	181		—	273	34	181
	—	368	54	186		—	368	54	186		—	368	54	186
	—	2	0	1		—	2	0	1		—	2	0	1
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	3	16		—	—	3	16		—	—	3	16
	—	—	0	0		—	—	0	0		—	—	0	0
	—	1	0	0		—	1	0	0		—	1	0	0
	—	371	57	203		—	371	57	203		—	371	57	203
	—	96	24	20		—	95	24	22		—	98	23	22

令和9年度					令和10年度					令和11年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
—	—	307	40	239	—	—	305	41	242	—	—	308	41	245
	—	0	0	0		—	0	0	0		—	0	0	0
	—	307	40	239		—	305	41	242		—	308	41	245
	—	352	47	212		—	352	47	212		—	352	47	212
	—	1	0	0		—	1	0	0		—	1	0	0
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—
	—	—	14	42		—	—	14	42		—	—	14	42
	—	—	0	0		—	—	0	0		—	—	0	0
	—	3	1	2		—	3	1	2		—	3	1	2
	—	356	62	256		—	356	62	256		—	356	62	256
	—	49	22	17		—	51	21	14		—	48	21	11

「川越市公立保育所のあり方」に基づいた公立保育所の整備について

川越市子ども・子育て会議の審議を経て、令和4年2月に策定した「川越市公立保育所のあり方」は、就学前児童数の減少や施設の老朽化の課題に対し、公立保育所の役割等の方向性を定めることを目的としています。将来の保育サービスの量的動向を見据え、保育サービスの供給が過剰となった場合は、公立保育所において定員数を調整するものとしています。短期的な対応としては、施設定員の弾力化や定員規模の縮小を、中長期的な対応としては、公立保育所の統廃合などにより需給バランスの調整を図るとしています。

今後の公立保育所整備等の検討にあたっては、これまでの4区域をもとに、各地区の児童の通園状況や保育需要などの地域性を考慮し、市域を7区域に細分化しきめ細かな検討を行うとともに、地域の基幹となる公立保育所として、本庁地区では4園、その他の各区域で1園は維持する方針としています。

また、公立保育所の整備検討にあたっては、保育を取り巻く環境の変化に適切に対応していくため、5年ごとに「川越市公立保育所のあり方」について見直しを行うこととしています。

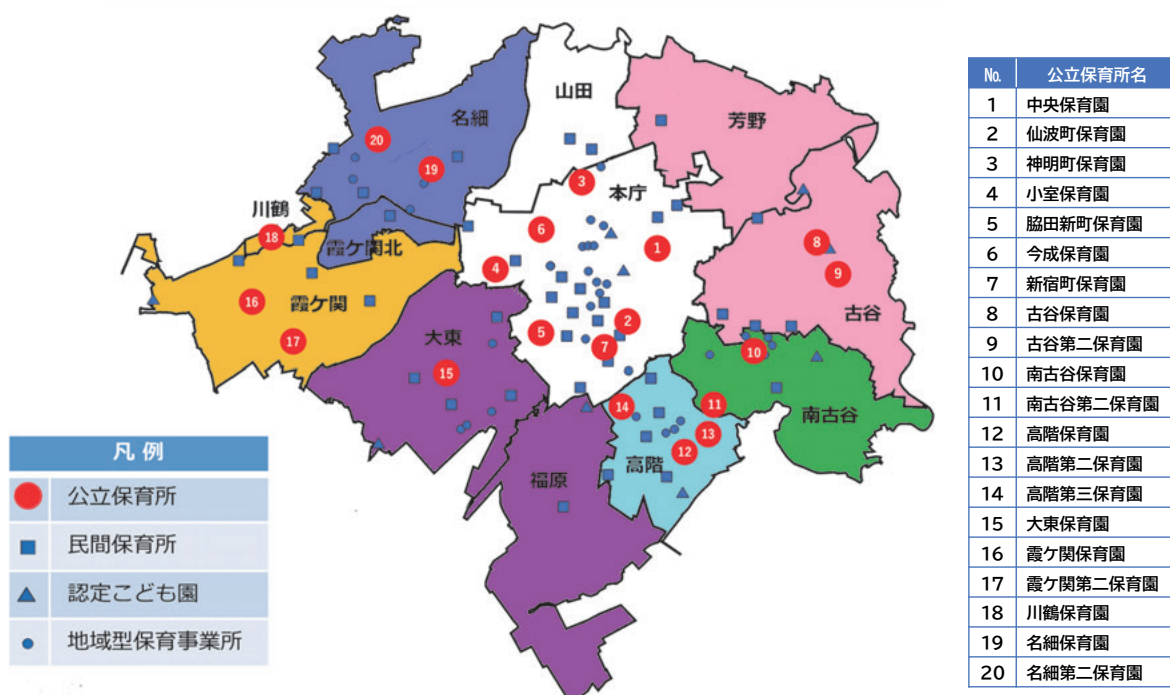
本市における保育施策については、公立保育所、民間保育所、それぞれの特長や役割のもと、保育所保育指針等に基づきそれぞれの保育の理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とします。

このような中で、公立保育所の役割を次のとおりとしています。

【公立保育所の役割】

- ①地域における子育て支援拠点としての役割
- ②保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割
- ③セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保

【参考：川越市公立保育所の配置図】



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業であり、地域の実情に応じて、市が実施しています。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(1)利用者支援事業	基本型・特定型	箇所	4	4	4	4	4
			4	4	4	4	4
	こども家庭セン ター型		3	3	3	3	3
			3	3	3	3	3
(2)時間外保育事業(延長保育事業)		人	2,041	2,009	1,979	1,972	1,975
			2,041	2,009	1,979	1,972	1,975
(3)放課後児童健全育成事業		人	4,097	4,311	4,465	4,534	4,571
【公設学童保育室】			4,097	4,311	4,465	4,534	4,571
(3)放課後児童健全育成事業		人	177	177	177	177	177
【民間放課後児童クラブ】			177	177	177	177	177
(4)子育て短期支援事業	トワイライトステ イ事業	人日	210	240	270	300	340
			210	240	270	300	340
	ショートステイ 事業		180	182	184	186	190
			180	182	184	186	190
(5)乳児家庭全戸訪問事業		人	2,134	2,123	2,120	2,126	2,136
			2,134	2,123	2,120	2,126	2,136
(6)養育支援訪問事業 その他要支援児童の 支援に資する事業	養育支援訪問 事業	人	10	10	10	10	10
			10	10	10	10	10
	要保護児童等	人	839	839	839	839	839
			839	839	839	839	839
(7)地域子育て支援拠点事業		人日	72,524	73,893	75,261	76,632	78,000
			72,524	73,893	75,261	76,632	78,000
(8)一時預かり事業	幼稚園等	人日	211,769	212,081	212,393	212,706	213,020
			211,769	212,081	212,393	212,706	213,020
	保育所等	人日	7,455	7,461	7,467	7,473	7,480
			60,460	60,460	60,460	60,460	60,460
(9)病児保育事業等		人日	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
			1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
(10)子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サポ ート・センター事業)	5歳児まで	人日	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532
			1,392	1,428	1,464	1,503	1,542
	就学後		4,540	4,540	4,540	4,540	4,540
			4,176	4,284	4,392	4,509	4,626
(11)妊婦健康診査		件	25,025	24,942	24,960	25,054	25,136
			25,025	24,942	24,960	25,054	25,136
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		人	710	710	710	710	710
			710	710	710	710	710
(13)多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業		—	—	—	—	—	—

(14)子育て世帯訪問支援事業	人	30	30	30	30	30
		30	30	30	30	30
(15)親子関係形成支援事業	人	40	40	40	40	40
		40	40	40	40	40
(16)妊婦等包括相談支援事業	件	6,402	6,369	6,360	6,378	6,408
		6,402	6,369	6,360	6,378	6,408
(17)産後ケア事業	人	285	284	284	284	286
		285	284	284	284	286
(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	人	30	29	30	30	30
		30	30	30	30	30
(19)児童育成支援拠点事業	—	—	—	—	—	—

※上段:量の見込み 下段:確保量

(1) 利用者支援事業

事業概要

【基本型】

妊娠中の方や、乳幼児とその保護者の方が、ニーズに合った教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、子育て支援センター(子育て安心施設3階)及び子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援コーディネーターが相談を受け付ける等、必要な支援の提供を行う事業です。

【特定型】

多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュ(保育士)を配置し、保育施設等の情報提供や個別のニーズに応じた保育サービスの提供を行う事業です。

【こども家庭センター型】

母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等への相談支援を行う等、切れ目ない支援を実施するとともに、こどもへの虐待に対する予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の相談について対応する事業です。

令和5年度の実績

基本型・特定型：4か所

母子保健型：2か所

量の見込みと確保方策

令和6年4月に、母子保健機能と児童福祉機能を兼ね備えたこども家庭センターを設置したことから、こども家庭センター型については、母子保健機能(これまでの母子保健型2か所)に、児童福祉機能(こども家庭課1か所)を加え、合計3か所となります。

量の見込みについては、現状の設置箇所数で対応できていることから現状維持としますが、引き続き、ニーズの把握に努めます。事業の実施にあたっては、専門職の配置及び育成を行う体制を整備することで提供体制を確保していくとともに、各家庭の個別ニーズの把握に努め、適切な支援と関係機関との連絡調整を行っていきます。

《基本型・特定型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
②確保量	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
②－①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

《こども家庭センター型》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②確保量	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②－①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

保育の必要性に応じて、保育標準時間(11時間)・保育短時間(8時間)の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業です。

令和5年度の実績

年間実利用児童数：1,957人

量の見込みと確保方策

過去の利用実績及び各地区の児童数の推計を基に算出しています。時間外保育事業は、公立と民間の全ての認可保育所で実施しており、保育所での受け入れ人数は、時間外保育事業の量の見込みを各年度・各地区ともに確保できる見込みです。

【全市合計】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,041 人	2,009 人	1,979 人	1,972 人	1,975 人
②確保量	2,041 人	2,009 人	1,979 人	1,972 人	1,975 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【A地区】本庁・山田	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	766 人	750 人	732 人	728 人	727 人
②確保量	766 人	750 人	732 人	728 人	727 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【B地区】芳野・古谷	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	156 人	148 人	142 人	136 人	132 人
②確保量	156 人	148 人	142 人	136 人	132 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【C地区】南古谷	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	77 人	75 人	72 人	71 人	71 人
②確保量	77 人	75 人	72 人	71 人	71 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【D地区】高階	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	404 人	407 人	409 人	411 人	418 人
②確保量	404 人	407 人	409 人	411 人	418 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【E地区】福原・大東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211 人	207 人	203 人	203 人	205 人
②確保量	211 人	207 人	203 人	203 人	205 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【F地区】霞ヶ関・川鶴	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	208 人	202 人	201 人	201 人	198 人
②確保量	208 人	202 人	201 人	201 人	198 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【G地区】霞ヶ関北・名細	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	219 人	220 人	220 人	222 人	224 人
②確保量	219 人	220 人	220 人	222 人	224 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 放課後児童健全育成事業

事業概要

就労等により保護者が留守になっている家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後、小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図る事業です。

令和5年度の実績

公設学童保育室及び民間放課後児童クラブ1室 合計33室

1～3年生:2,621 人

4～6年生: 753 人 合計 3,374 人

量の見込みと確保方策

本市では、市立小学校32校全ての校舎内、あるいは敷地内に学童保育室が設置されています。量の見込みについては、1年生の入室率や2年生以上の各学年の残留率を考慮し、算出しています。

なお、民間放課後児童クラブについては、小学校区に限らず、市全域から児童の受入れを行っているため、公設学童保育室とは別に見込量を算出する必要があります。また、民間放課後児童クラブは、事業者主体の事業であることから、推計値の算出ができないため、令和6年4月現在の実績値を基に見込量を算出しています。

今後は、見込量に対する実際の利用状況を確認しつつ、公設学童保育室及び民間放課後児童クラブにおいて児童の健全育成を図ります。

《公設学童保育室》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	全学年	4,097 人	4,311 人	4,465 人	4,534 人	4,571 人
	1年生	1,247 人	1,218 人	1,223 人	1,203 人	1,217 人
	2年生	1,049 人	1,175 人	1,148 人	1,155 人	1,142 人
	3年生	847 人	890 人	998 人	976 人	980 人
	4年生	559 人	596 人	636 人	713 人	694 人
	5年生	285 人	303 人	322 人	345 人	382 人
	6年生	110 人	129 人	138 人	142 人	156 人
② 確保量		4,097 人	4,311 人	4,465 人	4,534 人	4,571 人
② - ①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

《民間放課後児童クラブ》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見込み	全学年	177 人	177 人	177 人	177 人	177 人
	1年生	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
	2年生	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
	3年生	54 人	54 人	54 人	54 人	54 人
	4年生	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	5年生	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	6年生	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
② 確保量		177 人	177 人	177 人	177 人	177 人
② - ①		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

《小学校区別の量の見込みと確保方策》

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川越第一小	量の見込み(1～3年生)	105 人	112 人	116 人	128 人	128 人
	〃 (4～6年生)	47 人	52 人	50 人	48 人	54 人
	①合計	152 人	164 人	166 人	176 人	182 人
	確保量 (1～3年生)	105 人	112 人	116 人	128 人	128 人
	〃 (4～6年生)	47 人	52 人	50 人	48 人	54 人
	②合計	152 人	164 人	166 人	176 人	182 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
川越小	量の見込み(1～3年生)	86 人	92 人	98 人	93 人	88 人
	〃 (4～6年生)	25 人	27 人	25 人	26 人	30 人
	①合計	111 人	119 人	123 人	119 人	118 人
	確保量 (1～3年生)	86 人	92 人	98 人	93 人	88 人
	〃 (4～6年生)	25 人	27 人	25 人	26 人	30 人
	②合計	111 人	119 人	123 人	119 人	118 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
中央小	量の見込み(1～3年生)	94 人	96 人	96 人	81 人	89 人
	〃 (4～6年生)	34 人	35 人	39 人	43 人	42 人
	①合計	128 人	131 人	135 人	124 人	131 人
	確保量 (1～3年生)	94 人	96 人	96 人	81 人	89 人
	〃 (4～6年生)	34 人	35 人	39 人	43 人	42 人
	②合計	128 人	131 人	135 人	124 人	131 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
仙波小	量の見込み(1～3年生)	140 人	148 人	166 人	170 人	186 人
	〃 (4～6年生)	51 人	45 人	46 人	49 人	51 人
	①合計	191 人	193 人	212 人	219 人	237 人
	確保量 (1～3年生)	140 人	148 人	166 人	170 人	186 人
	〃 (4～6年生)	51 人	45 人	46 人	49 人	51 人
	②合計	191 人	193 人	212 人	219 人	237 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
武蔵野小	量の見込み(1～3年生)	130 人	118 人	111 人	110 人	109 人
	〃 (4～6年生)	31 人	42 人	47 人	43 人	40 人
	①合計	161 人	160 人	158 人	153 人	149 人
	確保量 (1～3年生)	130 人	118 人	111 人	110 人	109 人
	〃 (4～6年生)	31 人	42 人	47 人	43 人	40 人
	②合計	161 人	160 人	158 人	153 人	149 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新宿小	量の見込み(1～3年生)	92 人	92 人	93 人	89 人	96 人
	〃 (4～6年生)	25 人	26 人	27 人	32 人	29 人
	①合計	117 人	118 人	120 人	121 人	125 人
	確保量 (1～3年生)	92 人	92 人	93 人	89 人	96 人
	〃 (4～6年生)	25 人	26 人	27 人	32 人	29 人
	②合計	117 人	118 人	120 人	121 人	125 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
大塚小	量の見込み(1～3年生)	92 人	97 人	100 人	90 人	95 人
	〃 (4～6年生)	41 人	40 人	39 人	45 人	46 人
	①合計	133 人	137 人	139 人	135 人	141 人
	確保量 (1～3年生)	92 人	97 人	100 人	90 人	95 人
	〃 (4～6年生)	41 人	40 人	39 人	45 人	46 人
	②合計	133 人	137 人	139 人	135 人	141 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
泉小	量の見込み(1～3年生)	114 人	124 人	138 人	133 人	140 人
	〃 (4～6年生)	30 人	26 人	30 人	39 人	37 人
	①合計	144 人	150 人	168 人	172 人	177 人
	確保量 (1～3年生)	114 人	124 人	138 人	133 人	140 人
	〃 (4～6年生)	30 人	26 人	30 人	39 人	37 人
	②合計	144 人	150 人	168 人	172 人	177 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
月越小	量の見込み(1～3年生)	75 人	83 人	93 人	96 人	93 人
	〃 (4～6年生)	24 人	26 人	26 人	29 人	33 人
	①合計	99 人	109 人	119 人	125 人	126 人
	確保量 (1～3年生)	75 人	83 人	93 人	96 人	93 人
	〃 (4～6年生)	24 人	26 人	26 人	29 人	33 人
	②合計	99 人	109 人	119 人	125 人	126 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
今成小	量の見込み(1～3年生)	80 人	78 人	78 人	75 人	76 人
	〃 (4～6年生)	20 人	28 人	29 人	34 人	34 人
	①合計	100 人	106 人	107 人	109 人	110 人
	確保量 (1～3年生)	80 人	78 人	78 人	75 人	76 人
	〃 (4～6年生)	20 人	28 人	29 人	34 人	34 人
	②合計	100 人	106 人	107 人	109 人	110 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
芳野小	量の見込み(1～3年生)	35 人	40 人	36 人	37 人	37 人
	〃 (4～6年生)	16 人	18 人	19 人	19 人	22 人
	①合計	51 人	58 人	55 人	56 人	59 人
	確保量 (1～3年生)	35 人	40 人	36 人	37 人	37 人
	〃 (4～6年生)	16 人	18 人	19 人	19 人	22 人
	②合計	51 人	58 人	55 人	56 人	59 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
古谷小	量の見込み(1～3年生)	77 人	79 人	77 人	79 人	65 人
	〃 (4～6年生)	19 人	24 人	20 人	21 人	25 人
	①合計	96 人	103 人	97 人	100 人	90 人
	確保量 (1～3年生)	77 人	79 人	77 人	79 人	65 人
	〃 (4～6年生)	19 人	24 人	20 人	21 人	25 人
	②合計	96 人	103 人	97 人	100 人	90 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
南古谷小	量の見込み(1～3年生)	162 人	168 人	174 人	174 人	176 人
	〃 (4～6年生)	40 人	40 人	39 人	38 人	42 人
	①合計	202 人	208 人	213 人	212 人	218 人
	確保量 (1～3年生)	162 人	168 人	174 人	174 人	176 人
	〃 (4～6年生)	40 人	40 人	39 人	38 人	42 人
	②合計	202 人	208 人	213 人	212 人	218 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
牛子小	量の見込み(1～3年生)	92 人	95 人	93 人	93 人	92 人
	〃 (4～6年生)	28 人	27 人	31 人	33 人	32 人
	①合計	120 人	122 人	124 人	126 人	124 人
	確保量 (1～3年生)	92 人	95 人	93 人	93 人	92 人
	〃 (4～6年生)	28 人	27 人	31 人	33 人	32 人
	②合計	120 人	122 人	124 人	126 人	124 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高階小	量の見込み(1～3年生)	162 人	170 人	170 人	189 人	198 人
	〃 (4～6年生)	51 人	59 人	73 人	76 人	76 人
	①合計	213 人	229 人	243 人	265 人	274 人
	確保量 (1～3年生)	162 人	170 人	170 人	189 人	198 人
	〃 (4～6年生)	51 人	59 人	73 人	76 人	76 人
	②合計	213 人	229 人	243 人	265 人	274 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高階南小	量の見込み(1～3年生)	94 人	94 人	99 人	95 人	104 人
	〃 (4～6年生)	22 人	27 人	29 人	33 人	31 人
	①合計	116 人	121 人	128 人	128 人	135 人
	確保量 (1～3年生)	94 人	94 人	99 人	95 人	104 人
	〃 (4～6年生)	22 人	27 人	29 人	33 人	31 人
	②合計	116 人	121 人	128 人	128 人	135 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高階北小	量の見込み(1～3年生)	120 人	121 人	130 人	125 人	133 人
	〃 (4～6年生)	30 人	37 人	32 人	44 人	45 人
	①合計	150 人	158 人	162 人	169 人	178 人
	確保量 (1～3年生)	120 人	121 人	130 人	125 人	133 人
	〃 (4～6年生)	30 人	37 人	32 人	44 人	45 人
	②合計	150 人	158 人	162 人	169 人	178 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高階西小	量の見込み(1～3年生)	112 人	120 人	127 人	111 人	109 人
	〃 (4～6年生)	29 人	38 人	43 人	55 人	55 人
	①合計	141 人	158 人	170 人	166 人	164 人
	確保量 (1～3年生)	112 人	120 人	127 人	111 人	109 人
	〃 (4～6年生)	29 人	38 人	43 人	55 人	55 人
	②合計	141 人	158 人	170 人	166 人	164 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
寺尾小	量の見込み(1～3年生)	97 人	92 人	102 人	109 人	114 人
	〃 (4～6年生)	16 人	22 人	20 人	25 人	22 人
	①合計	113 人	114 人	122 人	134 人	136 人
	確保量 (1～3年生)	97 人	92 人	102 人	109 人	114 人
	〃 (4～6年生)	16 人	22 人	20 人	25 人	22 人
	②合計	113 人	114 人	122 人	134 人	136 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
福原小	量の見込み(1～3年生)	125 人	147 人	152 人	151 人	137 人
	〃 (4～6年生)	33 人	30 人	42 人	44 人	51 人
	①合計	158 人	177 人	194 人	195 人	188 人
	確保量 (1～3年生)	125 人	147 人	152 人	151 人	137 人
	〃 (4～6年生)	33 人	30 人	42 人	44 人	51 人
	②合計	158 人	177 人	194 人	195 人	188 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大東東小	量の見込み(1～3年生)	115 人	130 人	132 人	136 人	124 人
	〃 (4～6年生)	26 人	30 人	34 人	40 人	44 人
	①合計	141 人	160 人	166 人	176 人	168 人
	確保量 (1～3年生)	115 人	130 人	132 人	136 人	124 人
	〃 (4～6年生)	26 人	30 人	34 人	40 人	44 人
	②合計	141 人	160 人	166 人	176 人	168 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
大東西小	量の見込み(1～3年生)	75 人	74 人	82 人	85 人	83 人
	〃 (4～6年生)	23 人	25 人	24 人	22 人	23 人
	①合計	98 人	99 人	106 人	107 人	106 人
	確保量 (1～3年生)	75 人	74 人	82 人	85 人	83 人
	〃 (4～6年生)	23 人	25 人	24 人	22 人	23 人
	②合計	98 人	99 人	106 人	107 人	106 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
霞ヶ関小	量の見込み(1～3年生)	128 人	135 人	123 人	114 人	125 人
	〃 (4～6年生)	37 人	43 人	54 人	65 人	63 人
	①合計	165 人	178 人	177 人	179 人	188 人
	確保量 (1～3年生)	128 人	135 人	123 人	114 人	125 人
	〃 (4～6年生)	37 人	43 人	54 人	65 人	63 人
	②合計	165 人	178 人	177 人	179 人	188 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
霞ヶ関南小	量の見込み(1～3年生)	47 人	49 人	42 人	39 人	34 人
	〃 (4～6年生)	11 人	14 人	14 人	14 人	15 人
	①合計	58 人	63 人	56 人	53 人	49 人
	確保量 (1～3年生)	47 人	49 人	42 人	39 人	34 人
	〃 (4～6年生)	11 人	14 人	14 人	14 人	15 人
	②合計	58 人	63 人	56 人	53 人	49 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
霞ヶ関北小	量の見込み(1～3年生)	82 人	87 人	90 人	88 人	81 人
	〃 (4～6年生)	30 人	28 人	36 人	37 人	37 人
	①合計	112 人	115 人	126 人	125 人	118 人
	確保量 (1～3年生)	82 人	87 人	90 人	88 人	81 人
	〃 (4～6年生)	30 人	28 人	36 人	37 人	37 人
	②合計	112 人	115 人	126 人	125 人	118 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
霞ヶ関東小	量の見込み(1～3年生)	48 人	66 人	67 人	71 人	79 人
	〃 (4～6年生)	23 人	20 人	22 人	27 人	34 人
	①合計	71 人	86 人	89 人	98 人	113 人
	確保量 (1～3年生)	48 人	66 人	67 人	71 人	79 人
	〃 (4～6年生)	23 人	20 人	22 人	27 人	34 人
	②合計	71 人	86 人	89 人	98 人	113 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
霞ヶ関西小	量の見込み(1～3年生)	72 人	82 人	83 人	77 人	68 人
	〃 (4～6年生)	34 人	27 人	25 人	29 人	31 人
	①合計	106 人	109 人	108 人	106 人	99 人
	確保量 (1～3年生)	72 人	82 人	83 人	77 人	68 人
	〃 (4～6年生)	34 人	27 人	25 人	29 人	31 人
	②合計	106 人	109 人	108 人	106 人	99 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
川越西小	量の見込み(1～3年生)	75 人	76 人	73 人	78 人	78 人
	〃 (4～6年生)	29 人	28 人	33 人	29 人	29 人
	①合計	104 人	104 人	106 人	107 人	107 人
	確保量 (1～3年生)	75 人	76 人	73 人	78 人	78 人
	〃 (4～6年生)	29 人	28 人	33 人	29 人	29 人
	②合計	104 人	104 人	106 人	107 人	107 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
名細小	量の見込み(1～3年生)	113 人	114 人	116 人	112 人	105 人
	〃 (4～6年生)	41 人	44 人	41 人	42 人	44 人
	①合計	154 人	158 人	157 人	154 人	149 人
	確保量 (1～3年生)	113 人	114 人	116 人	112 人	105 人
	〃 (4～6年生)	41 人	44 人	41 人	42 人	44 人
	②合計	154 人	158 人	157 人	154 人	149 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
上戸小	量の見込み(1～3年生)	110 人	113 人	125 人	128 人	130 人
	〃 (4～6年生)	20 人	27 人	30 人	36 人	37 人
	①合計	130 人	140 人	155 人	164 人	167 人
	確保量 (1～3年生)	110 人	113 人	125 人	128 人	130 人
	〃 (4～6年生)	20 人	27 人	30 人	36 人	37 人
	②合計	130 人	140 人	155 人	164 人	167 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
広谷小	量の見込み(1～3年生)	69 人	70 人	71 人	69 人	69 人
	〃 (4～6年生)	25 人	28 人	28 人	30 人	29 人
	①合計	94 人	98 人	99 人	99 人	98 人
	確保量 (1～3年生)	69 人	70 人	71 人	69 人	69 人
	〃 (4～6年生)	25 人	28 人	28 人	30 人	29 人
	②合計	94 人	98 人	99 人	99 人	98 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
山田小	量の見込み(1～3年生)	125 人	121 人	116 人	109 人	98 人
	〃 (4～6年生)	43 人	45 人	49 人	53 人	49 人
	①合計	168 人	166 人	165 人	162 人	147 人
	確保量 (1～3年生)	125 人	121 人	116 人	109 人	98 人
	〃 (4～6年生)	43 人	45 人	49 人	53 人	49 人
	②合計	168 人	166 人	165 人	162 人	147 人
	②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 子育て短期支援事業

事業概要

【トワイライトステイ事業】

保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や夜間に不在となる場合に、こどもを児童養護施設等において一時的に預かり、保育や食事の提供を行う事業です。

【ショートステイ事業】

保護者の仕事や疾病、育児疲れ等の理由により家庭において養育ができない場合に、こどもを児童養護施設等で短期間預かり、宿泊を伴う養育支援を行う事業です。

令和5年度の実績

(トワイライトステイ事業) 延べ利用者数: 203人日

(ショートステイ事業) 延べ利用者数: 173人日

量の見込みと確保方策

新型コロナの感染拡大の影響を受け、利用者数が減少していたものの、近年再び利用が増加していることを踏まえて量を見込み、確保方策として、市内児童福祉施設1施設を確保しています。今後は、保護者の就労状況や家庭状況により本事業のサービスを必要とする世帯への周知を図りながら、利用者のニーズに合わせて事業の推進を図ります。

《トワイライトステイ事業》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	210 人日	240 人日	270 人日	300 人日	340 人日
②確保量	210 人日	240 人日	270 人日	300 人日	340 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

《ショートステイ事業》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	180 人日	182 人日	184 人日	186 人日	190 人日
②確保量	180 人日	182 人日	184 人日	186 人日	190 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援等を行う事業です。

令和5年度の実績

訪問数：2,089人

量の見込みと確保方策

量の見込みについて、人口の推計値から算出しており、確保量(提供体制)については、支援が必要な全ての利用希望者に対応できるよう、助産師、保健師等の必要な人数を確保することにより、事業を円滑に実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,134 人	2,123 人	2,120 人	2,126 人	2,136 人
②確保量	2,134 人	2,123 人	2,120 人	2,126 人	2,136 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

令和5年度の実績

養育支援訪問対象者数：8人

要保護児童等：839人

量の見込みと確保方策

養育支援訪問事業については、近年の実績に基づき、算出しています。要保護児童等については、直近の実績である要保護児童対策地域協議会登録児童の人数を基準とし、児童虐待対応件数は毎年増加してはいるものの、近年は増加数が緩やかになり、ほぼ横ばいとなっていることから、計画期間中の見込み量を全て同数としています。

《養育支援訪問事業》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
②確保量	10人	10人	10人	10人	10人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

《要保護児童等》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	839人	839人	839人	839人	839人
②確保量	839人	839人	839人	839人	839人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援するため、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座の実施などを行う事業です。

令和5年度の実績

利用実績数：69,786人日

量の見込みと確保方策

近年の実績に基づき量の見込みを算出し、確保量としては、全ての利用希望者に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。また、実施施設のない区域(霞ヶ関北・川鶴)については、隣接する区域等にある実施施設の利用により充足するものとしています。

今後、各区域における利用状況を確認しつつ、市全体の実施施設の配置バランスも踏まえながら、事業の推進を図ります。

《市全域》

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72,524 人日	73,893 人日	75,261 人日	76,632 人日	78,000 人日
②確保量	72,524 人日	73,893 人日	75,261 人日	76,632 人日	78,000 人日
実施箇所	24 箇所	25 箇所	25 箇所	25 箇所	25 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

《地区ごと》

本 庁	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36,068 人日	36,749 人日	37,429 人日	38,110 人日	38,792 人日
②確保量	36,068 人日	36,749 人日	37,429 人日	38,110 人日	38,792 人日
実施箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

芳 野	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,498 人日	1,526 人日	1,554 人日	1,583 人日	1,611 人日
②確保量	1,498 人日	1,526 人日	1,554 人日	1,583 人日	1,611 人日
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

古 谷	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,929 人日	1,965 人日	2,002 人日	2,038 人日	2,075 人日
②確保量	1,929 人日	1,965 人日	2,002 人日	2,038 人日	2,075 人日
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

南古谷	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,654 人日	1,685 人日	1,716 人日	1,748 人日	1,779 人日
②確保量	1,654 人日	1,685 人日	1,716 人日	1,748 人日	1,779 人日
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

高 階	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,215 人日	6,332 人日	6,450 人日	6,567 人日	6,684 人日
②確保量	6,215 人日	6,332 人日	6,450 人日	6,567 人日	6,684 人日
実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

福 原	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,478 人日	3,544 人日	3,610 人日	3,675 人日	3,741 人日
②確保量	3,478 人日	3,544 人日	3,610 人日	3,675 人日	3,741 人日
実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

大 東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,436 人日	7,577 人日	7,717 人日	7,858 人日	7,998 人日
②確保量	7,436 人日	7,577 人日	7,717 人日	7,858 人日	7,998 人日
実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

霞ヶ関	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,658 人日	6,783 人日	6,909 人日	7,035 人日	7,160 人日
②確保量	6,658 人日	6,783 人日	6,909 人日	7,035 人日	7,160 人日
実施箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

霞ヶ関北	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,388 人日	1,415 人日	1,441 人日	1,467 人日	1,493 人日
②確保量	1,388 人日	1,415 人日	1,441 人日	1,467 人日	1,493 人日
実施箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

名 細	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,252 人日	5,351 人日	5,450 人日	5,549 人日	5,648 人日
②確保量	5,252 人日	5,351 人日	5,450 人日	5,549 人日	5,648 人日
実施箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

山 田	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	448 人日	456 人日	464 人日	473 人日	481 人日
②確保量	448 人日	456 人日	464 人日	473 人日	481 人日
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

川 鶴	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	500 人日	510 人日	519 人日	529 人日	538 人日
②確保量	500 人日	510 人日	519 人日	529 人日	538 人日
実施箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8-1) 幼稚園等における一時預かり事業

事業概要

保護者の仕事等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業です。

令和5年度の実績

利用実績数： 211,148人日

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績と人口の推計値から算出し、確保量については、支援が必要な全ての利用希望者に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211,769 人日	212,081 人日	212,393 人日	212,706 人日	213,020 人日
1号等による一時的な利用	19,906 人日	20,003 人日	20,100 人日	20,197 人日	20,295 人日
2号(学校教育)による定期的な利用	191,863 人日	192,078 人日	192,293 人日	192,509 人日	192,725 人日
②確保量	211,769 人日	212,081 人日	212,393 人日	212,706 人日	213,020 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8-2) 保育所等における一時預かり事業

事業概要

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業です。

令和5年度の実績

利用実績数： 7,442人日

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績と人口の推計値から算出し、確保量は、市内の一時預かり事業を実施する保育所等における1日の定員数と開所日数を基に算出しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,455 人日	7,461 人日	7,467 人日	7,473 人日	7,480 人日
②確保量	60,460 人日	60,460 人日	60,460 人日	60,460 人日	60,460 人日
②－①	53,005 人日	52,999 人日	52,993 人日	52,987 人日	52,980 人日

(9) 病児保育事業等

事業概要

【病児保育事業】

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【緊急サポートセンター事業】

緊急時や病児・病後児及び宿泊を伴う預かり・送迎を実施し、ファミリー・サポート・センター事業を補完する病児・緊急対応強化事業です。

令和5年度の実績

利用実績数：1,061人日

量の見込みと確保方策

病児保育事業については、新型コロナの感染拡大の影響を受け、利用者数が減少していたものの、近年再び利用者数が増加していることから、新型コロナの発生以前の水準まで回復していくことを踏まえて量の見込みを算出しています。また、緊急サポートセンター事業については、近年の利用実績に基づいて量の見込みを算出しています。

確保方策(確保量)については、両事業ともに、全ての利用希望者に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日
②確保方策(量)	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日	1,250 人日
病児保育事業	1,005 人日	1,005 人日	1,005 人日	1,005 人日	1,005 人日
実施箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
緊急サポートセンター事業	245 人日	245 人日	245 人日	245 人日	245 人日
実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

子どもの送迎や預かり等の援助を希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

令和5年度の実績

活動件数：1,196人日（5歳児まで）
4,078人日（就学後）

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、近年の活動実績に基づいて算出しています。確保量については、事業周知等による提供会員数の増加を見込んで算出しており、計画期間中に、見込み量の確保を目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,072 人日	6,072 人日	6,072 人日	6,072 人日	6,072 人日
5 歳児まで	1,532 人日	1,532 人日	1,532 人日	1,532 人日	1,532 人日
就学後	4,540 人日	4,540 人日	4,540 人日	4,540 人日	4,540 人日
②確保量	5,568 人日	5,712 人日	5,856 人日	6,012 人日	6,168 人日
5 歳児まで	1,392 人日	1,428 人日	1,464 人日	1,503 人日	1,542 人日
就学後	4,176 人日	4,284 人日	4,392 人日	4,509 人日	4,626 人日
②－①(5 歳児まで)	▲140 人日	▲104 人日	▲68 人日	▲29 人日	10 人日
②－①(就学後)	▲364 人日	▲256 人日	▲148 人日	▲31 人日	86 人日
②－①(全体)	▲504 人日	▲360 人日	▲216 人日	▲60 人日	96 人日

(11) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦及び胎児の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促す事業です。

令和5年度の実績

延べ利用回数：24,525件

量の見込みと確保方策

量の見込みについては、実績及び人口の推計値から算出しており、全ての利用希望者に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25,025 件	24,942 件	24,960 件	25,054 件	25,136 件
②確保量	25,025 件	24,942 件	24,960 件	25,054 件	25,136 件
②－①	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用、又は子ども・子育て支援制度未移行の幼稚園における副食材料費について、世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合において、負担軽減を図るために助成を行う事業です。

令和5年度の実績

利用者数： 515人

量の見込みと確保方策

過去5年間の実績のうち、最大利用人数に対応できるように見込量を設定し、支援が必要な全ての利用希望者に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	710 人	710 人	710 人	710 人	710 人
②確保量	710 人	710 人	710 人	710 人	710 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

令和5年度の実績

なし

量の見込みと確保方策

新規事業者等が円滑に事業を実施できるよう必要に応じ支援を行います。

4 関連法の改正に伴う事業について

令和4年6月の児童福祉法の改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業が、また、令和6年6月に公布された、子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の3事業が、それぞれ地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

これらの事業についても、法に基づき、市町村支援事業計画において、「量の見込み」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

(1) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに訪問支援員を派遣し家事育児等の支援を実施する事業です。

提供区域

全市

量の見込みと確保方策

見込み量については、これまでの実績等により算出しており、確保量としては、支援が必要な全ての方に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。また、今後の実績や必要性に応じて、本計画の中間見直しの際に再度見込み量の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
②確保量	30人	30人	30人	30人	30人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、子育て支援のプログラムを実施し、良好な親子関係づくりを支援します。

提供区域

全市

量の見込みと確保方策

見込み量については、これまでの実績等により算出しており、確保量としては、支援が必要な全ての方に対応できるよう、算出した見込み量を確保していきます。また、今後の実績や必要性に応じて、本計画の中間見直しの際に再度見込み量の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②確保量	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3)妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行い、安心して出産・子育てができる環境を整える事業です。

提供区域

全市

量の見込みと確保方策

見込み量については、標準的な面談回数及び人口の推計値から算出しており、確保量としては、支援が必要な全ての利用希望者に対応できるよう、助産師、保健師等の必要な人数を確保することにより、事業を円滑に実施していきます。また、今後の実績や必要性に応じて、本計画の中間見直しの際に再度見込み量の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,402 件	6,369 件	6,360 件	6,378 件	6,408 件
②確保量	6,402 件	6,369 件	6,360 件	6,378 件	6,408 件
②－①	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(4)産後ケア事業

事業概要

産後1年以内の母子に対して保健指導、授乳指導、心身のケア及び育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

提供区域

全市

量の見込みと確保方策

見込み量については、過去の実績及び人口の推計値から算出しており、確保量としては、支援が必要な利用希望者が利用できるよう算出した見込み量を確保していきます。また、今後の実績や必要性に応じて、本計画の中間見直しの際に再度見込み量の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	285 人	284 人	284 人	284 人	286 人
②確保量	285 人	284 人	284 人	284 人	286 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

事業概要

満3歳未満の就学前の児童を対象として、保護者の就労要件を問わず、また時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度です。

提供区域

全市

量の見込みと確保方策

見込み量については、国から示された算出方法を参考に、人口の推計値や保育所を利用しない各年次の見込み児童数に加え、制度の実施初期ということを考慮し、利用率を想定した上で算出しています。また、確保量については、公立保育所のほか民間保育施設等と調整し、確保していきますが、今後の利用実績や必要性に応じて、本計画の中間見直しの際に再度見込み量と確保量の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	29 人 0 歳児：4 人 1 歳児：10 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人
②確保量	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人	30 人 0 歳児：4 人 1 歳児：11 人 2 歳児：15 人
②－①	0 人 0 歳児：0 人 1 歳児：0 人 2 歳児：0 人	1 人 0 歳児：0 人 1 歳児：1 人 2 歳児：0 人	0 人 0 歳児：0 人 1 歳児：0 人 2 歳児：0 人	0 人 0 歳児：0 人 1 歳児：0 人 2 歳児：0 人	0 人 0 歳児：0 人 1 歳児：0 人 2 歳児：0 人

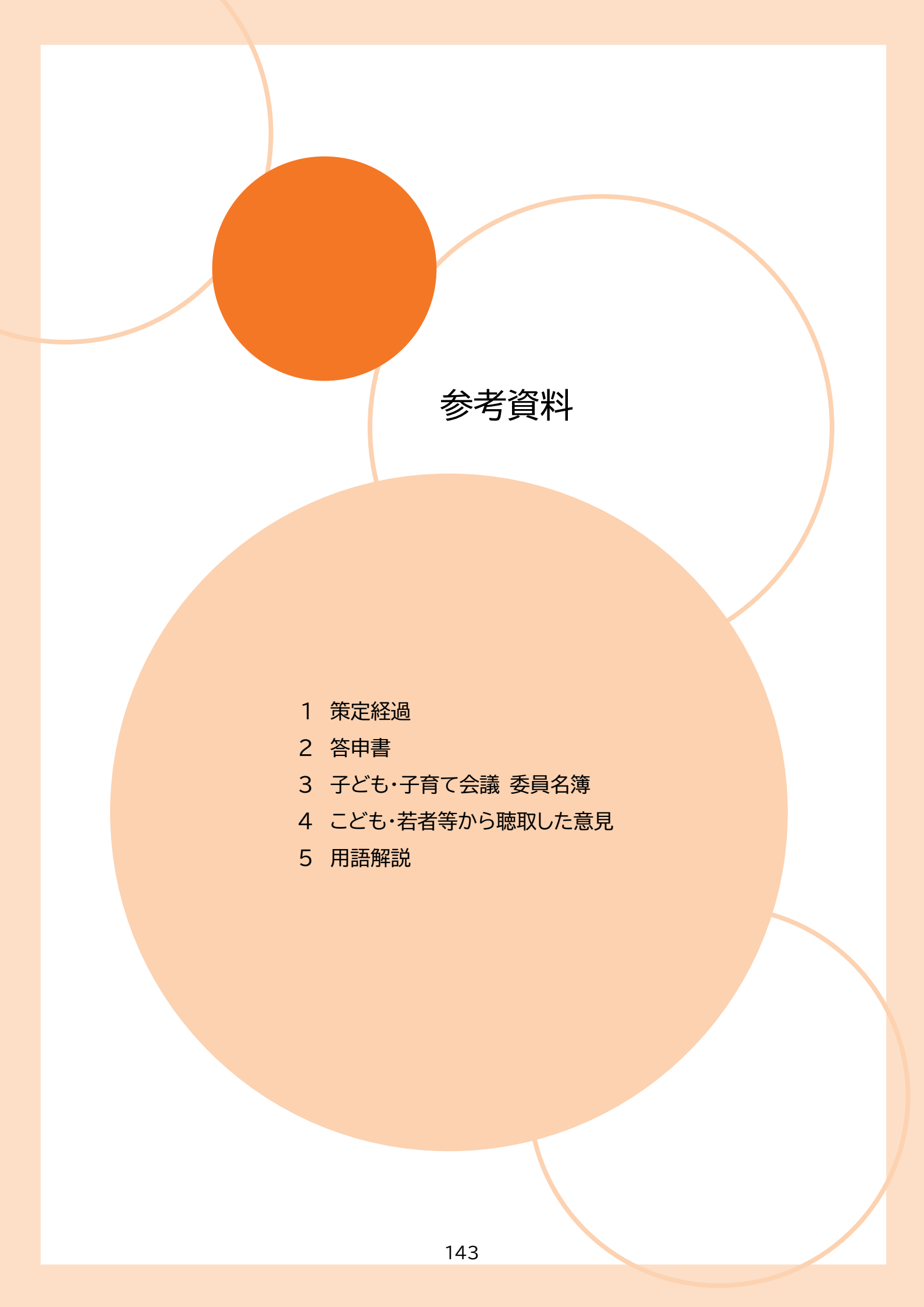
(6) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

対応方針

事業の実施に当たっては、支援内容に対応できる人材の確保をはじめとする提供体制の整備や、ニーズ量の把握など、検討すべき課題があります。このため、これらの課題や見込み量について検討を行います。



参考資料

- 1 策定経過
- 2 答申書
- 3 子ども・子育て会議 委員名簿
- 4 こども・若者等から聴取した意見
- 5 用語解説

1. 策定経過

年度	月日	内容
令和5年度	9月25日～10月20日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査
	12月4日～1月26日	子ども・若者の意識と生活に関する調査 若者の意識と生活に関する調査
令和6年度	5月2日	(仮称)川越市こども計画について、市長から川越市社会福祉審議会委員長に諮問
	5月9日	令和6年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)(仮称)川越市こども計画策定に向けて実施した調査について (2)(仮称)川越市こども計画策定に関する諮問について (3)(仮称)川越市こども計画の策定について
	7月2日	令和6年度第2回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)第2期川越市子ども・子育て支援事業計画令和5年度達成状況及び計画達成状況について (2)川越市こども計画の施策体系について (3)こども等への意見聴取の実施について
	7月8日～7月19日	こどもの居場所に関するオンラインアンケート
	7月9日～8月7日	こども・若者からの意見聴取
	8月9日	令和6年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) ★児童発達支援センター利用保護者からの意見聴取 (1)こども等への意見聴取の実施について (2)こどもの居場所に関するオンラインアンケート調査について (3)川越市こども計画の策定について
	10月11日	令和6年度第4回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画における量の見込みと確保方策について (2)川越市こども計画(素案)について
	11月13日	令和6年度第5回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画(原案)について (2)川越市こども計画(こども向け概要版)について
	11月27日～12月26日	意見公募(パブリックコメント)の実施
	2月6日	令和6年度第6回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議) (1)川越市こども計画の策定について ・パブリックコメントの結果について ・答申(案)調整について (2)川越市こども計画(こども版)について
	2月18日	(仮称)川越市こども計画について、川越市社会福祉審議会委員長から市長へ答申

2. 答申書

川 社 審 第 2 3 号
令和7年2月18日

川越市長 森田 初恵 様

川越市社会福祉審議会
委員長 佐藤 陽

(仮称) 川越市こども計画について (答申)

令和6年5月20日付け、川こ政発第90号で諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、延べ6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました結果、別添「川越市こども計画(案)」を取りまとめました。

貴職におかれましては、この答申を十分に踏まえて、「川越市こども計画」を策定されるよう要望するとともに、当該計画の実施にあたっては、各委員の意見を尊重しながら進行管理に努め、計画を着実に達成されるよう要望します。



3. 子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名		選 出 団 体・ 役 職
1	会長	平 野 方 紹	学識経験者 (元立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授)
2	副会長	鈴 木 晶 夫	川越市私立保育園協会 (社会福祉法人川越福祉会理事長)
3	委員	今 野 英 子	川越市議会(日本共産党議員団)
4	委員	松 本 き み	川越市議会(川越志政会)
5	委員	中 田 和 樹	児童養護施設 (母子生活支援施設カーサライラック 施設長)
6	委員	小 寺 智 子	学識経験者(弁護士)
7	委員	影 山 優 子	学識経験者(西武文理大学サービス経営学部健康福祉マネジメント学科教授)
8	委員	井 守 理 枝 子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
9	委員	有 光 博	埼玉県川越児童相談所
10	委員	山 田 誠 次	川越市障害者団体連絡協議会
11	委員	山 本 正 隆	川越市私立幼稚園・認定こども園協会(南双葉幼稚園園長)
12	委員	堀 口 雪 子	川越市校長会(大東西小学校校長)
13	委員	鈴 木 友 子	川越人権擁護委員協議会
14	委員	田 村 宏	川越商工会議所
15	委員	長 峰 す 美 子	川越市保健推進員協議会
16	委員	榎 本 英 恵	埼玉県助産師会川越地区
17	委員	近 藤 麻 由 子	NPO 法人川越子育てネットワーク
18	委員	福 木 孝	連合埼玉川越・西入間地域協議会
19	委員	春 原 稔	公募委員

4. こども・若者等から聴取した意見

(1) こども・若者から聴取した意見

本市職員が学校を訪問する等して、小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者に、対面で意見聴取を実施しました。6つのテーマ毎に聴取した主な意見を以下に紹介します。実施概要は本計画書10ページを参照ください。

こどもが市役所へ意見を出しやすくするために必要なこと・必要な環境

(対象:小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生)

- ・こどもだけで市役所に行けないので、今回の意見聴取のように職員が学校に来てくれば意見を言いやすい。【小学生・中学生からの意見】
- ・LINE等のSNSを使ったアンケートであれば意見を出しやすい。
【中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生からの意見】
- ・自分が出した意見で変わったこと(成果)が見えると、次にまた意見を出したいと思えるし、それを見た他のこどもも意見を出したくなると思う。【大学生からの意見】

放課後や休日に過ごしたい場所 (対象:小学生・中学生・高校生・特別支援学校生徒・大学生)

- ・こどもは移動手段も限られるため、そのことを考慮して居場所をつくってほしい。
(移動可能な範囲内に居場所を設ける、又はこどものための移動手段を設ける等)
【小学生・中学生からの意見】
- ・自習することができるスペースがほしい。(学校の図書室を自習で使うことができない。自習スペースにWi-Fiや電源があれば嬉しい。リアルタイムで空き状況がわかると嬉しい。)
【中学生・高校生・大学生からの意見】
- ・夏はエアコンで涼しく、冬は暖房で暖かい室内で友達とおしゃべりできるなど、自由に過ごせるスペースがほしい。【中学生・高校生・大学生からの意見】

将来について不安に思うこと、また川越市にサポートしてほしいこと

(対象:高校生・特別支援学校生徒・大学生・若者)

不安に思うこと

- ・一人暮らしをうまくできるか、また経済的に自立できるか不安に思う。
【高校生・特別支援学校生徒からの意見】
- ・今後の人口減少に伴う事業(売上)への影響が不安である。【若者からの意見】

行政にしてほしいサポート

- ・生活のこと等、気軽に相談できる場所があれば嬉しい。また、どこに相談すればよいのかわからないので、SNSで発信してほしい。【高校生・大学生からの意見】
- ・日本の職場文化を知りたいので、外国人留学生向けに日本で働く外国人の先輩からアドバイスを受けられる場があると嬉しい。【大学生からの意見】

参加してみたいと思える社会活動（対象：大学生）

- ・多世代の参加者全員が同じ感覚や思いを持てるような活動やイベントに参加したい。また、川越を舞台にした作品(アニメ等)とコラボしたイベントであれば参加したいと思う。
- ・日本人と外国人の学生による交流イベントの場が多くあれば嬉しい。
- ・大学生の中にはSNSの動画編集の技術力が高い人がいるので、例えば市の魅力を発信するPR動画制作等で市と学生とでコラボできたら面白いと思う。

ヤングケアラー事例認知の有無、及び想定される支援（対象：大学生）

- ・ヤングケアラーである状況を解決することも大事だが、まずはこども本人から話を聞いてあげることが大切だと思う。
- ・こどもから見える世界は狭いので、ヤングケアラーであってもそれが当たり前だと思っている可能性がある。そのため、ヤングケアラーの定義をわかりやすく周知し、気づきを与えることが重要であり、併せて、自身がヤングケアラーであるために失う可能性のある機会(勉強時間や友達と遊ぶ時間等)を示してあげることで、こども自身に声を上げてもらえるように促すことも必要だと思う。
- ・こども自身が声をあげるのはハードルが高いため、周囲の大人に気づきを与えることも有効だと思う。

川越市で住み続けたい、又は川越市に移住したいと思ってもらうために必要なもの

（対象：若者）

- ・市がこどもの教育にどれだけ力を入れているかは定住の一つの判断材料となるかと思う。そのため、市として教育に力を入れていることや、独自に取り組んでいるもの等、外部に積極的に周知すればよいのではないかな。また、周知の際には、文字ばかりではなく、図示する等、市民に読みやすいものとしてほしい。
- ・川越は繁華街もあり、郊外には豊かな自然もあるバランスの良い住みやすい街だと思う。また、特徴として観光地という点もあるが、日帰りで立ち寄る方がほとんどであり、なかなか郊外まで立ち寄る観光客はいない。そこで、観光客に対し、郊外の豊かな自然もうまくPRできれば、移住につながるのではないかなと思う。
- ・交通の便が悪く、自家用車がなければなかなか郊外に住むことは難しいと思う。(シャトルバスもあるが便数が少なく、利用しづらい。)

(2) 児童発達支援センター利用保護者から聴取した意見

「令和6年度第3回川越市子ども・子育て会議」の中で、児童発達支援センター利用保護者に意見聴取を実施しました。主な意見を以下に紹介します。実施概要は本計画書11ページを参照ください。

【障害のあるこどもの保護者】

- ・こどもは4歳になるが今もおむつが必須である。療育手帳でB判定を受けているものの、B判定以下だと紙おむつの支給がなく、おむつの購入費が経済的に負担となっている。B判定以下でもおむつが必要なこどもがいることを理解してもらい、おむつを支給してほしい。
- ・外出先でのおむつ替え台が小さいため、障害のあるこどもにとって使いづらいと感じている。多目的トイレのベッドも同様だが、特に体が大きくなったこどもの場合、安全におむつ替えをすることが難しいことがある。また、おむつ替え台や多目的トイレの数が少ないと感じている。そのため、より大きなおむつ替え台の設置や多目的トイレの増設をしてほしい。
- ・同じ障害のあるこどもの先輩ママの子育て論や実体験など、リアルな話を聞きたいと思う。そのような交流ができる場所に、もっとオープンに誰でも参加できるような仕組みがあればよい。現状、日程の縛りなどで、なかなかそのような場に参加できていないので、実施日数が増えるなど、柔軟に参加できるようにしてほしい。

【医療的ケアが必要なこどもの保護者】

- ・現在、在宅酸素や気管切開、吸引等が必要な医療的ケア児は通学バスを利用することができない。小学校入学後は看護師が同伴してくれる福祉タクシーの利用を予定しているが、週1回程度しか利用できないと聞いている。また、看護師を派遣する事業所を探すことが難しいという声もある。利用回数の見直しを検討するとともに、看護師を派遣してくれる事業所を探すことについて川越市や学校等に支援してもらえると助かる。
- ・医療的ケア児専用の通園・通学車両の運行を検討してほしい。東京都では既に医療的ケア児専用通学車両の運行が行われており、ガイドラインも策定されている。川越市でも、埼玉県や近隣の市町村と連携して、実態に即したガイドラインを策定し、運用してほしいと思う。
- ・保護者への就労支援が不足していると感じている。障害があるこどもを持つ家庭では、預け先が見つからず職場復帰が難しいケースが多い。こどもを預けるには療育と保育の両方が必要であるが川越市内でそのような施設は限られていること、またこどもを預けられる時間に限りがあることや夏休み等の長期休暇には預けられないことが職場復帰できない要因となっている。そのため、川越市児童発達支援センターには療育と保育の両方を提供し、保育園と同様の保育標準時間での預かりを実現してほしいと思う。また、小学校において医療的ケアが必要なこどもは入学後に親の付き添いが必須で、その期間が長いことが多い。学校内での教員等による医療行為が制限されているため、親は毎日付き添わざるを得ず、これが就労を困難にし、経済的な負担を大きくしていることを知してほしい。

5. 用語解説

あ行

●愛着形成

こどもが親などの特定の他者に対して情愛的なきずなをもち、自己肯定感など心の発達の基盤を育むこと。

●育児休業

労働者が原則として1歳に満たない子を養育するためにする休業。ただし、保育園に入所できないなどの一定の要件に該当する場合は、2歳まで休業可。

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)。

●SDGs

「SDGs=Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称である。平成27年9月に国連のサミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲット(具体目標)で構成されている。

●オールマイティーチャー

積極的な生徒指導を推進し、こどもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題を解決するために配置する市費臨時講師。

か行

●学童保育室

市内在住で小学校に就学している児童のうち、その保護者が就労等により常時留守になっている世帯の児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、授業終了後や夏休み等に市が提供している生活の場。

●加速化プラン

こども未来戦略の中で、集中的に取り組む具体的な施策を掲げたもの。子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進を主な施策とする。

●家庭児童相談員

こどもに関する発達や学校生活、人間関係等の悩み等に関し、専門的に相談指導業務に従事する者。

●家庭的保育事業

家庭的保育者が自宅又はその他の場所で、乳幼児の保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●キャリア教育

キャリアとは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねであり、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

●教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所の総称。

●居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●合計特殊出生率

ある年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年の出生状況がその後も変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に産むことが見込まれるこどもの数に相当するもの。

●コーホート変化率法

各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

●こども家庭センター

市内在住の妊産婦、子育て世帯、こどもたちに対し、母子保健部門と児童福祉部門が連携を強化し、一体的な相談支援を行うところ。専門的な相談を受けることができるように、資格を持った職員が配置されている。

●こども基本法

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

●子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画及び、その他子ども・子育て支援に関する業務を円滑に実施するための計画。

●子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するための法律。子ども・子育て支援給付、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援について定める。

●こども食堂

こどもがひとりでも安心して行くことができる所で、ごはんを無料又は安価で食べることができる。

●こども大綱

こども基本法に基づき、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定され、令和5年12月に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

●こどもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」で定められている4つの原則の1つ。こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるべきである、という考え方。

●子供の貧困対策に関する大綱

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で策定が定められている大綱。現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指している。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるため、基本的な方針、指標、重点施策等を盛り込んでいる。

●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立する

ことのないようにするため、基本理念や基本となる事項を定め、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としている。令和6年6月に法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められるとともに、目的、基本理念、基本的施策などの充実が盛り込まれた。

●こどもまんなか社会

こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」としている。

●こども未来戦略

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、3つの基本目標(①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく)を掲げて令和5年12月に策定された戦略。

●子ども・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。基本的な方針として5つの重点課題を挙げ(1. 全ての子供・若者の健やかな育成、2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援、3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備、4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成、5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援)、それらに対して基本的な施策を示している。

●子ども・若者育成支援推進法

こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について定め、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としている。令和6年6月の改正で、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に加えた。

さ行

●事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に施行された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策について定める。

●児童虐待

保護者が監護する18未満のこどもに対して行う行為で、次の4タイプに分類される。殴る・蹴るなど体に暴行を加える「身体的虐待」、わいせつな行為を行う「性的虐待」、こどもの保護を怠ったり養育を放棄したりする「ネグレクト」、言葉や態度などでこどもの心を傷つける「心理的虐待」。

●児童発達支援センター

市が運営する児童福祉施設で、発育発達に不安や心配のある就学前の児童の育ちと家族の子育てを支援している。「相談支援(一般相談・計画相談)」「専門相談」「親子教室」「通園(児童発達支援)」「保育所等訪問支援」等を行っている。

●児童福祉施設

児童福祉法に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称。児童福祉法に定めのある児童福祉施設は次の13施設。助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター。

●児童福祉法

18歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。

●児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つで、保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

●小規模保育事業

少人数(定員6人から19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、個々にあったきめ細やかな保育を行う事業。地域型保育事業の1つ。

●食育

生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

●スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

●成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

令和5年3月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた計画を各地方自治体が策定する際の手引き。計画の内容、計画の策定手順、期間、他計画等との関係等が示されている。

た行

●待機児童

保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している人の数と、育児休業中の人などいわゆる「除外4類型」に該当する人数を除いた数。

●多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

●地域型保育事業

児童福祉法に基づき、多様な施設や事業者を市町村が認可する保育事業。主に待機児童の多い0歳児から2歳児が対象で、少人数の単位で保育を行う。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。

●地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。保育を必要とするこどもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的としている。

●デートDV

交際相手からの暴力のこと。暴力には、精神的、身体的、経済的、性的なものなど、様々な種類がある。

●特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特定地域型保育事業

地域型保育給付費の支給対象となる事業を行う者として、市町村長の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業。

な行

●認可外保育施設

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設(保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む)の総称。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、概ね週5日、年間39週以上、施設で保護者と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。

●認定こども園

就学前の児童の教育と保育を一体的に行う幼稚園機能と保育園機能を併せ持つ施設。0歳児から3歳児は保育時間、4歳児から5歳児は教育時間・保育時間のいずれかを利用できる。

は行

●発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められているもの。

●不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産・死産あるいは早期新生児死亡の既往がある場合。

●副食材料費

おやつを含む、主食(お米、麺、パン等)以外のすべてを対象とする食材料費のこと。

●プレコンセプションケア

プレ(Pre)は「前に」、コンセプション(Conception)は「妊娠・受胎」を表し、ケアと併せて「妊娠前の健康管理」を意味する。2012年にはWHO(世界保健機関)が「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義し、様々な健康支援の場で取り上げられている。

●保育コンシェルジュ

保育課(市役所3階)や子育て世代包括支援センター(U-PLACE3階川越市民サービスステーション内)において、保育を希望される方からの入園に関する相談を受け、保護者の希望や就労状況等を確認し、認可保育園や一時預かり保育など個別のニーズに合った施設や保育サービスの情報を提供する保育士。

●放課後子供教室

こどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動を行うもの。

●放課後等デイサービス

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)又は難病により、療育を必要とする小学生から高校生を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進などを行う障害児通所支援サービスの1つ。

●母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関して定め、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。母子家庭等への福祉資金の貸付けや就業支援事業、自立支援給付金などの支援措置について定める。

●母子・父子自立支援員

配偶者のいない者で児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び相談指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に従事する者。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や行

●ヤングケアラー

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として子ども・若者育成支援推進法に定められている。こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものである。

●要支援児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童である要保護児童を除き、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

●要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、関係機関で必要な情報の交換や支援内容の協議を行う場として児童福祉法に位置づけられた協議会。

ら行

●ライフデザイン

ワーク・ライフ・バランスや生活環境の形成など、家庭や地域、コミュニティなど身近な生活の関わりを軸に、自分の将来をイメージして行動指針を作ること。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

働く全ての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

川越市こども計画

令和7年度～令和11年度

発行年月 令和7年3月

発行 川越市こども未来部こども政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

TEL 049-224-8811(代表)

TEL 049-224-6278(直通)

FAX 049-223-8786

HP <https://www.city.kawagoe.saitama.jp>



川越市シンボルマーク

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

